

岩手県立大学  
宮古短期大学部

自己点検・評価報告書

公立大学法人岩手県立大学

## 目 次

序言	1
本章	
第 1 節 理念・目的・教育目標	5
第 2 節 教育研究組織	9
第 3 節 学科・専攻科の教育内容・方法等	10
第 4 節 学生の受け入れ	35
第 5 節 学生生活	41
第 6 節 研究活動と研究環境	49
第 7 節 社会貢献	56
第 8 節 教員組織	60
第 9 節 事務組織	68
第 10 節 施設・設備等	74
第 11 節 図書館および図書・電子媒体等	79
第 12 節 管理運営	86
第 13 節 財務	94
第 14 節 自己点検・評価	101
第 15 節 情報公開・説明責任	107
終章	111

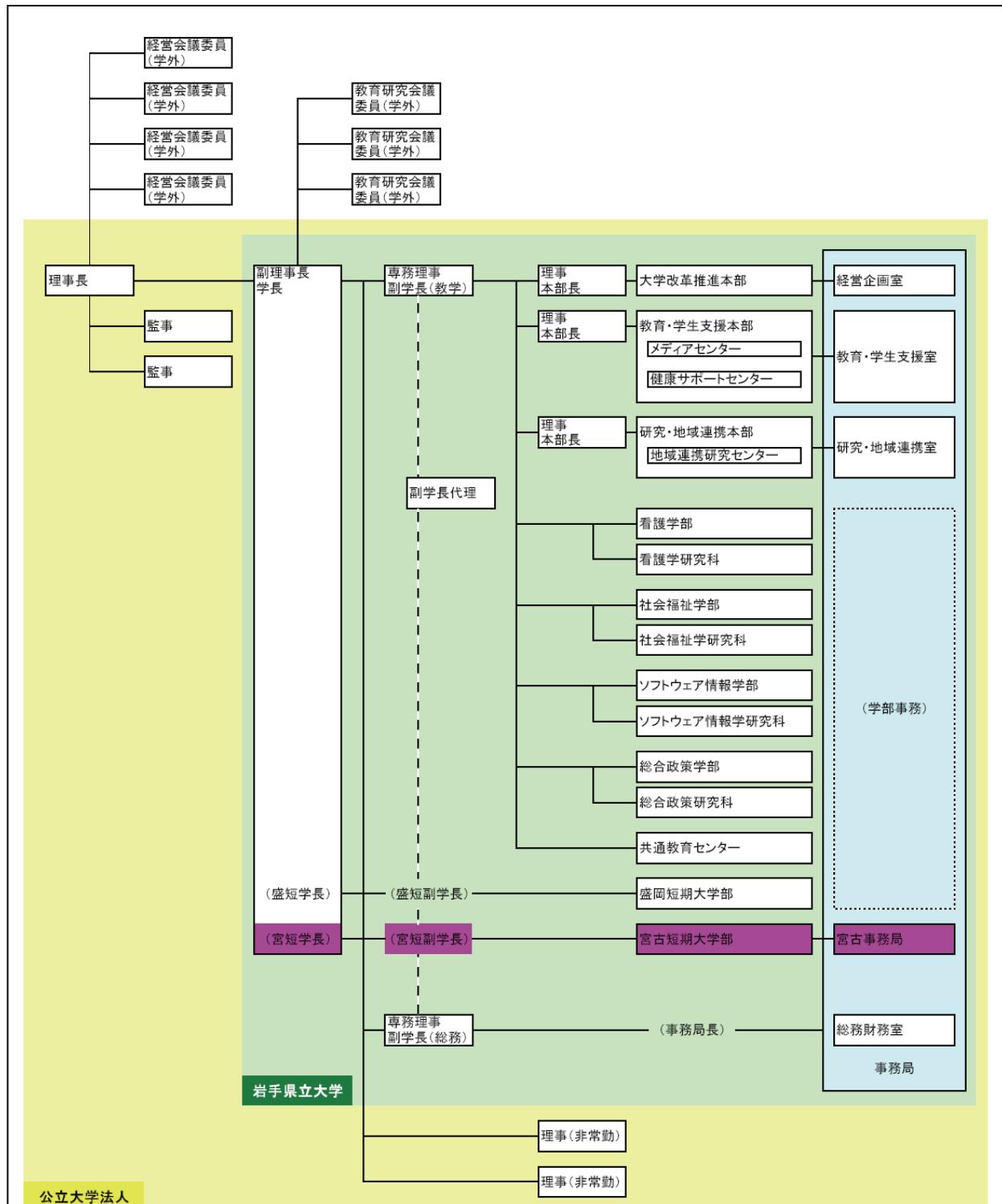
## 序　言

公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部（以下、本学）は、1990年（平成2年）4月に、経営情報学科1学科からなる岩手県立宮古短期大学として岩手県宮古市に開学した。岩手県立の短期大学としては、岩手県立盛岡短期大学に次ぐもので、広域な岩手県における三陸沿岸地域の高等教育の拠点として県民の熱い期待を担って開学した短期大学である。本学の経営情報学科は、公立の短期大学の学科構成としては当時草分け的存在であり、本学は開学以来、経営と情報を連絡統合させた教育内容の修得により、高い専門性を持ち社会の各層において即戦力となりうる人材の育成、さらに地域の発展にとってリーダー的存在となり得る人材の育成を目指してきた。本学は、開学以来今日までに県内を中心とし金融業など各種業界に多くの優れた人材を輩出してきており、本学が実践している人材の育成力は地域社会から広く認められるものとなっている。

1998年（平成10）4月の岩手県立大学4学部（看護学部、社会福祉学部、ソフトウェア情報学部、総合政策学部）の開学に伴い、本学は岩手県立盛岡短期大学とともにその併設短期大学部となり、名称を岩手県立大学宮古短期大学部に変更した。さらに、2004年（平成17）4月には、岩手県立大学の独立行政法人化に伴い、公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部として新たなスタートを切った。

公立大学法人岩手県立大学は、岩手県立大学、盛岡短期大学部、宮古短期大学部の1大学2短期大学を擁し、その全体の組織は以下の図のとおりである。

【公立大学法人岩手県立大学組織図】



組織図に見るとおり、本学の学長及び副学長は岩手県立大学の学長、副学長が兼務しており、また大学改革推進本部、教育・学生支援本部、研究・地域連携本部の3本部は、1大学2短期大学部全体の運営執行組織として設置されており、本学教員は3本部のもとに置かれた各種会議等の構成員でもある。このように、独立行政法人化移行後の公立大学法人岩手県立大学は、1大学2短期大学部が一

体となってその運営に当たっているが、岩手郡滝沢村の同一キャンパス内にある岩手県立大学4学部と盛岡短期大学部（以下「滝沢キャンパス」という）と異なり、設置場所が宮古市にある本学にあっては、その運営は多くの面において独自なものにならざるを得ない。独立行政法人化以降においても、本学の運営は学長、副学長のリーダーシップのもと学部長が教員と本学固有の事務局組織との連携・協力を図って行うことで、開学時からの理念・目標に基づき、公立の短期大学として地域に開かれた大学作りの道を推し進めている。

本学は、岩手県立宮古短期大学として開学以来17年の歴史を刻み、三陸地域における県立の高等教育機関として地域住民から信頼を寄せられている短期大学である。本学は、開学以来、その設立趣旨「高度情報化社会」の進展等社会の新しい潮流を背景として、地域の多様な要請に応えうる短期大学」としての使命に基づき、教育研究を推し進め人材育成に努めてきた。とりわけ本学は、短期大学2年間の在学期間を学生にとって生涯にわたる学習のファーストステージとして位置づけ、就職や編入学など、セカンドステージに向けての選択肢を増やし、活動の可能性を広げる役割を担うものと捉え、自己を見つめ直し、自らの力で目的を定め、挑戦してゆく意欲を育てるエンカレッジ教育を大学の運営の中心に据えて、その実践に努めてきた。本学に学ぶ学生が、2年間の短期大学生活を密度が濃く、稔りのある学習期間として主体的・能動的に生かすことを目標に据えた本学の教育方針である。

このように、本学は開学以来、公立の短期大学とし地域に開かれ、地域に貢献し得る人材育成に努めているが、現在わが国の大学・短期大学を取り巻く状況は、情報化やグローバル化が急激な勢いで進展する中、少子化・大学全入時代を迎えており、短期大学そのもののあり方が問われる厳しい状況下にある。本学においては、公立の短期大学としての使命や本学が掲げている教育理念を改めて自己点検し、本学が目指すべき改善の方策を立て、その実践を行うことで、短期本学としての社会的責任を果たしてゆかなければならない。とりわけ、上述のように県中央部から離れた沿岸地域にある本学は、岩手県立大学全体の大学運営理念のもと、単一学科の短期大学として独自な展開を探らざるを得ない面もあり、自己点検・評価に拠る改革・改善は極めて重要な意味を持っている。

開学以来本学は、教授会を中心として自己点検・評価を不斷に行ってきました。さらには、2002年（平成14）には、岩手県立大学、盛岡短期大学部と併せて自己点検・評価を実施し、その報告書を公表した。さらに、独立行政法人化移行後は、中期目標・中期計画に基づき年度ごとの年次計画を設置者である岩手県に提出し、自己点検・評価に拠る業務実績報告については、地方独立法人岩手県立大学評価委員会の評価を受審することで、本学の改革・改善に結びつけている。

以上のような自己点検・評価の経緯を踏まえ、本学では、2008年（平成20）年に大学基準協会に拠る第三者評価を受審することとし、短期大学としての本学のあり方につき、大学基準協会の評価点検項目につき本学教職員が一丸となって自己点検・評価を実施した。本報告書は、その点検評価項目に従った現状、点検評価、改善の方策の記述である。本学は、岩手県立大学の独立行政法人化に際し、本学の教育研究内容を改めて自己点検し、本学の将来構想につき種々の検討を行った。その結果、本学設立の趣旨、本学への入学志望生徒の実態等をも考慮するとき、本学の向かうべき道として短期大

学としてさらなる充実を図ってゆくこととなった。この度の自己点検・評価を通じ、さらには大学基準協会の評価を受けることで、本学のあるべき姿を改めて検証し、よりよい短期大学部としてさらなる発展を図ることとしている。

# 本 章

## 第1節 理念・目的・教育目標

### 1 理念・目的・教育目標

#### 【現状】

##### 《理念》

本学は、「高度情報化社会」の進展など、社会の新しい潮流を背景として、地域の多様な要請に応えうる短期大学、を設立の趣旨として設置されている。

本学は、「自然」「科学」「人間」が調和した新たな時代の創造を願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな人間性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間を育成する大学、を目指すことを建学の理念とした、岩手県立大学の短期大学部として、「広い教養と深い専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を目的としている（宮古短期大学部学則第1条）。

##### 《目的》

本学は、設置の目的を、（1）本県の高等教育機関を充実し、県民により的確な高等教育の機会を提供する、（2）時代の要請や地域のニーズに応えた教育研究内容を整備充実することにより、絶えず変化する時代に的確に対応できる有為な人材を育成し、さらに教育研究活動を通じて地域の発展に貢献する、（3）「開かれた短期大学」として、施設面、運営面で可能な限り、地域に短期大学を開放し、地域と結びついて、産業、文化の振興に貢献することとしている。

##### 《教育目標》

教育目標としては、2年間の課程を通じて、実社会に有用な知識と確かな専門技術を習得できる教育を実践することによって、職業人としての自信と豊かな教養、情報の取捨選択能力と活用能力を身につけるとともに、広い視野に立つ国際性や地域のリーダーとしての資質を培い、社会に貢献する有能な人材を育成することとしている。

本学では、2年間の課程を通じてその教育目標を達成するために、2年間を生涯にわたる学習のファーストステージとして捉え、学生が自らを見つめなおし、自らの力で目的を定め、挑戦していく意欲を育てるオフィスアワーを核としたエンカレッジ教育を、大学運営の中心に位置づけている。

#### 【点検・評価】

本学の学則第1条で定める職業又は実際生活に必要な能力を育成し、地域社会及び国際社会の発展に寄与することのできる人材育成を目的とし、経営についての知識、情報処理に関する知識・技術を身につけ、創造的視点に立った「地方」への深い考察の目を備えた人材を育成する教育目標は、地域社会の活性化が推し進められるとともに、進展する国際化の時代のなかで質の高い生活力を持った自

律的な人材が求められる現代社会において、その目指している方向は適正なものといえる。

また、経営情報学科の教育内容に即した、秘書技能検定、情報処理技術者検定、日商簿記検定、実用英語技能検定の各種資格試験に対応する教育指導を行うことで、理念とする職業又は実際生活に必要な能力を備えた人材育成を進めるとともに、本学が一体となってエンカレッジ教育を展開しており、深い知性と豊かな人間性を備えた人材の育成に努めている。

その結果、取得した各種資格を生かし金融保険業、情報通信業をはじめ、卸小売業、建設業、製造業飲食宿泊業など、多くの優れた人材を送り続けている。卒業生の就職先は、大学のある宮古市を中心とした三陸沿岸部のみでなく、盛岡市をはじめとした県内各地に及んでおり、平成4年の学科完成年度以降継続して全国平均を超える高い就職（内定）率を維持しており、地域社会の発展に寄与できる人材の育成は評価されている。平成18年度に実施した、卒業生が就職している企業等へのアンケートにおいて、本学の人材育成は高く評価されており、地域のリーダーとしての資質を培い、社会に貢献する有能な人材の育成の目標は達成されている。

しかしながら、卒業生の4年制大学への編入学者の増加に見られるように、少子化の時代における高学歴化への移行が進展するなかで、本学が目指している人材育成の目的・目標については、絶えず検討をしていかなければならない。

### 【改善の方策】

本学は、岩手県内でも特に過疎化・高齢化が進展している沿岸部に立地し、地域と結び付いて、産業・文化の振興に貢献することを、開学の趣旨の一つとしており、その趣旨は今後においても維持していくかなければならないものである。その趣旨を踏まえ、2年間の課程での人材育成の目的・目標は維持するとともに、時代状況、社会動向に対応し、学生の意識等をアンケート等により的確に把握しながら本学教授会において、より充実した教育内容と教育研究の質の向上について継続的に検討することとしている。

## 2 理念・目的・教育目標の周知

### 【現状】

毎年度当初、新入生を迎えてオリエンテーションを実施する。オリエンテーションは、大学キャンパス内の実施、さらに学外での全教員が参加するオリエンテーションキャンプを行い、その中で、学生便覧、履修関連の冊子「科目概要」を配布して履修指導を行い、教職員によって大学の理念・目的・目標について周知徹底を図っている。これによって、教員もまた理念・目的・教育目標の認識を深める機会としている。

本学の入学案内「INFORMATION」は、志願者に提供する目的で毎年更新して編集、印刷し、県内高等学校はじめ県外の関係諸機関に配布している。「INFORMATION」は、大学の教育目標、履修科目の分野・科目案内、資格取得、カリキュラム、就職・進学実績、教員の担当科目一覧、学生生

活等を紹介し、志願者に本学の魅力と教育内容を理解しやすさ、新しさに配意しながら、大学の広報活動の重要な媒体として継続している。

また、本学のさまざまな活動等を広く社会に発信・提供する、大学の広報活動の基軸情報メディアとしてホームページを開設している。

このホームページは、岩手県立大学と併設2短期大学部からなる公立大学岩手県立大学のホームページとして掲載しているもので、岩手県立大学に共通する建学の理念、教育の特色、教育研究組織等を掲載するとともに、そこからリンクされた本学独自のホームページには、本学の設置の趣旨、沿革、教育目標、経営情報学科の概要、教員の教育研究活動、入学案内、さらには本学最新の活動情報、各種イベントの案内など、大学の諸活動を総合的にもれなく掲載している。

特に、高校生など本学入学希望者に対しては、全授業科目のシラバス（授業概要）を全面的に公開し、本学の教育内容を紹介している。また、本学の特色ある教育として「オフィスアワーを核としたエンカレッジ教育」に関する紹介の冊子も県内高等学校等に配布している。

#### 【点検・評価】

新入生オリエンテーション、履修指導において、大学の理念・目的・目標につき周知徹底を図ることは、他のどの時期よりも効果的であり、有効である。特に、学外でのオリエンテーションキャンプでの大学教職員全員による個別の履修指導等は、学生にとって本学に学ぶことの意義の理解を深めに有効なものとなっている。

ホームページの情報は、受験生にとって志願大学を選択する際の第一次情報として多用されており、本学へのアクセス情報をも掲載した大学案内、入試情報、カリキュラム、シラバスなど各種情報を総合的に掲載しており、本学の理念・目的および教育内容の周知に効果的である。

#### 【改善の方策】

大学の理念・目的、大学の教育内容については、印刷メディアによる大学紹介やホームページ等において周知をより効果的に活用する。

大学が提供・発信するさまざまな情報については、平成19年度設置された大学改革推進本部において、大学広報活動の一環として全面的な見直しを検討し、情報を求め、受ける立場に立ったより一層きめ細かな情報コンテンツを作成するなど、情報化と広報とが一元化された体制を構築することが、検討されている。

本学の沿岸立地を踏まえ、公立大学法人岩手県立大学全体のなかでの本学の大学紹介等に加え、独自の広報活動等の必要性についても検討をしていく。

### 3 目的・教育目標の検証

#### 【現状】

大学の人材育成の目的・教育目標については、毎年度の志願者の動向、入試関連での県内高等学校の訪問時のヒアリング、卒業生の就職・進路状況等を踏まえ、学部教授会をはじめ学部運営会議において不斷に検討している。

また、岩手県立大学全体の取り組みとして、建学の理念に基づく中期目標により設定された中期計画の項目に沿って自己点検・評価を行っており、本学もその一環として自己点検・評価を行っている。この評価結果は、岩手県地方独立行政法人評価委員会による評価を受け、一般に公表されることとなる。

### 【点検・評価】

平成18年度からの盛岡短期大学部の将来構想検討に際して、同一の公立大学法人岩手県立大学併設の短期大学部として、本学の人材育成の目的・教育目標について学部教授会において検討した。本学の設立の趣旨、立地条件等を踏まえるとき、その目的・目標を継続して維持することの必要性が認識されている。

しかしながら、進展する少子化のなかで、地域社会が求める短期大学としての人材の育成像については、岩手県、特に本学が立地する沿岸地域の学外者の意見の聴取等が必要でもある。

自己点検・評価は、大学内の評価委員会による検討のみならず、県が設置した岩手県地方独立行政法人評価委員会による評価を受け、一般に公表されることとなっており、形骸化したものにならないような検証システムがとられている。

### 【改善の方策】

短期大学を取り巻く社会動向、時代状況をはじめ、本学に学ぶ学生の意識調査などを不断に行い自己点検・評価をし、本学の人材育成の目的・教育目標については学部教授会において常に点検している。さらに、外部の有識者が参加する教育研究会議においても行っている。

現在の検証システムは、平成17年4月の地方独立行政法人化とともに始まったばかりであり、内容も学外の委員等の評価を受け、その結果が最終的に県民等に広く周知されることで、公正性を担保されるものであることから、当面同様に実施し、問題点が見られた場合に改善する。

## 第2節 教育研究組織

### 教育研究組織

#### 【現状】

本学では、教育目標に対応する形で経営情報学科一科（入学定員100人）を置き、社会の情報化や国際化などに対応するため、経営についての知識、情報処理に関する知識・技術ならびに国際的知識を習得するとともに、創造的視点に立った「地方」への考察の「目」を養うことを目的として科目を構成し教育研究にあたっている（基礎データ表1）。

専門科目については、「時代の要請や地域のニーズに応えた教育研究内容を整備充実することにより、絶えず変化する時代に的確に対応できる有為な人材を育成し、さらに教育活動を通じて地域の発展に貢献する。」という設置理念に基づき、平成7年度から経営・会計コースと情報科学コースの2コース制を導入した。

開学当初、本学の経営情報学科は、公立の短期大学の学科構成としては草分け的存在であったが、その後、学生の進路も多様化し、学生の興味や関心、適性に対応した教育を行うことの必要性が高まったこと、また、就職先企業などにもコース制を設けることにより、学生の専門性をアピールするため、コース制を導入したものである。

この2つのコースにおいては、履修科目のウェイトの違いがあるが、両方の分野の科目を履修する形態となっており、学生は卒業するまでに、いずれかのコースの単位を満たすことが要求されている。なお、このコース制は、他の大学・短期大学などと異なり、学生が自分で決めて選択し、1年次のときに決めたコースを2年次になるときに変更することも可能であり、本学独自の方式である。（経営・会計コース：7割、情報科学コース：3割）。

#### 【点検・評価】

高度情報化社会に対応するため、経営についての知識、情報処理に関する知識・技術の達成に適した組織体制（第8節、教員組織で詳細に記述）にあり、個々の学生の個性や能力に応じた教育を実施している。

一方では、履修学生をみると、経営・会計コースの割合が多く、その点が一つの課題である。

#### 【改善の方策】

学生が主体的にコースを選択するという現在の形態は維持する。しかし、経営・会計コースと情報科学コースにおける履修学生の割合が異なることから、さらに、情報科学の必要性について、より分かりやすく説明する機会を設けていく。

### 第3節 学科・専攻科の教育内容・方法等

#### 【目標（全学）】

- 「実学実践」を中心とし、次のような教養教育と高度専門教育とを融合した「人間教育」を実践することにより、変動する社会の中で自律する地域・組織をリードする人材を養成する。  
短期大学部においては、教養性と専門性の融合による実践的な総合教育を推進するほか、高度情報社会の進展に対応するため、基礎的な情報処理能力の育成などを図る。
- 実践的課題を通じた人間教育を実現するため、教養教育と専門教育の融合や実践実習的な指導方法の開発など教育課程、教育方法の改善を図るほか、適切な成績評価制度の整備に取り組む。
- 学術情報機能の充実により、少人数教育、メディア教育に適した教育環境を計画的に整備するほか、岩手県立大学アイーナキャンパスの設置など社会人教育環境の拡充を図る。
- 学部・短期大学部間の単位互換などを進め、教育資源の有効かつ効果的な活用により学生の多様な教育機会の確保を図る。
- 教員がより質の高い教育を提供できるよう、学生による授業評価など教育評価システムの拡充やカリキュラムを定期的に評価する仕組みの整備、研修会の開催などを通じて、教育指導法の改善に努める。
- 少人数教育及び就学相談など個別相談指導体制の充実を図る。

【「公立大学法人岩手県立大学中期目標」の該当部分を抜粋】

#### 【目標（本学）】

以上の全学目標に基づき、以下のように具体的な本学目標を掲げ達成に向け努力している。

- 教育の成果に関する目標
  - ・ 1年次前期の基礎ゼミを通して速やかに大学教育になじませるとともに、情報リテラシー教育を強化し、情報社会の進展に対応した情報処理能力の育成を図る。
  - ・ オフィスアワーを中心とした学生一人ひとりに対するきめ細かな支援・指導を通して、自主的に課題解決して行く能力の育成に努める。
- 教育内容等に関する目標
  - ・ 学生をゼミ単位を基本として地域に密着した実践課題の調査・研究に積極的に参加させるほか、地域で活躍する社会人を講師として招くなど、社会の実情に即した教育課程の編成に努める。

- ・ 経営学、会計学、情報処理学の基礎を修得させた上で、学生が経営会計分野又は情報科学分野を選択し、学習できる方法の充実を図る。
  - ・ 成績評価では、シラバスに評価基準を明記し、厳密な評価に努める。
- 教育の実施体制等に関する目標
- ・ 教職員の適切な配置、教育に必要な設備・図書館・情報ネットワーク等の活用・整備を図る。
  - ・ 岩手県立大学の学部との単位互換などを進め、教育資源の有効かつ効果的な活用により学生に多様な教育機会を確保する。遠隔授業の活用も行う。
  - ・ 学生による授業評価結果や FD 活動などを生かし、教育指導の改善を図る。
- 学生への支援に関する目標
- ・ 企業訪問等により求人情報を的確に把握しながら、オフィスアワー等を通じて、一人ひとりの希望に沿った効果的な就職指導を行う。
  - ・ 四年制大学 3 年次編入学を希望する学生に対し、一人ひとりの意欲と学力に応じた指導をするなど、編入学指導の強化を図る。

【「公立大学法人岩手県立大学中期計画」の該当部分を抜粋】

## I 教育内容等

### 1 学科・専攻科の教育課程

#### 【現状】

教育課程の編成に当たっては、経営情報学科の専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮している。

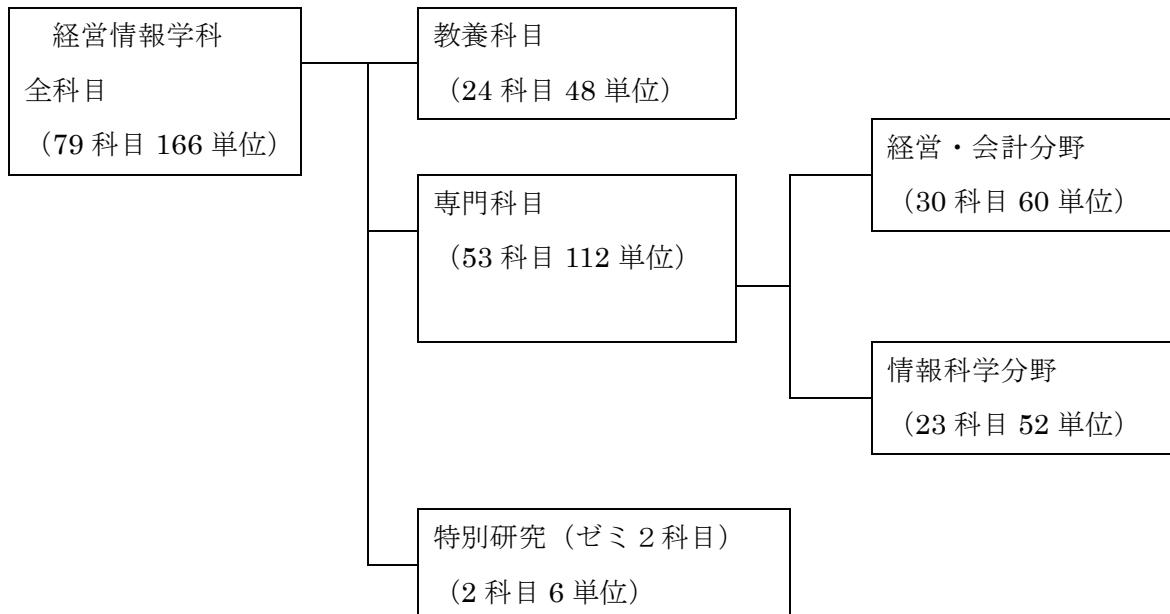
「2年間の課程を通じて、実社会に有用な知識と確かな専門技術を習得できる教育を実践する。」という学科の教育目標を達成するため、学生に豊かな人間性や実生活に必要な能力を身につけるための「教養科目(24 科目)」、実社会に有用な知識と専門技術を習得させるための「専門科目 (53 科目)」、少人数のゼミナール形式によって豊かな人間性や総合的な判断力や表現力を養成するための「特別研究 (2 科目)」を併せて 79 科目を置いている。

教育の体系については、79 科目 166 単位を置き、卒業必要単位は、62 単位以上としている。79 科目中、教養科目は 24 科目、専門科目（経営会計と情報科学）は 53 科目を配置している。専門科目の中に、経営会計分野に 4 科目、情報科学分野に 3 科目の専門基礎科目を設置し、両分野の 2 科目ずつを必修とすることで、早期に専門的基礎知識を習得させることを目的としている。さらに、特別研究を配置し、個別指導を徹底する仕組みとなっている。

また、学生それぞれの興味や関心、適性などによって専門選択科目を履修できるよう経営・会計コ

ースと情報科学コースを設けている。

#### 《科目の配置》



#### 《卒業必要単位》

科 目	必修・選択の別、分野	経営会計コース	情報科学コース
教養科目	必 修		6 単位
	選 択		8 単位以上
専門科目	選 択	42 単位以上	
		(経営会計分野及び情報科学分野の各専門基礎科目 4 単位以上を含む。)	
	分 野	経営会計分野 32 単位以上	10 単位以上
特別研究 I	必 修		4 単位
特別研究 II	必 修		2 単位
所要総単位数		62 単位以上	

なお、1年次前期に基礎ゼミ（教養科目、必修）において、少人数制で短期大学における学問的手法の基礎教育を実施している。2年次には、ゼミナール形式の特別研究Ⅰ・Ⅱの2科目（必修・1年後期に学生が所属する教員を決めるとしている）を設置し、互いに深く関連している。それは、多くの担当教員が特別研究Ⅰ（通年、4単位）で調査・研究したものを特別研究Ⅱ（後期、2単位）で論文にするという手順で進めており、より専門的なテーマについて主体的な学習を可能にしている。

#### 【点検・評価】

短期大学部の経営情報学科としては相応の科目を配置しており、教養、専門の各主要科目を専任の

教員が担当し、必要な科目は非常勤講師に依頼している。これにより本学が目指している教育は実践されている。

教育の体系としては、教育目標にあげる専門性を身につけるため、経営情報学の履修における 2 年の年限のなかで、より専門を修得しやすいようにコース設定を行っている。

各教育分野の位置づけは、教養科目においては、人文科学分野科目・自然科学分野科目・外国語科目・専門に関わる関連科目、基礎ゼミを開設している。情報リテラシーや倫理性を培う科目としてビジネスマナー、心理学も設置している。専門科目は、経営・会計コース、情報科学コースとともに、いくつかの専門基礎科目を置き、全ての専門科目の基礎となる知識や技術を教育した上で、それぞれの専門科目分野を選択的に学ばせる仕組みとなっている。特別研究においては、後期に卒業論文等の作成を行っている。

教養・専門各教育等の位置づけは、教務・学生委員会を中心として、問題点があれば見直しを行っており、現状ではうまく機能していると考えられる。今後も学生や社会のニーズを随時見極めながら、継続していくべきものである。また、専門科目のなかに選択・必修として専門基礎科目を設置したのは平成 15 年度からであるが、その教育目的・方法は軌道に乗っており、今後も継続していく。

各教育分野の配分は、短期大学として、全体の開設科目は 79 科目 166 単位であり、教養科目が 24 科目 48 単位であり、専門科目 53 科目 112 単位に対し、半分程度の割合を占めており妥当である。また、卒業所要単位は 62 単位であり、教育の系統性、時代のニーズに対応して、学生がコース選択を勘案して取得できることとなっている。そのうち、専門科目はコースと系統的習熟に対応しつつ、専門基礎科目を配置しており、専門の基礎から応用まで学ぶ仕組みになっており、妥当といえる。外国語科目は、ネイティヴを積極的にアシスタントとして活用し、国際化を十分に勘案した量的水準となっている。したがって、現状では妥当な教育の系統性であると考えられる。

なお、1 年次前期の基礎ゼミで基礎教育の導入を行っているが、2 年次の専門教育への導入としては、半期で基礎教育の充実を図るという意味ではもの足りない部分がある。

### 【改善方策】

ゼミについては、基礎教育の充実を図るため、1 年後期のゼミ設置の準備を進め、平成 20 年 4 月から導入する。

各教育分野の位置づけは、現状では適切で妥当であると考えられる。今後、学生や社会のニーズの変化を見極め、その都度検証することを怠らないようとする。

各教育分野の比重は、これからも、時代や社会のニーズに対応できる科目を開講していく。

さらに、今後、編入学希望の増加など学生の進路の多様化を見極めながら、隨時柔軟に対応していく。

## 2 履修科目の区分

### 【現状】

卒業所要単位は、経営会計分野・情報科学分野の各分野において、当該分野以外の科目を履修し、合計で 62 単位以上を取得しなければならない。なお、専門科目（42 単位以上）の選択に当たっては、専門基礎科目の 7 科目 14 単位の中から合計 8 単位（経営会計分野にあっては 4 科目から 2 科目、情報科学分野にあっては 3 科目から 2 科目、各 4 単位）を必ず履修するようになっている。

### 【点検・評価】

必須となる科目は、教養科目が 6 単位、特別研究Ⅰが 4 単位、特別研究Ⅱが 2 単位、合わせて 12 単位を設置している。さらに、選択科目の中に経営情報学科として専門科目の基礎となるものを専門基礎科目として設置している。他の選択科目は将来の進路を考慮した学生の学習方向に合わせて自由に選択できるようにしており、学生が主体的に学習できるという点ではメリットがある。一方、選択科目では、履修学生数に偏りが生じるケースが見られる。

### 【改善方策】

学生の履修状況を把握し、科目の配置等も検討しながら履修方法の適切性を検討する。とくに、学生は選択科目の選択方法が将来の進路と関連があるので、単に単位が取得しやすい科目だから履修することがないよう、さらに徹底する必要がある。

## 3 キャリア教育

### 【現状】

本学においては、次のとおりキャリア教育のための科目として設置している。

教養科目では、社会人としての実務・知識を学ぶ科目として、「文書実務」及び「ビジネスマナー」、「身近な会社法」及び「情報メディア入門（必修科目）」を開講しているほか、地域で活躍している実務家を講師とした地域総合講座では、講師の知識、経験等から社会人としての心構えを学んでいる。なお、平成 17 年度に行った学生アンケート結果によると、「キャリア形成に関わる正課の授業を履修」については、74.7 パーセントの学生が「履修している。」と回答している。

また、外部の専門講師に依頼して就職ガイダンスを実施し、就職試験や社会人としての心構えを学んでいる。e ラーニングを活用した就職活動支援にも取組んでいる。

さらに、特別研究の担当教員や就職相談員が学生の進路相談を行うことで、きめ細かな対応をしている。

### 【点検・評価】

文書実務、ビジネスマナー、地域総合講座といった科目と就職ガイダンスで、多方面からのキャリ

ア教育を行うとともに、いつでも使用できる就職用のeラーニングを活用している。

なお、キャリア教育として、現在1年後期にゼミがないことが課題である。

### 【改善方策】

本学では、各教員と就職相談員が学生の進路に対するサポートを行っている。とくに、各教員は基礎ゼミ、特別研究など少人数教育のなかで対応しているが、平成20年度以降設置予定の1年後期ゼミでさらに充実したサポート体制を構築していく。

## 4 インターンシップ、ボランティア

### 【現状】

インターンシップについては、就業意識を高め、就職のミスマッチを防ぐことを目的に、関係機関の協力を得ながら、平成15年度より実施している。

実施に当たっては、就職編入委員会が希望者に対し事前に説明会を開催するとともに、事後は感想文を提出させており、実績は、下表のとおりである。

年度	事業名	参加人員
15年度	宮古地方振興局インターンシップ	5人
16年度	宮古地方振興局インターンシップ 宮古市インターンシップ	14人
17年度	盛岡学生職業相談室インターンシップ 宮古地方振興局インターンシップ 宮古市インターンシップ	15人
18年度	盛岡学生職業相談室インターンシップ 宮古地方振興局インターンシップ 宮古市インターンシップ	12人

また、各種ボランティアへのサークルや学生個々の参加については、必要に応じて支援を行っている。学内にボランティア情報専用の掲示板を設置し、大学にボランティア募集案内があった場合などの周知を図っている。

なお、インターンシップ及びボランティアとともに、教育課程への導入は行っていない。

### 【点検・評価】

インターンシップは、希望業種の実際の業務を体験するだけでなく、自己の適性を考え、働くことの厳しさ・楽しさを実感するなど、参加した学生には進路選択の上で大きな刺激となっているが、参加する学生が少ない。

ボランティアは、サークルや学生個人で地域のボランティア活動に参加する、あるいはNPO法人のボランティアスタッフとして参加・活動している。

### 【改善方策】

インターンシップへの参加学生を増やすために、1) 学生の希望に併せた受入れ企業の開拓、2) 県外出身学生に対する県外でのインターンシップ情報の提供、インターンシップガイダンスの早期実施などを展開していく。教育課程への導入については、現在、地域特性からインターンシップをする企業が少ないので単位化を行っていないが、今後、インターンシップを実施する企業が多くなってくれば、その対応を考えていく。

ボランティアへの支援についても、必要に応じ対処していく。

## 5 資格取得

### 【現状】

本学では、経営情報学科の特徴や金融機関への就職が多いという特色から、入学後のオリエンテーションキャンプ等を通じ、日商簿記検定や秘書技能検定の内容を説明している。

平成 18 年度は、実用英語技能検定準 2 級の合格率が 40.0%、日商簿記検定 2 級の合格率が 66.7%、秘書技能検定 2 級の合格率が 50.7%、日商販売士検定 3 級の合格率が 50.0% となっている。

平成 17 年度以降は、基本情報処理技術者、初級アドミニストレータの合格者各 1 人を出している（基礎データ表 3 参照）。

なお、上記資格取得に向けて、関連する科目の講義での学習を通じて理解を深めるとともに、資格取得のためのサークル活動や各種講座などを活用している。

### 【点検・評価】

資格取得に向けて行っている学習が講義とも関係しており、資格の勉強を深めることにより、通常の授業への学習理解の向上や、学習意欲の向上にもつながっている。

取得した資格及びその勉強は、就職活動および卒業後の進路においても活かされている。特に、情報系の技術職、会社の経理等の職に従事する場合、在学時に取得した資格が活用されている。また、四年制大学への編入学後、さらに上位の情報系・簿記検定など資格取得に向けて学習しているケースが多くみられる。

### 【改善方策】

企業側から、情報系の資格や簿記検定などを在学時に取得するよう求められる資格があることからも、各種資格試験の周知並びに、受験者、合格者の増加に努めていく。

具体的には、これまでと同様に、関連する講義で学習機会を多くするとともに、学生に各種試験の試験日程等の周知ならびにパンフレット等を配布していく。

さらに、資格取得が卒業後の就職、進学等にも関連性があることをより一層、就職・編入ガイダンス等で周知していくとともに、今後も、オフィスアワー等の時間を活用して、教員が学生からの質問

等に迅速に対応するように努めていく。

## 6 高・大の接続

### 【現状】

推薦入試等での入学決定者に対する入学前教育は行っていないが、入学後は、導入教育として、オリエンテーションキャンプや新入生ガイダンスを開催するとともに、少人数（平均で7・8名の学生）での基礎ゼミで、社会人としての話し方、書き方、読み方、プレゼンテーションの仕方等を教えていく。さらに、基礎ゼミで効果を高めるため、年に数回、複数のゼミが合同で行う場合もある。

なお、オリエンテーションキャンプについてのアンケート結果によると、説明内容は、「よくわかった。」が14パーセント、「だいたいわかった。」が75パーセントとなっている。

本学の教育内容は、オープンキャンパスや高校訪問の際に説明しているほか、学校見学を希望する生徒には、休日を問わず隨時対応している。

また、本学の内容を知ってもらうため、本学の教員が中学校・高校に出向き、短大の授業を分かりやすく講義する出前講義を行っている。実績は、下表のとおりである。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
派遣先学校数	3	2	1	2
派遣教員(人)	3	4	1	4

### 【点検・評価】

入学後に導入教育を行うカリキュラムとなっている。オリエンテーションキャンプのアンケート結果によると、概ね説明内容が理解されている。しかし、近年の傾向として、入学生個々の学力にバラツキが生じていることが課題である。

出前講義については、中学・高校生からの依頼が増えてこない状況にある。その一因は、高校側に対するPR不足があると考えられる。

### 【改善方策】

基礎ゼミを中心に、それぞれの学生のレベルに合わせたきめ細やかな対応をし、社会人としての基礎的な知識や実践能力を培い、さらに、合同ゼミで各ゼミ生がプレゼンテーションを行うなど、学生が身につけるような指導を行う。

また、年度ごとに、高校訪問やオープンキャンパスで、情報収集や高校教員との意見交換を行い、高校教育と短大教育との違いを確認する。

出前講義については、趣旨が十分に周知されるよう、直接高校に出向くなどによって広報活動を強化する。

## 7 授業形態と単位の関係

### 【現状】

本学学則第4章第22条に定めるとおり、1単位の授業科目は、講義・実習と授業時間外の準備等を含め45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。講義・演習は15時間で1単位、実習及び実技は30時間で1単位、卒業研究・論文の単位については必要な学修等を考慮して別に定めている。演習および外国語についても、授業時間外の多くの学修時間を要するという実態に合わせて15時間で1単位という扱いをしている。また、特別研究Ⅰと特別研究Ⅱ（卒業研究・論文）は、本学教育目標に掲げる少人数教育を推進するうえで要となる性格を有しており、それぞれ通年4単位、15週2単位という扱いとしている。

また、授業形態および単位計算方法についても、学生便覧、シラバス、カリキュラム・履修計画ガイダンス等で学生に明示されている。

### 【点検・評価】

これらの基準は、短期大学設置基準（第7条第2項）及び本学の理念・目的・教育目標に沿ったものであり適切である。

授業形態及び単位計算方法については、問題なく運営されている。ただし、学生に対して単位修得にあたって授業時間以外での学修が前提になっていることを認識させていくことが重要である。

### 【改善方策】

授業時間外での学修が単位取得にとって不可欠であることをわかりやすくシラバス等に明記するとともに、カリキュラム・履修計画ガイダンスに加え、講義の中でもより強調していく。

## 8 単位互換、単位認定

### 【現状】

平成17年度から本学と岩手県立大学4学部との間で単位互換制度を設けている。また、本学の受講希望学生に対して、受講条件などを開講科目一覧表で作成・配布している。

本学からの出願資格は1年次後期からとなっており、岩手県立大学で修得した単位は、本学の自由聴講科目として修得したものと認定している。本学の学生が修得できる単位数は30単位までであり、単位認定については岩手県立大学の試験等の方法により判定した成績に基づく。

本学では平成18年度に1名の学生が他学部の科目を履修している。岩手県立大学からの利用者はいない（基礎データ表4）。

### 【点検・評価】

学生が岩手県立大学の関心のある授業を履修できる長所が考えられるが、岩手県立大学滝沢キャン

パスと約 110 キロメートル離れており、履修状況は、現在の水準でもやむを得ないと判断している。

### 【改善方策】

今後ともこの制度を堅持するとともに岩手県立大学との授業上の連携をさらに深めていく。

本学にも岩手県立大学にない特色ある科目を設置しており、今まで以上に周知する必要がある。

## 9 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮並びに生涯学習への対応

### 【現状】

社会人入学・留学生入学制度（については、本学の入学者選抜制度として定めて募集をしている。

ただし、平成 18 年度の入学生はいない。なお、留学生については、ゼミ指導教員を明確にし、親身の指導体制は整えている。

また、岩手県が研修のために派遣する者を研修員として受け入れている。（前期・後期毎に受付）

留学生等の状況は、下表のとおりである。

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
2 人（留学生）	1 人（研修員）	—	1 人（研修員）	—

生涯学習への対応については、カリキュラム上単位を付与しているものはなく、「第 7 節 社会貢献」の項を参照されたい。

### 【点検・評価】

外国人留学生に対してゼミ指導教員を明確にし、指導を行っており、現制度で問題ないと考える。

しかしながら、生涯学習の重要性が注目されている中、社会人入学者がここ数年いないのは残念である。

### 【改善方策】

社会人・留学生入学制度をさらに社会的に周知させる取組みを行うとともに、入学者への適切な指導体制を今後とも堅持する。

研修員については、一般学生に支障のない範囲で受け入れていく。

## 10 正課外教育

### 【現状】

資格取得支援としては、各担当教員が独自に、初級シニアド勉強会、シスコネットワークアカデミーを開催している。また、情報系の勉強会を開催しており、その結果、難易度が若干高い基本情報処理技術者試験、初級システムアドミニストレータ試験において、それぞれ合格者を出している。これらの資格は学生の就職活動ならびに、就職後、編入学後にそれぞれ活かされている。

就職、進学支援としては、就職編入委員会が中心となり、公務員ガイダンス、マイクアップ講座、インターンシップ、各種模擬試験（有料）、編入学試験対策の英語の勉強会等を行っている。

なお、学生の参加状況は、下表のとおりである。（インターンシップは、第3節、I 教育内容等、5 インターンシップに記載済）

	17年度	18年度
公務員ガイダンス	9	36
マイクアップ講座	—	27
各種模擬試験	延べ 122人	延べ 85人

### 【点検・評価】

資格取得支援として情報系の勉強会を開催しており、その結果、基本情報処理技術者試験、初級システムアドミニストレータ試験において、それぞれ合格者を出している。これらの資格は学生の就職活動ならびに、就職後、編入学後にそれぞれ活かされているケースが多くみられる。

資格取得支援、就職、進学支援の各活動において、それぞれ参加人数にはらつきがみられる。

特に、各種模擬試験が平成17年度に比べ18年度は減少している。

### 【改善方策】

今後も就職・編入ガイダンス等を通じて、各活動の開催日程・内容等を周知徹底し、参加学生を増やすよう努めていく。また、各活動が就職活動、卒業後の進路にも活用されていることを積極的に紹介していく。

各活動を継続的に開催する一方で、各活動の内容・日程に関して、また、新規の活動の開催等について、必要に応じて検討及び改善を図っていく。

## II 教育方法等

### 1 履修指導

#### 【現状】

本学のカリキュラムは、専門科目の取得において、経営・会計コースと情報科学コースとに分かれ、科目の履修を進めるとともに、それらの中に専門基礎科目という選択必修的な位置づけを持つ科目を設けている。

履修指導に当たっては、学生の理解を深めるために全教員が参加し、入学後の1泊2日の日程でオリエンテーションキャンプを実施しているほか、前期、後期にそれぞれ、カリキュラム・履修計画ガイダンスを実施している。これらを通じて、コース別の学習などの履修内容についての説明を行っている。毎年、全学生を対象としており、概ね本学の教育についての理解は得られていると考え

ている。個々の授業の中で各教員が、授業開始当初に他の科目との関連や資格取得、さらに必要に応じて就職等の進路との関連についての案内も行っており、より具体的に教育内容の説明を行っている。

履修登録は、カリキュラム・履修計画ガイドで説明の後に1週間程度の期間を設けて行っている。登録後も一定期間においては修正も行えるようにしている。

学生の学習意欲を促進する仕組みについては、平成17年度に宮古短期大学部学生表彰規程を制定し、学業又は研究活動において特に顕著な業績をあげた学生に学長賞を、課外活動や社会活動において特に顕著な成果（功績）をあげた学生に学長特別賞を授与している。

次に、本学では、平成15年度から「学生主役の教育」、「分かりやすい授業」を目指し、オフィスアワーを核としたエンカレッジ教育に取り組んでいる。

オフィスアワーは、毎週水曜日の3時間限を本学一斉の実施とし、全教員が研究室を開放し、学習から進路、さらには生活全般にわたる相談に応じている（下表参照）。また、現実には定められたオフィスアワーの時間以外にも、多くの学生の研究室来訪があり、教員と学生の距離が近いことを反映した結果である。（下表参照）。学習意欲の促進のために、オフィスアワーを中心として、学生と教員が接する機会をより多く持つことで、学生からの講義について、質問や要望、履修指導や進路支援など学生の側に立った指導を行うことが可能となっており、学生の意欲を引き出している。

#### ○ 一斉オフィスアワー（水曜3限）へ来訪のあった研究室（教員）数

	18年度 後期	18年度 前期	17年度 後期	17年度 前期	16年度 後期	16年度 前期
①全ての回数	1	0	0	1	2	2
②10～14回 (*1)	2	3	4	4	1	4
③6～9回 (*2)	3	6	4	4	4	8
④1～5回 (*3)	7	6	5	3	7	2
⑤0回	0	0	0	1	0	0
計	13	15	13	13	14	16

(\*1) 18年度後期 10・12回、17年度 10・13回、16年度 9・12回で区分。

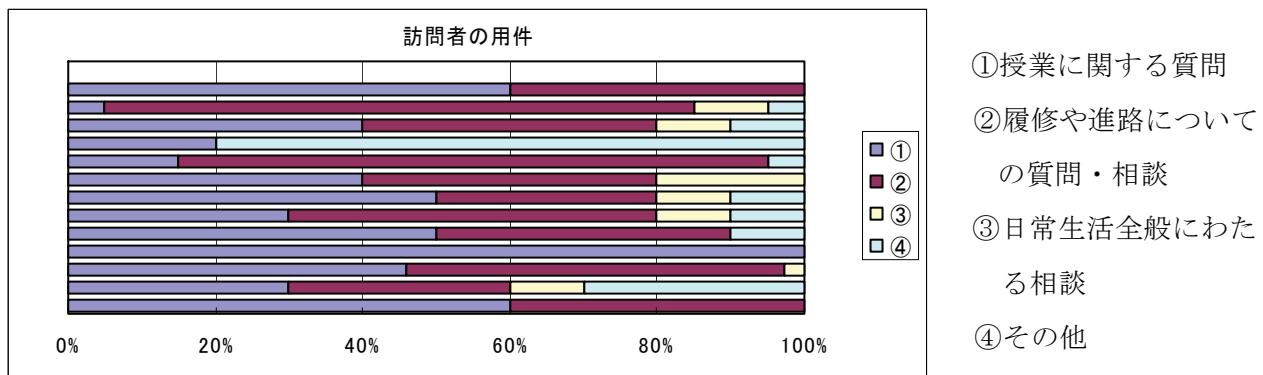
(\*2) 16年度 4～8回で区分。

(\*3) 16年度 1～3回で区分。

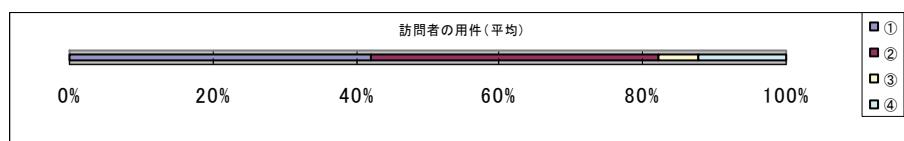
#### ○ オフィスアワーとその他の時間との比較

	18年度 後期	18年度 前期	17年度 後期	17年度 前期
①オフィスアワーの方がかなり多い	0	0	1	1
②オフィスアワーの方がやや多い	0	0	0	0
③ほぼ同じである	1	2	3	2
④その他の時間の方がやや多い	4	3	3	4
⑤その他の時間の方がかなり多い	8	10	6	6
計	13	15	13	13

○ 相談内容の内訳（平成 18 年度後期、教員別）



全体



本学では、教務・学生委員会を中心として、学習及び生活支援体制を敷いている。

その体制の一つとして、履修指導を補完する取組みとして、前期・後期とも 15 回の授業のうち 5 回毎に学生の授業への出欠状態を各教員が取りまとめ、その状況を電子媒体により事務局に報告する。事務局で集計し、教務・学生委員会の学生生活支援担当に報告することによって、学生生活支援担当が、欠席の目立つ学生をピックアップし、個別に面談を行い、履修指導も含めた学習意欲の改善への助言を行っている。さらに、その結果を学部運営会議や教授会で報告して情報を共有することにより、各教員が担当ゼミ学生に対して、履修指導や学習支援、進路支援も行っており、適切、かつきめ細やかに学生への学習支援を行うことで、少人数制教育のメリットを生かしている。

学生との個別面談では、履修内容から生活相談まで、あらゆる相談に応じているが、内容によっては（特に生活面や悩みごと）、ゼミ担当教員やオフィスアワー等で対応した教員から、必要に応じて専門カウンセラーに繋いでいる。

こうした学生主役の教育方針ときめ細かい個別指導の成果は、学生の就職、編入学状況や退学者数にも表れている（基礎データ表 6、表 12）。

留年者は、平成 2 年開学以来、ほとんどいない。平成 18 年度の留年者はゼロである（基礎データ表 9）。

### 【点検・評価】

カリキュラム・履修計画ガイド等で、ほぼ全学生に対しての説明が行われている。内容も、ほぼ適切に盛り込まれていると考えられるが、授業評価や個々の授業の質疑応答の中から、さらなる検討を加えながら改善を行っていく必要がある。このガイド等には、全教員が参加することで、学

習指導に対する教員間の意思統一が図られている。

学生の学習意欲を促進する仕組みについては、成績優秀者等に与えられる学長表彰の制度は、学生にも認知されており、学習意欲を促進する仕組みとして機能している。

次に、オフィスアワーを水曜日 3 時限に定期的かつ一斉に設けることで、学生にとって気軽に履修、学習や生活の相談を行うことが可能であり、「学生主役の教育」「わかりやすい教育」に向けた支援体制を整えている。さらに、各教員が隨時可能な限り学生の相談に応じている。相談件数としては、むしろ後者の方が多い傾向にあり、教員と学生の「距離の近い」本学の特色が表れている。また、相談内容は、授業に関する質問、履修・進路に関する相談がいずれも 40 パーセントであり、内容によつては、関係部署に繋いでおり、適切な対応を行っている。

学生支援体制として、学生支援担当が全体の授業への出欠調査、成績のチェックを行い、学生個々の学習状況等を把握することで、成績不振者への履修指導等を行っている。また、ゼミの担当教員が所属学生を学生支援担当の教員と連携しながら指導、助言、サポートし、一層の指導効果をあげている。さらに、必要な場合にはカウンセラーとも連携を図り対策を施している。この継続的な指導の結果、学生生活、学習に対する取り組みの乱れの早期発見ができるており、近年、留年者ゼロという結果をもたらしていると思われる。

留年者が出了場合は、定期的に学習生活支援担当教員が面談を行い、学習状況を確認し、留年者の相談にのることで、大学生活を送る上で、支障なく勉学に取り組み、卒業に向けての支援体制を整えている。さらに、留年者に対しては、必要に応じて特別研究の変更も認めている。

### 【改善の方策】

カリキュラム・履修計画ガイド等では、相応に理解を得られていると思われるが、より学生に理解しやすいものにしていく。具体的には、学生による授業評価の結果や教員が各自の授業について行っている授業への意見等を集め、それらを分析し結果を反映することで学生に目的意識や意欲を持たせるような説明を行っていく。

学生の学習意欲を促進する仕組みについては、現行の学長表彰制度を引き続き継続して運用していく。

次に、オフィスアワーの実施に当たっては、前後期に行われているオフィスアワーアンケート集計資料をもとに学生の立場に立って対応していく。その際、オフィスアワー以外の研究室来訪者が多いことを考慮して、今後のオフィスアワーのあり方を検討していく。また、オフィスアワー制度とカウンセラー制度は、連携を有効かつ効率的に構築していくべきであり、問題を抱えた学生に関してゼミ担当教員とカウンセラーとの定期的な意見交換の場を設けるなど連携をより密にしていく必要がある。

次に、履修指導として個別的な面であるが、成績不振者等への学習及び生活面の支援体制を、今後も維持していく。また、留年者が出了場合、面談を行う等のサポート体制をこれまでと同様に維持していく。さらに、必要に応じて、保護者とも連絡を密にすることで、大学と家庭が協力して、当該留

年者の卒業に向けての支援を行っていく。

## 2 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

### 【現状】

平成2年の開学時から科目等履修生及び聴講生の募集要項を定め、毎年度募集しているが、平成17年度、18年度及び19年度は応募がなかった。科目等履修生及び聴講生等が入学した場合は、科目担当教員が中心となって指導を行うこととしており、学習指導の他にも必要に応じて生活面でもサポートを行うことにより、適切な学習環境を整えられるようにしている。また、ゼミ学生等の一般の学生とのコミュニケーションの場も担当教員を通じて設けることや、本学の学園祭やスポーツ祭への参加によって、他の学生と交流も持てるような環境作りも提供することとしている。

### 【点検・評価】

学習面や生活面において科目担当教員がサポートを行うこととしていることから、教育指導上の適切な配慮をしており、科目等履修生、聴講生等に対して充分な学習及び生活環境を提供している。

### 【改善方策】

科目等履修生、聴講生等は一般の学生との基礎学力の差異があることも考慮し、個々の学生の能力に応じて、科目担当教員あるいは関連科目の担当教員を中心に学習支援を行っていく。

## 3 授業形態と授業方法の関係

### 【現状】

授業形態は、下表のとおりであり、経営情報学科という特徴から、パソコンを利用する授業などは演習形式、その他の授業は講義が中心となっている。

区分	科目数	割合 (%)	備考
講義	66	83.5	
演習	13	16.5	基礎ゼミ、特別研究を含む。
計	79	100	

授業で使用する教室は、小規模収容の教室の利用が多く、少人数教育を実践している（基礎データ表29）。

なお、1年次の導入教育である基礎ゼミは、学生の学習レベルをそろえ、調査・発表の能力を涵養し、さらに学生の連帯と生活支援という点からも効果を發揮している。

### 【点検・評価】

本学の少人数教育の実現という理念からも、ゼミを含む演習的科目は 13 科目であり、妥当なものである。また、講義形式の授業科目の中でも、大講義室（収容人員 250 人）を使用する科目は前期 7 科目、後期 10 科目であり、その他は各教室（収容人員 50 名）を利用して少人数教育を行っている。

### 【改善の方策】

今後ともこのスタイルとシステムを堅持しながら、一層きめ細かい授業の実践を行う。学生の絶対数（定員 200 人）が多くないため、今後も現状のような形で少人数教育を徹底していく。

## 4 授業運営と成績評価

### 【現状】

1 年前後期並びに 2 年前前期の履修科目登録は、1 単位の授業科目は、講義・実習と授業時間外の準備等を含め 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成していることから 20 単位までとし、1 年前前期・後期の成績が 14 単位以上（基礎ゼミ、集中講義は含めない。）において優である場合は、次学期の履修上限を 30 単位としている。特に、編入学を希望している学生は、単位の読み替えもあり、履修科目を多く取得する傾向があり、2 年後期は上限を設けていない。学生は学内情報システムにより履修登録を行い、事務局で学生の登録状況を確認している。

成績評価方法は、各科目毎にシラバスに明示するとともに、最初の授業で解説し、評価基準を明確にしている。成績の評価基準については、履修規程第 10 条に定めるとおり、全科目において 100 点満点の 60 点以上を合格とし、80 点以上を優、79 点から 70 点を良、69 点から 60 点までを可とし、59 点以下を不可としている。

### 【点検・評価】

平成 15 年度から、成績に応じた履修科目数の上限を設定した。これによって、個々の学力に応じた無理のない学習への取り組みが可能となっている。また、成績優秀者への履修科目上限数の変更は、学生の学習の動機付けにもなっている面も考えられ、現行の制度は妥当である。

成績評価については、各科目の授業内容にふさわしい方法をとることになるが、試験、レポート等多面的に学生の理解度を測ることによって適切に成績評価が行われている。また、シラバスに成績評価の方法も明記されており、授業での説明も加えて学生に対し評価方法を明らかにしている。

### 【改善方策】

履修科目数の上限は、講義、実習、演習等の学修時間確保の観点から、今後も維持すべきであるし、成績に応じた上限設定も今後とも継続すべき制度である。成績評価の実態をより踏まえたものにするために、数年に一度、学生の履修科目登録数・単位数の経年的な調査を行い、本学に適した履修科目

の上限数の妥当性を必要に応じて検討していく。

また、学生にも履修上限の制度や趣旨の周知のために、カリキュラム・履修計画ガイダンスや各ゼミ等で履修科目の上限や制度の説明を行う。

成績については、よりわかりやすい評価基準への見直しを進めるとともに、教員個々の判断によらない客観的な評価方法を探っていく。

## 5 教育改善への組織的な取り組み

### 【現状】

学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進する方策については、岩手県立大学全体で取組んでいる。

教育改善に関する連絡体制を確立し、岩手県立大学全体としての FD 活動の実施を図るため、平成 17 年度に岩手県立大学各学部等の FD 担当者による「FD ミーティング」を設置し、FD フォーラムへの参加や FD 研修会を実施するとともに、FD 活動を活性化するための課題の整理等を行った。平成 18 年度には、教育改善を現実的に考え、本当にやらなければならないことを体系的に構築するため、「FD ミーティング」を「教育改善・FD 推進会議」に改組し、全学的に教育改善と FD 活動を強力に推進する体制の確立を図っている。「教育改善・FD 推進会議」は、①短中期の FD 活動アクションプランの策定、②教育内容・教育方法の向上に向けた組織的 FD 活動の企画・推進、③授業評価の効果的な実施方法の検討・分析、④シラバスの改善その他を所掌し、教育の質的向上に向けた諸施策を企画立案する「FD 推進チーム」及び授業評価の実施とシラバスの有効活用策を検討する「授業評価・シラバス検討チーム」を設置して活動している。

平成 18 年度においては、全学的な FD 研修会、授業評価結果の活用調査、教員間相互授業聴講を実施するとともに、授業評価に関する他大学調査と授業評価改善案の策定、シラバス改善案の策定等を行った。平成 19 年度は、教育活動に関する教員アンケート調査やその結果に基づく研修会の開催に取り組んでいる。

本学における学生の学習の活性化として、学生それぞれの興味や関心、適性などによって専門選択科目を履修できるよう経営・会計コースと情報科学コースを設けている。また、授業の理解度の把握とともに、欠席の多い学生の対応のため、すべての授業で学生に出席カードの提出を求めており、この出席カードで授業に対する質問、意見等ができるようにしている。提出された質問、疑問については、個々の教員が個別に、授業内での回答、こたえますカード（レスポンスカード）や学内情報システムを利用している。さらに、オフィスアワー等個別指導を活用し、学生一人ひとりの状況に応じた指導に取組んでいるほか、成績不振者については、教務・学生委員会が個別に面談し指導をしている。

この教務・学生委員会は、平成 14 年度から従来の学生委員会と教務委員会を統合したものである。成績や出席をはじめ学生の学習上・生活上の問題について、学生委員会と教務委員会との連携が必要かつ不可分である案件が多いため、それらへの対応を目的に本学では 2 つを統合している。

教員の教育指導方法については、学生による授業評価の結果を受け、その改善策を学生に示し、自己の教育内容の充実を図っている。また、平成 17 年度より FD の一環として授業相互聴講を実施している。授業相互聴講は、平成 17・18 年度は一定の期間中に、基本的に殆どの講義について他教員の聴講を認めるという形式であったが、19 年度は全学的なシステムのもとで、特定の講義を 1 時限定めてそれを他教員が聴講するという形となり、岩手県立大学本部所在の滝沢キャンパスにも遠隔配信している。

シラバスについては、岩手県立大学全体として取り組んでおり、教員の授業情報を公開することによって学生の主体的学習と教員の自己研鑽に資すため、全科目について作成し、学内ネットワーク上で学生が閲覧できるようにしている。従来は、授業概要、履修の手引き等として印刷製本のうえ学生に配布していたが、途中で教員変更等により掲載した内容と実際の講義内容に相違が生じる可能性があったことから、平成 18 年度からは最新の内容を常に提供できるよう仕組みを構築したものである。また、シラバス記載項目である授業の計画、成績評価の方法等については、学生の履修計画や学習に際して判断に支障を来たさないよう、より具体的な内容を記載するよう変更している。学生アンケート（平成 18 年度 5 月実施）によると、シラバスのわかりやすさの項目では、「満足である」が 21.2 パーセント、「どちらかといえば満足である」が 58.6 パーセントであった。なお、平成 19 年度からはホームページにも掲載し、受験生をはじめ学外者の閲覧の利便性を向上させるとともに、教員の授業情報の公開に寄与している。

学生が授業内容を確認する方法として、授業計画や成績評価方法など詳細な内容を学内情報システムで随時閲覧できるようにしている。授業日程終了直前に全科目を対象に学生による満足度も含めた授業評価を実施し、教員の自己評価の参考資料とし、各教員が授業改善に役立てている。なお、学生による授業評価については、ホームページで公表している。

FD については、岩手県立大学全体で、平成 17 年度から次のテーマで研修会を開催しており、本学の教員も参加している。

#### 【FD 研修会の開催状況】

区分	開催日	テーマ	摘要
第 1 回	H17.10.18	2006 年度問題について －学習指導要領改訂に伴う課題	学外講師
第 2 回	H17.11.10	大学に求められる FD の意義と課題	学外講師
第 3 回	H17.12.7	IT の活用による教育支援	学内講師
第 4 回	H18.10.24	県立大学の目指す大学の方向性について	学内講師・意見交換会

本学においては、FD 担当者の 2 名の教員が「教育改善・FD 推進会議」参加しており、岩手県立大学全体で行う取組みについて計画、推進するとともに、教授会等の機会を利用して、本学教員の意識の向上を図っている。また、教養分野、経営・会計分野及び情報科学分野ごとに担当教員が会議を開催し、情報交換や授業内容の調整等を行っている。さらに、高等学校の教員や保護者などを対象に授

業を公開している。

教員の教育倫理向上のための配慮としては、岩手県立大学全体として「公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めており、本学に関してもこのガイドラインにより対策を講じている。

本学においては、学部長と教員の面談を実施しているほか、全教職員を対象とし、教育倫理に配慮した研修会を開催している。

#### 【点検・評価】

学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善を図っていくため、「教育改善・FD推進会議」の設置により、岩手県立大学全体として組織的な取組みを行っていることは評価できる。

また、学生の学習意欲の向上については、少人数制を生かしたきめ細やかな指導を行っている。特にオフィスアワーによる学生への個別対応と、教務・学生委員会による成績不振者の早期発見・対応は、学生の学習意欲の向上を支えている。また、個々の教員ごとに、学生の質問や意見を吸い上げるような工夫を実施しているケースも多い。

統合した教務・学生委員会については、学生一人ひとりの状況を把握するとともに早めに対応することが出来ており、その点で縦割りではない機動的な学生の学習支援ができる大きな要因となっている。

教員の教育指導方法の改善については、学生による授業評価、教員間の授業相互聴講等において対応している。授業相互聴講は、平成17・18年度は一定の期間中に、基本的に殆どの講義について他教員の聴講を認めるという形式であったが、19年度は全学的なシステムのもとで、特定の講義を1時限定めてそれを他教員が聴講するという形となり、滝沢キャンパスにも遠隔中継することとなっている。平成18年度の授業相互聴講への参加教員数は2名であり、また、授業公開への外部からの参加者が少ない。

シラバスについては、平成18年度以降の見直しにより利便性の向上、内容の充実が図られている。

シラバスの分かりやすさについて、学生アンケートの結果、総じて良好といえる。

学生による授業評価の結果においては、岩手県立大学の学部平均では他学部より低い数値の項目も見られ、特定の科目に極端に悪い評価が見られることなどが問題点として挙げられる。授業評価は、各教員が独自に授業改善に用いているが、出席カード、こたえますカード等他の資料との関連なども含めて、意見交換を行う必要がある。

FD活動については、岩手県立大学全体の取組みとして行っているものの、分野別担当教員の会議を教育方法や成績評価への対応も含め、さらに活性化させる必要がある。

また、教育倫理を培う一翼を担ってきた研修会の開催回数が減少傾向にあり、意思疎通を図る意味でも問題である。

## 【改善方策】

引き続き「教育改善・FD 推進会議」に参加するとともに、岩手県立大学全体の取組みと連携を図りながら、岩手県立大学全体で実施する FD 研修会を通して、FD 活動に対する本学教員の更なる意識向上を図る。

学生の学習活性化については、現状の少人数制による「教員と学生との距離が近い」という特質を維持することが重要である。従来通り多くのチャンネルを設けて、学生との双方向の意見交換の場を維持していく。

教育指導方法については、授業相互聴講、学生による授業評価、FD 活動を中心に実施するだけでなく、それをフィードバックしていくシステムづくりが求められる。またシステムだけでなく、それを実質的に機能させるためには、時期や形態などの実施環境づくりを今後進めていく。

授業相互聴講については、19 年度、他学部も参加教員数が少ない状況であることから、この相互聴講について、遠隔配信などにより大学全体での実施環境づくりを行っている。さらに、外部への授業公開についても、PR 方法を見直していく。

シラバスについては、学習の方向を明確にするためにも電子的なシラバスをカリキュラム・履修計画ガイドなどで学生に周知していく。

授業評価をさらに有効活用するために、分野別会議等における意見交換をさらに活性化していく。

さらに、教育倫理面・意思疎通の面でも研修会の開催をこまめに行うよう努めていく。

## 6 教育効果の測定

### 【現状】

教育効果については、経営・会計、情報科学、教養の 3 分野の分野別会議を設置し、教育上の情報共有と今後の方針等について議論する場を確保している。教育効果を高め測定するために、試験は期末だけでなく、中間段階で隨時小テストを実施（シラバスに記載）している。

授業についての意見・疑問を次のような手段で学生から求めている。一つは出席カードへの疑問・意見の書き込みの奨励で、もう一つは、授業についての質問等に教員が答える、こたえますカードの利用である。これらによって各教員は教育効果をある程度把握できる。さらには、学生による授業評価の結果も全体の評価として大いに参考となる。また、オフィスアワーも教育効果を確認する重要なツールとして機能している（卒業者の状況は、基礎データ表 5 を参照）。

平成 18 年 5 月にアンケートを実施した。

卒業生の就職先に対してのアンケートは、岩手県立大学全体として行い、結果は次のとおりである。

問『企業のニーズや期待に応えているか』

- ・ 十分応えている：17.9%
- ・ どちらかといえば応えている：38.8%

問『今後も積極的に求人・採用をする』

- ・ 今後も積極的に採用していく：が 38.2%
- ・ 他の大学と同じレベルで求人・採用する：32.4%

また、在校生に対する学習と学生生活についてのアンケートにおける本学の結果は、次のとおりである。

問『昨年設定した学習目標を達成したか』

- ・ 達成できた：19.2%
- ・ ほぼ達成できた：60.6%

問『学習支援システムについて』

- ・ 満足である：44.4%
- ・ どちらかといえば満足である：50.5%

問『大学での勉強に満足しているか』

- ・ そう思う：26.3%
- ・ どちらかというとそう思う：47.5%

本学の就職状況は、金融機関、卸小売業、情報通信を中心に、常に就職希望者の 90 パーセント近くとなっている（別表および基礎データ表 6）。

また、編入学については、主に旧国公立大学を中心に、年々、編入率が高まってきている。

いずれも、専門ゼミを中心に、学生一人ひとりの希望に沿った進路指導を実施している。

### 【点検・評価】

試験のほか分野別会議と出席カード、こたえますカード、そしてオフィスアワーが特に重要な制度的ツールとして存在し、日常的な教育効果の確認と改善に役立っている。また、各授業の全体的な評価と目標設定に、学生による授業評価が利用されている。

本学の理念・目的・教育目標に基づき、経営についての知識、情報処理に関する知識・技術を習得する経営情報学科としての特質から、進路については、別表のとおり、就職先は金融やサービス、情報通信業を中心としており、県内企業への割合が多い。特に銀行関係がコンスタントに多いことは、本学の特徴であり、高校から高い評価を得ている。

また、編入学については、専門ゼミを中心に丁寧な個別指導を行っている。編入先は、東北地方の旧国公立大学が多い（別表）。このことは、学生の経済事情を反映していると考えられるが、募集人員の絶対数が限られているため、進路の幅を狭めている面がある。

企業アンケートの結果は、総じて評価が高い。また、学生アンケート結果でも満足度合いが高いといえるが、どちらかというといえば満足というケースが多く、その点が課題といえる。

### 【改善方策】

分野別会議の意見交換、出席カード、こたえますカード、オフィスアワーの利用について、さらにきめ細かいものとしつつ、制度として堅持していく。また、学生による授業評価の結果についても、より有効な利用法について探る必要がある。

進路については、短大生をめぐる厳しい就職状況の中で、学生の希望に沿ったなるべくミスマッチのない就職指導を今後も続けていく。地域を広げて新規の就職先の開拓を進めていく。

編入学については、ゼミ教員を中心により手厚い学習支援を今後も継続する。学生に進学先の選択肢を広げるよう指導していくとともに、受験のための学習支援を積極的に進めていく。

企業アンケート、学生アンケートを継続的に行い、企業や学生の満足度の経年比較を行い、どのように就職支援を改善していったらよいか参考とし、満足度を高めていく。

### 【業種別の就職内定先】

卒業年度	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
金融保険	9	11.3	23	31.9	25	32.4
卸小売	15	18.8	9	12.5	19	24.7
製造	12	15.0	8	11.1	8	10.4
建設	5	6.3	3	4.2	3	3.9
情報通信	7	8.8	8	11.1	8	10.4
飲食宿泊	5	6.3		0.0	3	3.9
医療福祉	4	5.0	1	1.4	3	3.9
教育学習支援	7	8.8	1	1.4	1	1.3
不動産			1	1.4	0	0.0
サービス	14	17.5	15	20.8	6	7.8
複合サービス	1	1.3	2	2.8	1	1.3
公務		0.0	1	1.4	0	0.0
その他	1	1.3		0.0	0	0.0
計	80	100.0	72	100.0	77	100.0
就職希望者	89(就職率 89.9%)		90(就職率 90.0%)		86(就職率 89.5%)	

【就職地域先】

卒業年度		16年度		17年度		18年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
岩手県内	盛岡	30	37.5	22	30.6	28	37.3
	岩手中部	6	7.5	3	4.2	5	6.7
	胆江	3	3.8	2	2.8	1	1.3
	両磐			1	1.4	2	2.7
	気仙			1	1.4		
	釜石	2	2.5	3	4.2	3	4.0
	宮古	16	20.0	7	9.7	9	12.0
	久慈			1	1.4	1	1.3
	二戸			1	1.4		
計		57	71.3	41	56.9	49	65.3
県外	青森	5	6.3	9	12.5	6	8.0
	秋田	5	6.3	4	5.6	1	1.3
	宮城	5	6.3	10	13.9	4	5.3
	山形						
	福島			1	1.4	1	1.3
	その他	8	10.0	7	9.7	14	18.7
	計	23	28.8	31	43.1	26	34.7
合計		80	100.0	72	100.0	75	100.0

編入学者数の推移（別表）

卒業年度		11	12	13	14	15	16	17	18	19
全 体		7	5	4	10	13	13	11	11	3
国 公 立 大 学	岩手県立大学	総合政策学部	1	3	1	1	2	3	2	1
		社会福祉学部				1	1		1	
		ソフトウェア情報学部	3	2	1	4	3	4	4	4
	岩手大学	人文社会科学部	2				1	2	1	1
	高崎経済大学	地域政策学学部				3	1		1	
	三重大学	人文社会科学部			1		1			2
	山形大学	人文学部			1	1	1		1	
	福島大学	経済学部				1	1	1		
	新潟大学	経済学部	1						1	
私 立 大 学	秋田県立大学	システム科学技術学部								1
	広島市立大学	情報科学部								
	千葉大学	文学部			1					
	大正大学	人間学部				1				
	京都造形芸術大学					1				
	東北公益文科大学	公益学部						2		
	関西外国语大学	外国语学部					1			
	国士館大学	政経学部							1	
	文教大学	情報学部							1	

### III 国際交流

#### 国際交流の推進

##### 【現状】

岩手県立大学全体の取組みとして、平成 11 年 4 月に「岩手県立大学国際交流指針」を策定し、同指針に基づき、外国人留学生の受け入れ、支援、海外の教育研究機関等との共同研究の推進などの国際交流に係る諸施策を推進することとしている。

また、海外の大学との交流協定については、岩手県立大学全体としては、現在 5 大学と国際交流協定を締結している。

本学としての国際交流は、外国人留学生の受け入れ、外国人研修員の受け入れが主である。

##### 【点検・評価】

この 2 年間は、外国人留学生の在籍はないが、中国を中心にアジア諸国からの留学生を受け入れている実績はある（基礎データ表 8）。入学時から基礎ゼミ担当の教員を軸に日本人学生とチームを組んで支援している。卒業と同時に帰国する学生は稀で、ほとんどの学生は 4 年制大学へ編入学して学業を続けている。研修員に関しては、そのつど担当教員を決めて個別指導に当たっている。

##### 【改善方策】

毎年確実に入学するという状況にはないが、岩手県立大学滝沢キャンパスと協議しながら、留学生に対する支援（例えば、チューター制の導入等）に取り組んでいく。

### IV 学位授与

#### 学位授与に関する基準および手続き

##### 【現状】

本学の学則第 28 条及び第 29 条により、本学に 2 年以上在籍し所定の単位数を取得（単位数は、「I 教育内容等」「1 学科・専攻科の教育課程」を参照）した学生に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与している。

卒業判定は、教務・学生委員会での審査、教授会での審議を経て、学長が決定している。（卒業者の状況は、基礎データ表 5 を参照）

##### 【点検・評価】

卒業判定及び学位取得の基準は明確に定められ、また、適切に審議されており、適正に運用している。

**【改善方策】**

今後とも、適正に運用していく。

## 第4節 学生の受け入れ

### 【目標】

大学が目指す人間教育と「実学実践」に基づく教育課程における教育目標を明確に示すとともに、これと連動した入試制度を整備し、人間性と専門特性に合致した資質と能力のある学生の確保に努める。

【「公立大学法人岩手県立大学中期計画」の該当部分を抜粋】

推薦入学、一般入学、社会人入学を効果的に組み合わせるなど、向学心のある学生の選抜に取り組む。

【本学の中期計画の該当部分を抜粋】

### I 学生の受け入れ方針及び受け入れ方法

#### 1 入学者受け入れ方針等

### 【現状】

第1節で記述した本学の特徴ある教育目標に沿って、2年間の短大教育の中でこの教育目標を達成できる人材を受け入れることを基本方針としている。このような人材を確保するため、総合的にみた基礎学力を有しているか、学習意欲と専門領域へ高い関心を持っているか、専門領域への適合性があるか、大学生活を送る上で必要な社会性を持っているかなどを評価項目としている。

これらを総合的に判断することを前提とし、本学では、複数の入学者選抜方法を採用し、大きな分類として一般入学試験と推薦入学試験を行っている。

志願者数や合格者の年次推移は、ほぼ一定の水準を保っている（基礎データ表8、9、10）。

また、平成19年度入試から一般選抜を本学独自の試験から、大学入試センター試験を併用した入学試験に変更し、本学独自の教育内容への適合性および学習意欲のある学生を確保するよう努めている。

### 【点検・評価】

本学の入学者の選抜方法では、教育目標を達成するために大きな分類として2つの選抜方法を行っている。

各選抜方法では、選抜種類に応じて総合的にみた基礎学力を有しているか、学習意欲と専門領域への関心の高さ、専門領域への適合性や大学生活を送る上の社会性など様々な観点から評価し、複数の入学者選抜方法それぞれの特性を考慮して選抜を行っている。その点で受け入れ方針は適切に機能していると考えられる。

また、受け入れ方針をアドミッションポリシーとして明文化はしていない。

### 【改善方策】

入学者選抜方法については、毎年度入試委員会で検討し、点検・評価に掲げる評価項目において、どこに重点を置くか、入学志願者の動向を見ながら絶えず見直していく。

アドミッションポリシーに関しては、学内運営会議で平成20年度中に明文化することとしており、

その後、速やかに募集要項や大学案内、ホームページ等に明記し、入学説明会、大学説明会、施設見学等のあらゆる機会を通じて、志願者、保護者、高校進路担当教員等に広く周知していく。

## 2 入学者選抜の仕組み

### 【現状】

岩手県立大学全体としては、学長の下に設置した教育・学生支援本部に、入学試験連絡調整会議を設置し、入試業務を実施している。入学試験連絡調整会議は、教育・学生支援本部長を議長とし、本学を含めた各学部の正副入学支援委員長、教育・学生支援室長、入試課長、入試課 AO 担当教員を構成員としている。

しかしながら、本学は滝沢キャンパスと約 110 キロメートル離れているため、入学試験に関しては、教育学生支援本部の了解を得て岩手県立大学とは別に選抜方法等を定めている。

入学試験の実施体制としては、本学の入学試験委員会が推進母体となり、学部長を本部長に、入試委員会委員長及び事務局長を副本部長に、入試委員会委員を本部員にしている。

専門委員として、小論文出題・採点委員に教員 3 人を指名し、事前に学部長、学科長及び入試委員長が試験問題を確認しており作題ミスの出ないシステムとしている。また、面接委員には、教員 12 名を指名している。

採点から合格判定にいたる過程では、受験者の識別に氏名などの個人情報を特定できる情報を用いず、受験番号のみで行い、公平性を確保している。なお、当然のことであるが、小論文出題・採点委員、試験当日の監督員、面接委員とも選抜に関わる子弟などのいない教員が選出されている。

合格判定は、本学教授会で判定し、学長の決裁により決定している。

### 【点検・評価】

入学者選抜試験実施体制は、試験実施の都度検証を行っており、逐次、より適切な体制になるよう対応しており、これまで、例年大きな問題もなく実施している。なお、平成 19 年度一般入学試験については、試験内容の変更により新しく体制を整えた。

### 【改善方策】

一般入学試験に関しては、平成 19 年度にそれまでの独自の試験科目から大学入学センター試験を利用した試験に変更を行った。このため、受け入れ方針と選抜方法に照らし合わせ適切に機能しているかを今後も志願者の推移を含めた入試結果等のデータを蓄積し適宜分析していく。

推薦入試・一般入試は、本学の全教職員で実施しているが、平成 20 年度入試では、教員が 1 人減っているので、実施体制を見直す。

### **3 学生募集方法、入学者選抜方法**

#### **【現状】**

学生募集のため、直接対面的な方法として、(ア)東北各県で行う進学懇談説明会（岩手県立大学全体）への参加、(イ)岩手県、青森県、秋田県などの各高等学校への訪問、(ウ)キャンパス見学会などを通じて、本学への進学希望者に募集方法、教育内容などを説明している。その際、本学で作成したDVDを放映しており、参加者にとって、本学の状況がより分かりやすくなっている。また、キャンパス見学会では、参加者に模擬授業を通じて本学の教育の内容を紹介している。さらに、進学懇談説明会と高校訪問においては聞き取り調査、キャンパス見学会においてはアンケート調査を行っており、これらの調査結果を参考にし、今後の募集方法のあり方を常に入試委員会で検討する体制を整えている。アンケート調査からは下表に示すように、分かりやすいと答えた割合が9割を超えていている。

間接的な方法として、選抜要項・入学案内などを県内の全高等学校、県外の志願実績校に送付するほか、本学のホームページにも入学案内を掲載し周知を図っている。

#### **【キャンパス見学会の内容に対し、分かりやすかったと回答した割合】**

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
96 %	95 %	94 %	90 %

入学者選抜として、出来るだけ多様な特性を有する学生を受け入れるため、一般入学試験と推薦入学試験の2種類の試験を行っている。

一般入学試験は、1) 一般選抜A、2) 一般選抜B、3) 社会人入試、4) 外国人留学生入試を、推薦入学試験では、1) 推薦入学試験、2) 特別推薦入学試験を実施している。学力重視の選抜方式は一般入学試験一般選抜A・推薦入学試験、活動重視の選抜方式は一般入学試験一般選抜B・特別推薦入学試験である。なお、一般選抜Aは、大学入試センター試験（3教科7科目から2教科2科目を選択）と小論文の併用方式であり、異なる観点からの評価を可能としている。

試験内容は、下表に示すとおり、本学の教育内容への適合性及び学習意欲のある学生を確保するため、全ての試験区分において小論文を課し、一般入学試験一般選抜Bおよび推薦入学試験、特別推薦入学試験では、面接を課している。さらに、一般入学試験一般選抜Bでは、活動調書を課し、個人的な活動の記録も含めて記述させている。

## 《入学試験区分》

種類	区分	試験内容								
一般入試	一般選抜A (大学入試センター試験を利用する選抜)	大学入学センター試験(3教科7科目から2教科2科目を選択) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">教科</td> <td style="padding: 5px;">科目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">国語</td> <td style="padding: 5px;">国語(近代以降の文章)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">外国語</td> <td style="padding: 5px;">英語(リスニングを含む)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">数学</td> <td style="padding: 5px;">数学I、数学I・数学A、数学II、数学II・数学B、簿記・会計から1科目を選択</td> </tr> </table> 小論文、調査書	教科	科目	国語	国語(近代以降の文章)	外国語	英語(リスニングを含む)	数学	数学I、数学I・数学A、数学II、数学II・数学B、簿記・会計から1科目を選択
教科	科目									
国語	国語(近代以降の文章)									
外国語	英語(リスニングを含む)									
数学	数学I、数学I・数学A、数学II、数学II・数学B、簿記・会計から1科目を選択									
一般選抜B (大学入試センター試験を利用しない選抜)	調査書、小論文 面接、活動調査書、志望理由									
社会人入学試験	小論文、面接									
外国人留学生入学試験	小論文、面接									
推薦入試	小論文、面接									
	特別推薦入学試験	小論文、面接								

入学者選抜方法については、毎年度入試委員会で検証し、次年度の選抜方法を定め、教授会で承認を受けている。その結果、入学者は常に定員を上回っている（基礎データ表8）。

平成19年度に、多彩な入学者の確保を念頭に、学力重視だけであった従来の一般入学試験を「学力重視の選抜」と「活動重視の選抜」とに分離改善した。

受験者への説明責任に関しては、各選抜方法での入学選抜基準として、各項目の配点・出題意図及び評価基準並びに合格判定基準を各募集要項に記述するとともに、入学者選抜要項に前年度に実施した入学者選抜の合格者最高点、最低点及び平均点も公表している。

また、全ての選抜区分において、個人情報保護条例等により、合格発表後、期間を定めて、受験生本人からの個人成績に係る開示請求があった場合には、総合得点を開示している。

### 【点検・評価】

学生募集方法に関しては、進学懇談説明会、各高校訪問への訪問、キャンパス見学会、ホームページへの掲載等を通して周知しており、アンケート結果などから適切に機能していると評価できる。また、これらの調査結果を参考にして、今後の募集方法のあり方を常に入試委員会などで検討し改善に努めており、調査、検討、改善の一連のプロセスは効果的に機能している。

従来の一般入学試験受験科目は、国語、外国語、数学又は簿記(数学I・簿記)の3教科4科目から2教科2科目の選択としていたが、現在は、平成19年度入試から実施している大学入試センター試験のうち国語、外国語、数学の3教科7科目から2教科2科目の選択としているが支障はない。この教科科目設定等は、入学後のカリキュラムと照合して合理的であると考えられる。一般選抜Bでは、個人的な活動までを含む活動調書を課すことで、学習意欲のある学生を選抜するために有効に機能していると考えられる。

推薦入試では、高等学校等の評定平均値を定めることにより学力重視の学習意欲のある学生を、一方、特別推薦入試では、資格を課すことによって活動重視の学習意欲のある学生を選抜するために有効に機能していると考えられる。

受験者への説明責任に関しては、公表内容および公表形式ともにわかりやすくしている。

### 【改善方策】

入学者選抜方法の違い・特徴を学内外に周知・徹底させることが重要である。

学生募集の方法に関しては、進学懇談説明会、高校訪問、キャンパス見学会、ホームページなどで周知を徹底させる。また、その際にアンケートや聞き取り調査で改善すべきところを検討していく。

入学者選抜方法に関しては、志願者の動向を見ながら、絶えず見直していく。実施上の問題点を隨時明らかにし、それを検討した上で運営実施マニュアルを改訂していく。

受験者への説明責任に関しては、受験生へのアンケートや他大学の状況を考慮していく。

## II 学生収容定員と在籍学生の適正化

### 1 定員管理

#### 【現状】

平成19年5月1日現在、定員200人に対し在学生は231人、1.16倍となっている(基礎データ表9)。また、本学への志願者数・合格者数・入学者数の近年の推移については、常に定員を上回っている(基礎データ表8)。

#### 【点検・評価】

収容定員は200人であるが、スタッフ・講義室などの施設・情報機器の台数・その他の設備などの面からみて、現在の在学生231人に対しても十分な教育・学習環境を確保できる体制が整っている。

#### 【改善方策】

本学の教育内容・進路実績・特色についての広報活動を一層充実させることにより継続して学生確保に努める。

学生収容定員については、引き続き、定員割れや超過にならないように、きめ細かな対策や配慮を

していく。

## 2 退学者

### 【現状】

本学では、教務・学生委員会を中心として、学習及び生活支援体制を敷いている。その体制の一つとして、履修指導を補完する取組みとして、前期・後期とも 15 回の授業のうち、5 回毎に学生の授業への出席状況を取りまとめ、欠席の多い学生をピックアップし、個別面談を行い、履修指導を含めた学習意欲の改善への助言を行っている。

その結果、近年の退学者数は、毎年 1 ないし 2 人で推移している。退学者数の全学生数に占める割合は、0.5%～0.9%である（基礎データ表 12）。

主な退学理由は、一身上の都合ないしは成績不振による学習意欲の低下、進路変更となっている。

学生が、退学の意思を申し出た時点で、ゼミ教員、学生生活支援担当教員、カウンセラーが連携を取って、学生および保護者と、退学後の進路等も含めて、十分な話し合いを持つ体制を整えている。

その上で、退学を希望する学生は、本人と保証人が連署押印した「退学願」を学長宛に提出することとしている。その後、本学教授会において協議事項として取り上げて、教務・学生委員長の説明を通じて、退学希望者の退学理由を把握し、退学を学長が承認する手続きをとっている。

退学理由の一つである、学習意欲の低下、成績不振は、突発的に発生するものではなく、日常生活の積み重ねに負う部分が大きい。そのため、日頃から、ゼミ担当教員、学生生活支援担当教員が連携をとりながら、個別面談等の指導により、就学上の悩み等の相談を受けることで、学習方法の改善等を図るように指導している。

### 【点検・評価】

当初、退学を申し出た学生に対して、各担当教員が迅速に相談・対応することによって、卒業に向けての活路を見出させて、退学を回避し、卒業に至らせたケースもある。このことから、退学手続きに入る前段階において、各担当教員が連携を取りながら、また、家庭とも連携を図りながら、当該学生の指導に迅速に当たるメリットを生かしていきたい。

### 【改善方策】

今後も、現状の対応を継続するよう努めていく。また、退学の理由の一つとなっている、学習意欲の低下、成績不振の学生たちの早期発見に努めていく。

具体的には、現在、学生生活支援担当教員が中心となって行っている、欠席が多い学生、単位修得数の少ない学生に対する生活および履修指導を継続することにより、学習上の問題の早期発見および、それを克服させるための助言、サポート体制を継続していく。

## 第5節 学生生活

### 【目標】

健康管理センター機能の充実を図るほか、学生相談などによる生活支援体制を整備するとともに、就学継続が困難な学生に対する個別指導の充実や経済的負担の軽減を図ります。また、就職情報の収集・提供、インターンシップなどによる就職支援の充実を図る。

【「公立大学法人岩手県立大学の中期計画」の該当部分を抜粋】

#### 1 心身の健康保持への支援

### 【現状】

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮としては、年度当初に全学生を対象として定期健康診断を実施している。

本学は、地震や津波が多い三陸沿岸部に位置するので、非常災害時に備え、学生の安否確認ができる災害安否確認システムを構築している。災害時安否確認システムは、災害が発生した場合に、本学から学生に安否問い合わせのメールを送信、メールを受信した学生は、そのメールに対し、現在の状況、所在地、メッセージ等を入力し返信する。返信することにより確認メールが届き、学生は自分の安否情報がシステムに登録されたことを確認できるようになっている。登録された情報は、氏名とともに学内向けホームページに一覧表示され、大学側で学生の安否情報が検索でき、さらに、保護者等からもインターネットを通して当該学生の安否情報を検索できるようになっている。この災害時安否確認システムでは、個人情報の保護に努め、学生のメールアドレスの管理は厳正に行っている。

また、学生のメンタルケアとして、生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザー等の配置状況としては、毎月3回、臨床心理士(非常勤)によるカウンセラー相談を実施している。平成18年度のカウンセラー相談は、相談日開設数は25回、来談者数延べ48名である(基礎データ表13)。

相談内容は、対人関係、心理・健康、進路、修学に分けられ、多くはこれらの複合的内容となっている。

留年者、不登校等の学生への対応状況としては、ゼミ担当教員を中心に、専門のカウンセラーを含め学習及び生活全般にわたる相談を実施している。

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の防止策を含めた人権保護のための措置については、セクシャル・ハラスメントの防止及び対策に関する規定及びガイドラインを定めているほか、セクシャル・ハラスメント防止啓発週間を設け、セクハラ防止の意識啓発を図っている。セクシャル・ハラスメントの防止及び対策に関する規定及びガイドラインの説明は、入学時のオリエンテーションキャンプの際、パンフレットを配布しながら行っている。また、受付窓口や専門相談員の紹介をしている。いつでも安心して相談できる体制を確立している。

さらに、平成18年度には、新入生を対象とした「新入生アンケート」及び在学生を対象とした「学習と学生生活アンケート」を実施した。「学習と学生生活アンケート」は、学校生活の充実度、学生

生活に対する大学側の支援の満足度、ボランティア活動やサークル活動への参加状況など、学生生活全般にわたる項目へのアンケートである。アンケート結果は、学内のホームページに掲載するなど、学内で共有し活用している。

### 【点検・評価】

学内で実施される定期健康診断の受診率は高い。本学の場合、保健管理センターは設置していないので、その代わりに保健室がその機能を果たしている。養護相当の教員はいないが、大学の近隣にいる学校医と連携しており支障はない。しかし、保健室担当教員が一人で対応せざるを得ない状況にあり、担当者が不在の際の対応について課題がある。

安否確認システムへ登録している学生は、平成19年度においては全学生229人のうち45人となっており、登録者が少なく、また、学生がメールアドレスを変更するケースがあり、実際に災害があった場合、システムが有効に機能するか課題である。

カウンセラー相談は、個別カウンセリングを基本に、状況に応じて学内連携により支援を具体化している。様々な悩みや不安を抱えながらも、カウンセリングを利用することで、学業に専念する気持ちを持つことができ、人間関係の改善や進路の決定等の変化がみられる。臨床心理士との学内連携は、主に1人の支援担当教員（保健室）が行っている。学生の予約調整をはじめ、必要とされる支援の具体化を図るために連絡調整全般であり、負担が重い状況である。

留年者、不登校傾向にある学生の多くは何らかの問題を抱えているケースが多くみられる。迅速に状況を把握し、適切な支援を行わなければならない。現在は、臨床心理士によるカウンセリングにつないでいる。なお、ゼミ担当教員やその他関わりが必要と思われる教員で具体的な支援方法を決定、卒業までの期間を支援しているが、心理的な事柄や個人情報保護の問題もあり、その面での限界がある。

セクシャル・ハラスメントに関する相談体制（マニュアルの策定等）を整えたが、受付窓口担当1人（保健室）、相談員（非常勤）1人であり、いつでも相談できる体制となっていない。

### 【改善方策】

定期健康診断の際に、所見のあった学生に対しては長期的に関わり経過観察を続ける。学生が学校医からアドバイスを受けられるようなシステムが可能となるよう考えていく。

安否確認システムについては、学内の就職関係情報を登録学生に送信する就職支援システム（平成19年度の登録者は165人）とシステムを統合して一元管理することにより、安否確認システムの登録者を増やすとともに、学生のメールアドレスの変更にも対応していく。

多くの学生が気軽に利用するためにも、臨床心理士によるカウンセラー相談が定期的に実施されていることや、カウンセリングについての内容を周知する方法を工夫し機会を増やす。また、相談學生のプライバシーを守りながらも必要な時に迅速に危機介入ができるよう、学生、カウンセラー、担当

教員が連携できるシステムの一層の充実を図る。

留年者、不登校傾向にある学生が、学内にいなくとも学内情報を得やすい方法の工夫が必要である。学生のプライバシーを守りながらも必要な時に迅速に危機介入ができるよう、学生、保護者、カウンセラー、担当教員が連携できるシステムの一層の充実を図る。

現在、セクシャル・ハラスメントに関する受付窓口担当1人、相談員（非常勤）1人であり、学内研修会等を開催するなど、多くの教職員が受け入れ可能となる体制を整えていく。

ゼミの担当教員を中心に、各教職員が連携を図りながら、学生の学習及び生活面でのサポートを行っていく。

今後も快適な生活を送るため、学生から意見を聴取する場を設けていく。具体的には、ゼミ担当教員を中心に、各教職員が連携を図りながら、学生の学習及び生活面でのサポートを行う。

## 2 進路選択支援

### 【現状】

学生の進路選択支援としては、学生向けのガイダンス等による支援、基礎ゼミや就職相談室を通じた個別の支援、就職先の開拓が挙げられる。

学生向けのガイダンス等については、入学後のオリエンテーションキャンプにおいて、就職活動のスケジュール概要や意識について新入生に伝えている。また、科目の一部や基礎ゼミのなかで就職用のe-ラーニングやビデオを利用して、就業意識を高めるように努めている。

就職活動の早期化に対応するため、就職ガイダンス（平成18年度は計4回）を1年次夏期から2年次前期までに行うとともに、12月初旬に全1年生対象の一斉模擬面接し、2年次の4・5月にゼミ担当教員による一斉模擬面接を実施している。進路希望調査を1年次の秋と2年次の当初に実施し、ゼミ担当教員へ写しを配布して指導に役立てている。これらで得られた就職・編入等卒業進路データは、定期的に教授会に資料を提示し、学生の就職動向を全教員が共有することで、ゼミ等での就職指導や企業訪問に役立てている。

また、各種模擬試験、公務員受験セミナー、女子学生を対象にしたメイクアップ講座を実施した。

インターンシップについては、平成15年度から、主として1年次を対象に夏休み期間を利用して行っており、平成18年度の参加者は合わせて12人であった。

次に、個別支援については、各教員が基礎ゼミにおいて、少人数教育の特色を生かし、学生一人ひとりの希望に沿った進路指導を行っている。また、就職・編入相談室を設置し、平成17年度から専従の就職相談員1人を置き、就職活動に関する指導をはじめ進路全般に関する相談などを行っている。就職・編入相談室には、求人票、企業パンフレット、面接会案内、公務員試験案内、編入学募集要項などの資料のほか、就職内定者・編入学合格者による就職活動報告書・編入学受験報告書を置き、全学生が自由に閲覧できるようにしており、後輩へのアドバイスを含めた貴重なデータとして活用されている。さらに、就職支援システムとして、Webを活用して各種求人情報等を登録学生に送信している。

次に、就職先の開拓については、就職相談員を中心に企業訪問を積極的に行い求人企業の開拓に努めている。平成 18 年度の訪問企業 91 社、うち就職相談員による訪問 64 社である。盛岡地域で行われる就職面接会に参加する学生のためにバスの借り上げを行い地域的な不利の克服を図っている。(平成 18 年度借り上げ実績 9 回・延べ利用者数 122 人) 18 年度の求人受理件数は約 700 件であった。さらに、岩手県立大学全体で県内外の主な企業(約 250 社)を対象に「合同説明会」を開催しているので本学も参加し、本学の内容を説明し、情報交換を行っている。

就職相談員は、内定辞退などのトラブルや応募書類の提出などでも直接企業を訪問するなどきめ細かい対応も行っている。

以上のように、本学で実施している就職支援活動は、学生の求職活動の動機付けとツールの授与に効果があると認められる。さらに、基礎ゼミ、特別研究といった少人数教育のなかで、隨時就職に関する質問相談を受ける体制をとるなど、個別に丁寧な対応をできるようにしている。例年、就職率は短大の全国平均を上回っており、平成 19 年 3 月卒業生の就職内定率は 87.2% となっている。

なお、就職活動の基本的な流れは、下表のとおりである。

就職活動の基本的な流れ																					
2年次																					
1年次	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>自己分析</b>	これまでの人生を振り返つたり、適性診断を受けたり、自分の適性を考えます。希望の業種、職種を絞り込むことに役立つのはもちろん、エントリーシート履歴書作成や面接でも活かされます。就職活動を行ったときに、もう一度自己分析に立ち返ることも必要です。																				
<b>業界・企業研究</b>	自分にあった仕事を見つけるためには、仕事を知ることも重要です。新聞や情報誌、インターネットなどで情報を収集しましょう。また、インターネットなどで情報収集します。																				
<b>資料請求・エントリー</b>	リナビなどの就活サイトが本格的に稼働し、企業への資料請求、エントリーも始まります。エントリー方法は企業によって違います。																				
<b>合同企業説明会・企業セミナーに参加／会社訪問</b>	2月になると合同企業説明会があり、就職活動も本番となります。企業の採用担当者と直接会って、ネットや文字だけではなく、企業のアマの雰囲気を感じましょう。さらに興味が深まつたり、自分のイメージが違っていたことに気づいたりします。																				
<b>採用試験</b>	書類(履歴書・エントリーシート)選考→筆記試験→面接試験 企業によって、書類選考がなかったり、筆記と面接が一日で終わったり、3次面接まであったり、まちまちです。 複数の企業の採用試験を平行して進めることがあります。																				
<b>内定</b>	銀行の試験は5~6月頃に集中します。 公務員試験は9月に集中します。																				
<b>【学内ガイダンス】</b>	◆就職編入 ◆公務員 ◆就職編入 ◆就職編入																				
<b>【その他の行事】</b>	・内閣アワード講座 ・ソーシャルアーツ着こなし講座 ・模擬面接、進路相談																				
<b>【模擬試験】</b>	・適性・表現・公務員・公務員 ・SPI・公務員・公務員 ・常識・作文・公務員 ・面接・公務員																				

一方、編入に関しては、教務・学生委員会が平成18年度から年4回の就職ガイダンスに合わせて編入学ガイダンスを開催するとともに、基礎ゼミや特別研究を通じて個々の学生に対応している。その結果、平成18年度は、四年制大学等へ13人が進んでおり、2年次在学生の12パーセントである（基礎データ表6）。

なお、平成17年度入学制の編入学等の希望は、下表のとおり、平成17年11月時点での希望者は33人（編入学の希望者は14人）であり、その中から11人が編入学している。

【編入学希望者の推移】第1回進路希望調査（1年次：11月実施）より

入学年度	平成18	平成17	平成16	平成15
学生数	123人	108人	103人	103人
編入学希望 26.8%	33人 26.8%	33人 30.6%	20人 19.4%	14人 12.2%
うち就職と併願	15人	19人	7人	3人
うち専門学校と併願	1人	0人	0人	0人
専門学校希望	1人	0人	0人	0人

### 【点検・評価】

本学で実施している就職支援活動は、学生の求職活動の動機付けとツールの授与に効果があると認められる。さらに、基礎ゼミ、特別研究といった少人数教育のなかで、隨時就職に関する質問相談を受ける体制をとるなど、個別に丁寧な対応ができるようにしている。例年、就職率は短大の全国平均を上回っており、盛岡短期大学部とほぼ同様の内定率を記録している。平成19年3月卒業生の就職内定率は87.2%となっている。

現在のような求職活動の早期化は、短期大学にとっては入学直後から就職戦線が始まるといつても過言でない状況であり、短大教育に支障が出ないよう配慮していく必要がある。

就職ガイダンス等就職編入に関する行事は授業のある時間を避けて行っているが、企業の説明会や採用試験は、授業日にも行われることからやむを得ず授業に出られなかった学生への支援も必要になってくる。

編入学については、ここ数年、10数名が四年制大学等に編入しており、教務・学生委員会の支援とゼミを主体とした個別の支援体制によるものと評価できるが、編入希望者の状況から見ると必ずしも十分と言えない。

### 【改善方策】

就職内定率は、景気の動向等の影響を受けやすく、また、学生本人の希望達成難易度にもよるため一定の数値目標を立てづらいが引き続き就職希望者がすべて内定を受けられるよう就職ガイダンス、個別指導、企業開拓等に努め学生の進路選択に対する支援を充実していく。

短大の生活・学習に慣れることと、就職への意識を持つことを両立できるよう、ガイダンスや就職指導員、各種ゼミを最大限活用して支援していく。さらに、基礎ゼミ（1年前期）、特別研究ゼミ（2年）と、その間の1年後期に新設する予定のゼミ（平成20年4月から導入）を用いて、2年間を通して学生が教員に個別に進路相談をしやすい環境を整備していく。

また、就職活動の早期化は、同時に長期化という性格ももつため、1年次から2年次までの就職活動をシームレスに支援していく。

就職試験等によりやむを得ず授業を欠席した学生に対しては、その度ごとに補講を行うことは困難であるが、オフィスアワーを利用して担当教員に聴くなど代替手段をとるよう指導し、教育上の支障が出ないようにしていく。

四年制大学等への編入については、年々希望者が増加傾向にあることから、特別研究等をさらに充実し、今後、20パーセント台を目指していく。

### 3 経済的支援

#### 【現状】

本学独自の奨学制度や授業料免除制度、日本学生支援機構奨学金等により経済的に困難な学生の就学援助を行っている。

制度の周知は、入学手続時、入学後のオリエンテーションキャンプや、それぞれの申請締切り前に説明会を実施しているほか、奨学金は、学内に専用掲示板を設けて随時情報提供を行っている。入学手続前には、高校生向けの入試広報の中で予約制度を周知している。

また、自然災害や家族の死去等で家計急変が懸念された学生や私費外国人留学生には、個別に奨学制度を紹介するなど、きめ細かなフォローにも努めている。

本学の経済支援は、次のとおりである（基礎データ表14）。

項目	内 容	18年度実績
授業料免除等	当該年度の授業料収入予定額の 5%以内で、全学免除、半額免除、分割納付を認める。	(半額免除) 前期 23名、後期 23名 ※申請者が多いため全額免除はなし
岩手県立大学 学業奨励金	推薦入試による入学者で、建学の理念のもと学業に励み、他の学生の模範となる資質を有すると認められる者 各学年 1名 貸与月額：30,000 円（経済困窮者にあっては、20,000 円加算することができる）	受給者 2名
日本学生支援 機構奨学金	貸与月額 (ア) 第一種奨学金（無利子） 自宅：45,000 円、自宅外 51,000 円 (イ) 第二種奨学金（有利子） 30,000 円、50,000 円、80,000 円、100,000 円のいずれか (ウ) 入学時特別増額貸与（有利子） 第一種、第二種の初回振込時の特別増額 300,000 円	受給者 115名(在学生の 50.2%)
その他	地方自治体やあしなが育英会、交通遺児育英会等による奨学制度がある。	

私費外国人留学生を対象とした奨学制度としては、平成 16 年度以降入学実績はないものの、次の制度を取り扱っている。

奨学金の名称	実施主体	貸与月額	返還義務
岩手県立大学外国人留学生奨学金	公立大学法人岩手県立大学	100,000 円	なし
私費外国人留学生学習奨励金	日本学生支援機構	50,000 円	なし
いわて留学生友好交流奨学金	(財)岩手県国際交流協会	40,000 円	なし

次に、学生寮について見ると、本学に隣接して設置しており、約 40 パーセントの女子学生が入居しており、学生の生活支援に大いに貢献している。

### 【点検・評価】

経済的に困窮する家庭が増加していることもあるが、奨学金、授業料免除の申請件数は増えている。日本学生支援機構奨学金については、平成 18 年度においては学生の半数が受給している状況となり、制度は十分浸透しているものと認められる。

学生寮に要する経費は、寄宿舎料が月額 4,300 円、寮経費（食費・維持費）が月額 33,000 円であり、入居者にとって経済的負担が軽減されている。

### 【改善方策】

奨学金及び授業料免除制度は十分浸透しているが、さらに、分割制度を周知・徹底するなど、経済的困窮度合いなどに応じたきめ細かい対応をしていく。

学生寮については、引き続き、経済的に厳しい家庭の学生を対象とし、安価な料金で入居させることにより、家庭の負担軽減に努めていく。

## 4 課外活動への支援

### 【現状】

学科・学年の枠を越えて共通の興味・関心を追及する活動を行うことにより、自主性・社会性を養って人格と能力を磨いている。教職員が顧問等となり、学業とは別に学生生活を充実したものにするための一助として課外活動を奨励している。サークルは、平成17年度で19団体、平成18年度で20団体が設立されている。中でも、まつりサークルを中心とし、毎年「みやこ秋祭り」に多数の学生が参加し、本学をPRするとともに、地域住民とのふれあいを図っている。なお、サークルの活動費に對しては、本学の後援会から一定の補助が行われている。

また、学生会が中心となり、スポーツ祭、学園祭（蒼翔祭）を開催している。

### 【点検・評価】

学生会を中心とするスポーツ祭、学園祭の運営は概ね円滑に行われているが、年度によって必ずしも円滑といえない場合もあるのが現状である。

サークル活動等については、設立に際して、届出と許可の義務を課している。しかし、サークル活動では不活発なものも多く、それを是正するため、サークル活動等の予算の適切な執行に対する助言・指導と、会計や活動の調査と支援を目的として、期末決算予算報告ばかりでなく、中間期会計・活動報告も学生団体に求めている。

### 【改善方策】

学園祭、スポーツ祭については、開催趣旨に従った運営、サークル活動については設立趣旨に従った活動と、それぞれの予算の適切な執行に努めるよう、より厳密で詳細な会計報告、活動報告の提出を求めていく。なお、スポーツ祭等の行事の運営に関しては、学生会に対して、早めの事前準備と当日の円滑な運営を行うよう助言、支援をしていく。

## 第6節 研究活動と研究環境

### 【目標】

- 現代社会の緊急課題等を研究テーマとして、多様な専門分野の研究者が学際的・複合的に研究に取り組み、地域社会に有用な優れた研究成果をあげ、その成果を地域社会に積極的に還元する。
- 研究水準の向上を図るため、民間企業等との研究者交流を積極的に行うなど、適切な研究者等の配置に努めるとともに、全学的研究を推進するための研究資金の重点的な配分や地域連携研究センターを中心とした学内外の連携など研究環境の整備に努める。

【「公立大学法人岩手県立大学の中期計画」の該当部分を抜粋】

### I 研究活動

#### 1 研究活動

### 【現状】

本学における研究活動は、会計・経営、情報科学、教養の3つの分野をはじめ、地域振興や地域文化に関わる研究も展開し、その成果を可能な限り地域や社会に還元するだけでなく、教育現場に反映させることを主眼としている。本学の教員構成人数は16名（教授6名、准教授9名、講師1名、）で、教員は年度毎に『教員業績報告書』を提出しており、その際に学部長が研究活動についての指導をしている。

この報告書から年度別研究活動状況をまとめると以下のようになる（基礎データ表15、16）。

著書・論文等研究成果の発表状況

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
発表状況	著書数	2	2	4	1
	発表論文等数 (担当分野別)	35	22	20	19
	・経営 23	・経営 17	・経営 14	・経営 12	
	・情報 4	・情報 3	・情報 2	・情報 5	
学会	・教養 8	・教養 2	・教養 4	・教養 2	
	発表教員数	14	11	11	12
	発表数	19	19	19	21
発表教員数	9	9	9	11	

国内外の学会活動状況について、科学研究費補助金の採択状況は、最近3年間で、申請総数8件に対して採択1件のみである（基礎データ表19）。また、共同研究・受託研究の推進は、最近3年間で、産学官連携による共同研究・受託研究は3件である（基礎データ表17）。

### 【点検・評価】

論文等研究成果は、これまで、紙ベースの『教員業績報告書』に記載している。記載内容は、単著や共著の違い、査読の有無、研究報告・解説、英文誌・和文誌等については区別していない。外部発表の研究成果として、学会誌掲載の論文数が全体の約4割を占めているが、教員1人あたりの発表論文数は、2.1本から1.2本に、全体として論文総数の減少が続いている。学会発表状況については、教員1人当たりの学会発表数はあまり多くない。

個々の教員の専門分野は異なるが、担当分野別による教員の研究活動状況については、その差異が顕著に現れている。最近4年間の論文等研究成果や学会発表状況は、発表する教員数が教員定数をすべて下回る傾向にある。

これには、「分かりやすい教育」を志向し、教育の準備や学生相談にかなり時間が取られ、研究時間が少なくなっていることや研究に対する評価が十分になされておらず、研究に対する積極的姿勢が希薄になっていることの反映と考えられる。

国内外の学会での活動状況について、科学研究費補助金の採択状況は、最近3年間で、申請総数8件に対して採択1件のみである。本学では、これまでに競争的資金を必要とする研究より、学部内研究費に基づく研究に重点が置かれてきた。しかし、今後の課題として、研究の質を向上させるためにも、科学研究費補助金の申請件数や採択の有無を研究活動の評価に反映させ、競争的資金獲得の取組みが必要である。また、共同研究・受託研究の推進については、研究分野の適合性から、積極的な产学連携による研究活動が限定されている。

### 【改善方策】

これまで、分散して収集、活用している教員の教育・研究・社会貢献等の情報を一元管理し、作業の効率化を図るとともに、情報の共有化、有効活用を図るため、平成19年10月から「研究者情報データベースシステム」を構築して情報公開するとともに、これまでの教員業績報告書については、研究者情報システムから出力する「教育研究者一覧」を活用している。

研究活動については、先ず、質的・量的に十分であったかどうかを点検しながら、(ア)研究費の配分、(イ)研究時間の確保、(ウ)研究活動の評価を総合的に検討する必要がある。

共同研究・受託研究の推進について、今後は、研究・地域連携本部と協働し、かつ、研究者情報システムにより教員の専門分野を学内外に公表・周知し、教員の専門分野によって異なるが、外部からのニーズに対応していく。

## 2 教育研究組織単位間の研究上の連携

### 【現状】

三陸地域の特性を生かした地域づくりを支援するため、平成6年5月に本学内に「財団法人三陸地域総合研究センター」が設置され、地域のシンクタンクとしての役割を担ってきた。平成14年4月

に、財団の経営基盤を強化するため、「財団法人三陸・海の博覧会記念基金」を統合し、名称を「財団法人さんりく基金」に改組した。県内外から広くテーマを募集し、地域の特色を活かした調査研究を展開している。

本学は、副理事長や運営のための教員を配置、さんりく基金との共同研究や教員の個別研究の実施によって、連携を推進している（基礎データ表 17）。

財団法人さんりく基金での活動状況

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
共同研究	1	0	0
教員の個別研究	3	1	0

また、岩手県立大学全体として、学部等を横断的に取組む研究を促進するために、全学プロジェクト等研究費を制度化しており、本学の教員と岩手県立大学滝沢キャンパスの教員と連携し、地域課題研究等に取り組んでいる。

さらに、岩手県立大学全体として、県内の自治体、企業、NPO 等から研究テーマを公募・選定したテーマについて共同研究を行っているが、本学の教員も専門分野を生かし、この研究に取り組んでいる。

### 【点検・評価】

コミュニティカレッジを標榜する観点から、三陸地域などの特色を生かした地域研究に特別配慮し、三陸地域総合研究センターの設置や運営に積極的に関与するとともに、学部プロジェクト等研究費・全学プロジェクト等研究費を活用してきた。その成果は、とくに、地域研究で、中心市街地・まちづくり問題、観光問題等、地域の直面する課題を積極的に取り上げ、一定の貢献をしてきている。

### 【改善方策】

財団法人さんりく基金との連携強化を図るとともに、研究・地域連携本部との連携を密にし、他学部の研究者との研究交流、さらには、外部教育研究機関・外部研究者との交流を図るよう努める。そのためには、当面、岩手県立大学の全学プロジェクト等研究費に積極的に応募・参画するよう努める。

## II 研究環境

### 1 経常的な研究条件の整備

#### 【現状】

研究費は、平成 17 年度の法人化の際に、「基盤研究費」、「学部プロジェクト等研究費」及び「全学プロジェクト等研究費」の 3 区分の体系としている。

基盤研究費は、講師以上の職位者 50 万円を基本額とし、専門ゼミ（特別研究）学生一人につき 1.5

万円を傾斜配分している。学部プロジェクト等研究費は、プロジェクト研究など学部の特色ある研究活動のために各学部に配分されるものであり、本学では、三陸地域など地域の特色を生かした地域振興に関する調査研究することを研究課題としている。全学プロジェクト等研究費は、岩手県立大学全体の重点課題として位置づけられた5つのテーマに学部横断的なプロジェクト体制により取り組むものと、多様な種目により構成するメニュー研究があり、このメニュー研究には岩手県立大学の教員であれば、誰でも申請できる。いずれの研究費も教員が研究費計画書を学部長に提出し、学部長が交付申請書を研究・地域連携本部長に進達し、基盤研究費は研究・地域連携本部長が、学部プロジェクト等研究費と全学プロジェクト等研究費は学長が交付決定している。(基礎データ表18)。

研究室は、全教員が個人研究室(約20m<sup>2</sup>)を有している(基礎データ表20)。なお、教員として規定されていない助手についても、保健指導を担当していることから、保健室が研究室を兼ねている。研究室には、机、椅子、電話、洗面台、書棚、書架、パソコン、LAN設備などを整備している。

専任教員は、教育、研究活動、学生指導、大学管理・運営、大学の公開講座の講師、学外の各種委員会委員に就任していることなどにより、研究時間に充てる時間は教員により異なる。

平成18年度の専任教員1人あたりの持ちコマ数は、基礎ゼミ、特別研究I、特別研究IIを除き、最多で6コマ(1人)、最小で3コマ(6人)となっており、担当時間に大きな差が見られる。(基礎データ表23)。

研究活動に必要な研修機会確保については、平成18年度から学会発表の旅費についても支援が図られており、本務に支障がない範囲で、国内外で開催される学会出張や調査研究を行っている。

なお、研究支援スタッフはいない。

### 【点検・評価】

本学の研究費の体系は、教員個人及び学部、全学的な重点プロジェクト研究やメニュー研究から構成されており、教員個人に配分する基盤研究費及び学部に配分される学部プロジェクト等研究費は、それぞれ定額で毎年経常的に配分される仕組みとなっていることは、教員なり学部の継続的な研究を行ううえで安定的に見込める財源となることから、一定の評価ができる。

この研究費は、研究分野・内容や学部の特性などに関わらず一定額とされており、職位者別や学部均衡などの考えを加味されているものであるが、この金額が適切であるかの評価は難しい。

教員研究室については、必要に応じて教員研究室の整備を行い、研究環境の向上に努めている。一方、必要なスペースを確保するために、共同研究室や相談室などの共用スペースの見直しを検討する必要がある。

教員1人当たりの持ちコマ数の差異は、本学独自のカリキュラムや履修科目の構成によると考えられる。本学では、現在の持ちコマ数だけでなく、授業時間外の学生に対する個人指導の実施(分かりやすい授業、就職進学指導)などにより、まとまった研究時間の確保に苦慮している状況にある。

研究活動に必要な研修機会については、従来の基盤研究費に加え、平成18年度から学会発表促進

費を活用している。研究発表の旅費を事前に確保でき、研究費の効率的な執行を支援している。しかし、学会発表促進費は常に残額が発生しており、特定の専任教員だけが、学会発表する傾向がみられる。

### 【改善方策】

基盤研究費や学部プロジェクト等研究費の経常的経費は、予算の確保に努めるとともに、その金額の満足度や使いやすさなどを全学的に調査し、検証していくこととする。

研究室の整備は十分であるが、研究時間の確保については、教育重視の観点から、各教員の研究時間の確保について、さらに検討していく。

学会発表促進費の残額が生じているので、教員の短期及び長期の研修機会の確保や支援体制として積極的に配分・充当していく。

## 2 研究の成果、公表、発信・受信等

### 【現状】

研究成果は、学会誌、学部研究紀要、講演会、ホームページ等で公表している。また、従来の基盤研究費に加え、平成 18 年度から学会発表促進費を活用し、研究成果の公表促進を支援している。

しかし、本学では、学会や学会誌での発表は、教育重視の結果、少なくなっている。

また、本学の学部研究紀要は、毎年 2 回発行しているが、応募者が減少傾向になっている。

本学は、これまで、大学や企業の研究者同士の共同研究や公開講座など大学間、地域と大学間の交流・連携その他本学の研究者を紹介する基礎資料として研究者総覧の公開を行ってきた。

しかし、研究情報の質的向上を一層図るために、平成 19 年 10 月から、岩手県立大学（短期大学部を含む）では全学部の教員を対象に新たに研究者情報システムを稼動し、岩手県立大学メディアセンターで受信し、国内外の雑誌・研究紀要にリサーチできるよう研究力量の向上を図ることとしている。

### 【点検・評価】

研究成果の公表としては、学会発表促進費を活用することによって、本学の研究紀要よりも学会誌に発表することが多くなってきている。

### 【改善方策】

学会発表促進費を活用して研究発表するとともに、学会誌及び研究紀要への掲載を積極的に進めていく。

また、研究者情報システムの稼動により、研究者自身による最新情報の更新が逐次できるので、さらにタイムリーな研究情報の発信になる。その結果、産学官連携、研究成果の活用及び研究開発の促進が今後さらに期待される。

### **3 競争的な研究環境創出ための措置**

#### **【現状】**

平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間をみると、科学研究費補助金への申請は 3 件で、採択は 1 件であった。また、「2 教育研究組織単位間の研究上の連携」で記載した「さんりく基金」では、この 3 年間で採択が 4 件となっている（基礎データ表 17、19）。

#### **【点検・評価】**

科学研究費補助金は、最近 3 年間で、申請総数 8 件に対して採択 1 件のみである。本学では、これまでに競争的資金を必要とする研究より、学部内研究費に基づく研究に重点が置かれている。

しかし、大学運営費交付金の県予算が毎年削減されており、研究費の外部資金確保が緊急の課題であるとともに、研究の質を向上させるためにも、申請件数や採択の有無を研究活動の評価に反映させ、競争的資金獲得への取組みを強化する必要がある。

#### **【改善方策】**

科学研究費補助金をはじめとする学外の競争的研究費の申請と獲得の努力を促す一環として、科研費申請やその他の外部資金申請のための説明会等を開催し、申請がスムーズに行われるよう配慮するとともに、滝沢キャンパスの教員と連携して、共同研究にも応募するようにしていく。

### **4 倫理面からの研究条件の整備**

#### **【現状】**

本学では人或いは動物を対象にした研究を実施している教員が少ないので、岩手県立大学全体としての倫理規定の設置を働きかけてきたところであり、平成 19 年 7 月に本学を含めた岩手県立大学各学部等から選出された委員によりワーキンググループを設置し、基礎的規程案の検討を行った。

ワーキンググループでの検討を経て、平成 19 年 11 月に「公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針」「公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査規程」等の諸規程を制定したところである。

#### **【点検・評価】**

倫理に関する規程を整備するうえで教員の意見集約を図り、倫理委員会へ意見を反映させている点は評価される。

研究倫理に関する諸規程については、現在は制定したばかりの段階であり、今後は、規定を運用しながら、隨時検証していく必要がある。

### 【改善方策】

制定された倫理に関する諸規程に基づいて研究・実験等を行う。今後は、必要に応じて、規定の改定等のシステム整備をさらに進めていく。

## 第7節 社会貢献

### 【目標】

- 「実学実践」の教育・研究を通して地域に貢献する大学を目指すため、岩手県立大学アイナキャンパスを活用した社会人教育や県民学習支援などを積極的に展開するほか、遠隔教育による看護職、福祉職等の専門職業教育の充実を図る。  
地域のニーズに対応した研究とその成果を地域に積極的に還元するため、知的財産の管理・活用等を図る仕組みを検討するほか、地域連携研究センターによる产学公の連携研究機能の強化、行政機関等との連携による地域課題への政策提言などシンクタンク機能の強化などを図る。
- 国際交流協定を締結している海外の大学との交流を一層密にし、交換留学や共同研究など国際交流事業を計画的、効果的に推進するとともに、国際交流事業を教育・研究に活かす取組みを積極的に展開する。

【「公立大学法人岩手県立大学の中期計画」の該当部分を抜粋】

### 1 社会への貢献

#### 【現状】

岩手県立大学全体の公開講座においては、毎年、本学から1～2名の教員が講師として参加している。

本学独自には、教育・研究成果を広く公開し、地域の人々に学習する機会を提供するため、航海講座として、生涯学習講座、出前講義、公開研究発表会、公開講演会を実施している。

開設状況は、次のとおりである(基礎データ表 21)。

生涯学習講座は、開学以来、本学の教育・研究成果を広く公開し、地域の人々に学習する機会を提供するため、ゼミ形式の生涯学習講座を開設している。講座内容については、できるだけ多くの希望に応えられるよう、語学など一般教養から情報処理、経営学、地域づくりなどの専門分野まで、幅広く講座を設けるよう留意している。

生涯学習講座の開講状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
開講数	6	5	9	7

出前講義は、中学生、高校生、社会人等を対象とした講義であり、本学の教員が学校等、派遣先に出向き、短大の授業をわかりやすく講義している。

出前講義の開講状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
開講数	6	5	1	6
派遣先数	4	3	1	3

公開研究発表会は、本学教員の研究成果を地域に還元するため、平成18年度より、宮古駅前の商業施設を活用し、「地域、市民への研究紹介」を開設した。この発表会の開設によって、本学教員の研

究・専門領域を周知し、産・学・官・民の連携、協働スタイルを模索する機会としている。

#### 公開研究発表会の開講状況

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
開講数				3 (7)

\* ( ) 内は、発表教員数。

公開講座以外の社会貢献としては、地域の人々を対象とし、その時々の社会情勢に対応したテーマを設定して、社会の第一線で活躍されている講師を招き、講演会を開催している。

#### 公開講演会の開講状況

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
開講数	1	1	—	1

そのほかに、大学運営に支障がない範囲で施設開放を行っており、次のとおりである。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用者(人)	4,524	4,171	5,151	4,896

さらには、開学時の設置目的である「地域に開かれた大学」に沿い、三陸地域の振興に向けた自主的な取組みを支援する「財団法人さんりく基金」の副理事長及び評議員に就任するとともに、教員の個別研究を成果発表会で公表するなどにより、三陸地域の活性化に寄与している。

また、宮古地区の高校生は、平成 17 年度までは約 100 キロ離れた盛岡まで出かけて大学入試センター試験を受験していたが、これらの利便を図るため、平成 18 年度より本学を試験会場として実施した。なお、大学入試センター試験は、受験者が 271 名に対し、本学教職員が 30 人、県立大学滝沢キャンパスからの応援教職員が 8 人、外部への依頼者 1 人、合計 39 名で対応した。

地域や社会との文化交流等を目的とした教育システムについては、整備していない。

#### 【点検・評価】

本学は、平成 2 年の開学以来、設置目的に掲げる「地域に開かれた大学」をモットーに、生涯学習講座、公開講演会等に積極的に取組んできた。とくに、少人数のゼミ形式での生涯学習講座は、教員と受講生の関係が極めて深く、多面的に機能し、その後の地域での効果が大きいものであった。

また、受講生の年齢構成や性別・職業でも種々の参加が見られ、生涯学習として一定の成果が得ているものと言える。

生涯学習講座については、少人数でのゼミ形式の役割は引き続き大きいものがあるが、小規模短大の限られたスタッフで継続していくには、テーマや教員の負担から難しい面もある。

出前講義については、出前講義への中学・高校生からの依頼が増えてこない状況にある。その一因は、高校側の出前講義に対する理解不足がある。

公開研究発表会については、本学教員の研究成果を地域に還元するために開催したものであり、本学教員の研究・専門領域を周知し、産・学・官・民の連携、協働スタイルを模索する機会となっている。

公開講演会については、公開講演会の開催は、本学開学以来実施してきた取組みである。実施の趣旨は、三陸地域という首都圏からみて遠隔地にある地理的条件下で、なかなか最新の情報や「知」に触れる機会が得られないなどを考慮し、「その道」で優れた業績のある講師による講演会を開催することであった。ただし、自治体での類似の取組みも展開され、その役割は徐々に薄れつつあるのが現状である。

施設開放は、地域社会に貢献する短大として、資格・試験の会場やスポーツ団体などに施設開放し、地域住民の便に供している。

財団法人さんりく基金での研究成果は、下表のとおりである。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
共同研究	1	1	0	0
教員の個別研究	3	3	1	0

大学入試センター試験の導入に伴い、本学が大学入試センター試験の会場となったことにより、宮古地区の高校から感謝された。また、本学の教職員だけでは対応できず、滝沢キャンパスから教職員の応援がないと実施できない状況である。

### 【改善方策】

生涯学習講座は、今後、受講生の少ない講座について、その原因を分析し、地域の求める要望等も検討しながら執り進めていく。出前講義は、実施のスタイルを再検討していく。

出前講義は、趣旨が十分に周知されるよう、直接高校に出向くなどによって広報活動を強化する。

公開研究発表会は、年3回開催し、各教員の取り組んでいる研究成果を発表する場としていく。特にも、地域から要望のある課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく。

公開講演会は、平成10年4月に岩手県立大学が開学し、全県レベルで同種の講演会を実施していることから、取組みを見直していく。

施設開放は、引き続き、大学運営に支障のない範囲で開放していく。

さんりく基金の研究交流には、今後も積極的に関わっていく。

大学入試センター試験は、滝沢キャンパスからの教職員の応援を得て、引き続き実施していく。

## 2 自治体や企業等との連携

### 【現状】

平成16年度から平成18年度にかけて、専任教員が学識経験者として、自治体委員会等に延べ71人、準公共団体の委員に延べ29人が就任している。

企業等との教育研究上の連携については、平成16年度から平成18年度にかけて、専任教員が学識経験者として、延べ3人が就任している。

また、本学の教員個々の研究テーマを記載した「知的資産ガイドブック」を自治体や企業等に1,000

部配布し、研究者情報を提供している。

さらに、宮古地域のN P O団体や行政機関等と連携して「みやこ就職活動支援協議会」を組織し、文部科学省が平成17年度・18年度に実施した若年人材等の職業能力の向上を目指す「e ラーニングによる人材育成支援モデル事業」に応募した。その結果、全国で5か所採択されたモデル地域の一つとして採択を受け、宮古地域の企業や本学の卒業生の協力を得ながら就職活動の支援に向けたe ラーニングのコンテンツを制作し、CD - ROMにより学生の指導に利用するとともに、インターネットを通じて学習できるよう発信した。

#### 【点検・評価】

国・地方自治体が主催する委員会等の委員に就任しており、学識経験者として貴重な意見・提言を行っている。企業等との教育研究上の連携は、3人が委員に就任しているが、教育上の連携が少ないと判断され、「知的財産ガイドブック」の活用が不十分である。

また、e ラーニングについては、そのコンテンツを活用し、学生の就職意識を醸成するのに役立ったほか、宮古地域の産業についても広報できている。

#### 【改善方策】

国・地方自治体が主催する委員会では、要求される学識経験の差の問題はあるが、なるべく教員間の負担の偏重をなくすよう調整していく。

企業等との教育研究上の連携は、産業支援アドバイザーの登録などにより、企業がネットワークを活用して必要な情報を把握できるようにするとともに、より一層、教員の専門分野などの広報活動に努める。

e ラーニングは、今後も「e ラーニングによる人材育成支援モデル事業」の実施の項で記したような機会をとらえ各団体と連携しながら本学のみならず宮古地域の振興に寄与する。

## 第8節 教員組織

### 【目標】

- 教養教育の一層の充実を図るため、効果的な実施体制を整備するほか、「知の創造・交流拠点」として民間企業など学外専門家の積極的な活用を図るとともに、学部と短期大学部間の教員の相互交流を一層促進する。
- 効率的、効果的な大学経営と教育・研究水準の一層の向上を図るため、専門性の高い人材の確保・養成、全学的な観点からの柔軟な教職員の配置、任期制など多様な任用制度の導入、実績に対する適切な評価などにより、人材の確保・育成、組織の活性化を図る。

【「公立大学法人岩手県立大学」の中期計画の該当部分を抜粋】

### I 教員組織

#### 1 教員組織

### 【現状】

本学の理念・目的等は、第1節、第2節で述べたとおりである。

本学では、学生の自主性と個性を生かす教育を実現するために「学生主役の教育」「分かりやすい授業」に取り組んでいる。

教育課程は、経営・会計コースと情報科学コースとを設置している。

専任教員は、入学定員200人に対して、教授6人、准教授9人、講師1人であり、大学設置基準に示す必要な専任教員数を上回っている（基礎データ表22）。なお、専任教員の中には、民間企業等で実務を経験してから本学の教員に採用された者もいる。

教員の職制については、学校教育法第58条の改正に伴い、法の趣旨に則り、組織規則を改正のうえ、従前の職制から次のとおり変更し、平成19年度から適用している。

区分	平成18年度まで		平成19年度以降
	職	職	職務
専任教員	教授	教授	左に掲げる職に応じ、学校教育法第58条にそれぞれ規定する職務に従事する。
	助教授	准教授	
	講師	講師	
		助教	
その他	助手	助手	

職制の変更にあたっては、岩手県立大学全体として、旧職制と新職制の比較検討を行うとともに、従来からの職の任命状況を勘案し、昇任を除き、従来の教授を新職制の教授に、同様に助教授は准教授に、講師は新職制の講師に移行することとしたほか、専任教員として新たに「助教」の職を新設した。

これらすべての専任教員が授業科目を担当する。専任教員の担当分野は、教養3人、経営・会計8人、情報科学5人となっている。専任教員の週担当時間は、最高で12時間、最低で6時間となって

いる（基礎データ表 25）。

主要な授業科目への専任教員の配置状況および専任・兼任の比率は、専門科目 53 科目中、専任教員は 48 科目を担当している。また、教養科目 24 科目、特別研究 2 科目を含んだ 79 科目中専任教員によるものは 65 科目であり、専兼比率は 82.3% となっている（基礎データ表 2）。

次に、教員の年齢構成は、56 歳～60 歳が 4 名（25%）、51 歳～55 歳 3 名（18.8%）、46 歳～50 歳 3 名（18.8%）、41 歳～45 歳 2 名（12.5%）、36 歳～40 歳 3 名（18.8%）、31 歳～35 歳 1 名（6.3%）となっている（基礎データ表 23、24）。

教員間の連絡調整については、教務・学生委員会が中心となって教育課程編成作業等を通じて行っている。本学の組織は 1 学科であるが、教養、経営・会計、情報科学毎の分野別会議を通じて連絡調整を図っている。

また、教務・学生委員会の検討結果については、同委員会から運営会議を経て教授会に協議・報告がなされている。

本学の教授会は専任教員全員が構成員となっており、毎月第三水曜日に開催されている。

また、本学では、女性の専任教員はいない状態である。

社会人、外国人については教員としての採用実績はないが、非常勤講師及び非常勤の英語助手として受け入れている。

### 【点検・評価】

専任教員数は、短期大学設置基準を上回っており、専兼比率も低いものとはいえないと考えられる。特に専門科目では 53 科目中 48 科目について専任教員が担当しており責任を持った配置であるといえる。准教授の週担当時間数は、最高で 16 時間、最低で 10 時間（語学教員）であり、ややバランスを欠いている。

教員年齢構成は、50 代後半の教員が 25% を占めている。しかし、一方で 40 歳以下の教員も同じ比率であり、特定の年代に大きく偏った構成となっているものではない。

ただ、最近は岩手県の財政状況の悪化を受けて、本学でも専任教員の新規採用が難しくなってきており、今後、このまま推移した場合、年齢構成が高くなっていくことが懸念される。

教育課程の作成等にかかる連絡調整については、教務・学生委員会を中心として極めて密に行われている。さらに教育課程等に関して必要な協議・報告を受ける本学の教授会は専任教員全員が構成員となっており、忌憚のない意見交換と審議を通して教員全体の共通認識を図っている。

これまで社会人、外国人の専任教員としての採用はないが、非常勤講師、非常勤助手として英語教育の重要なパートナーとして活動している。

これまで教員採用に当たり女性を排除していた訳ではないが、結果として女性教員がいない。

### **【改善方策】**

教育理念を実現し、さらに深化させるため現有の配置を堅持し、各年度のこれまでの総括を踏まえつつ、教育内容の充実で対応していく。

特に、現状では、専任教員数は短期大学設置基準を上回っているものの、ゼミや日常の学生指導等は専任教員でなければ困難と考えられることから、オフィスアワーを核としたエンカレッジ教育を推進していくため専任教員数の増員を含め強化を図っていきたい。

なお、週担当時間数の平準化を図るため、平成20年度に語学担当教員を採用することとしている。また、専任教員を採用する場合、当然のことながら、これまでどおり性別、年齢、国籍による差別的な取扱いをしない。

教務連絡調整については、今までの教務・学生委員会や分野別会議を中心とした密度の濃い連絡調整を堅持していく。さらに、教育に当たっての非常勤英語助手との現在の密接な連携をこれからも堅持する。

## **2 教育研究支援職員等**

### **【現状】**

実習教科に関して、スポーツ・身体科学の授業に専任助手1人を配置している。また、英語教育科目に、外国人非常勤指導助手2人を配置している。

教員と教育研究支援職員等との間の連携・協力については、すべての学内委員会を教員及び職員で構成するなど、教員と教育研究支援職員との日常的な意思疎通の関係が確立されている。

### **【点検・評価】**

スポーツ身体科学及び英語ともに連携をとってスムーズに授業を進めている。

また、教員と教育研究支援職員等との間の連携・協力関係の適切性は、各学内委員会に職員が委員として配置されているように、極めて良好に推移している。

### **【改善方策】**

現在の配置を堅持しつつ、さらなる充実に向けて、検討を継続させる。また、必修科目である「スポーツ・身体科学」については、選択科目への変更等も含めて考える。さらに、各学内委員会における教職員の現状の配置・構成を堅持しつつ、意思疎通の状況、方針実現に関わる状況などをいつも確認するばかりでなく、各年度でも総括していく。

## **3 短期大学と併設大学との関係**

### **【現状】**

本学の教員4名が約110キロメートル離れた岩手県立大学の非常勤講師となっており、また、岩手

県立大学からも教員3名が本学の非常勤講師となっており、経常的に相互に教員を交流させている。

また、岩手県立大学の大学改革推進本部や教育・学生支援本部、研究・地域連携本部など大学運営に関することや岩手県立大学全体の教育研究活動等を分掌する組織、委員会に本学からも教員が本部員として参加し、岩手県立大学の教員と共同で活動している。

さらに、本学と岩手県立大学の教員が共同で研究プロジェクトを立ち上げ研究にあたっている。

その他、教員のみならず学生についても第三節で述べたとおり単位互換制度を設けて岩手県立大学と交流できることとしている。

### 【点検・評価】

岩手県立大学のみならず他大学等の非常勤講師として講義を行うことについては、本学の運営に支障がない限りで認めているところである。

また、岩手県立大学から本学の非常勤講師となって授業を担当することについても、本学だけでは確保できない教育効果を生むとともに、学生に対して新鮮味を与えていた。

岩手県立大学全体の組織・委員会への参加は、運営や教育研究活動に本学の意見を反映させる機会となるとともに、教員にも運営に参画しているという意識を醸し出している。

共同研究の実施は、相互の研究内容を交流させながら、より高度の研究成果をもって地域に貢献する途を拓くとともに教員自らの研究領域の拡大と充実につなげるよい機会となっている。

### 【改善方策】

同じ公立大学法人の中の併設大学であることから、積極的に他学部等と共同して大学運営に参画するとともに、教育・研究においても一層密接な連携交流を図り、互いに不足するところを補い合って大学教育、短大教育を充実させていきたい。

## II 教員の任免、昇任等と身分保障

### 教員の募集・任免・資格・昇格に対する基準、手続

#### 【現状】

教員の任免、昇格、給与、服務等については、岩手県立大学全体として「公立大学法人岩手県立大学就業規則」の規定により運用している。さらに教員の採用については、「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」及び「教員選考手続内規」を制定し、教員選考における基準及び手続きのルールとして運用している。

教員の採用に当たっては、採用の必要性が生じた都度、短期大学部長から学長に対し採用実施の内申を行い、学長はその可否について決定し、短期大学部長に通知することとしている。

学長からの通知を受け、短期大学部長は学部内に選考委員会を設置し、その選考委員会が募集手続きや選考に係る手続きを行うこととなる。

応募者に対する審査は選考委員会が行い、その結果を短期大学部長に報告した後、教授会の意見を聞いたうえで、短期大学部長は採用候補者を学長に対し報告する。学長は、必要に応じ採用候補者と面談等を行い、採用候補者を決定することとしている。

昇任については、教員採用の手続きに準じて行うこととしているが、本学独自に「教員昇任審査基準（内規扱）」を制定して運用している。

教員の募集については、原則として公募によることとしており、採用実施に係る学長への内申の際に、公募条件等についても付記することとしているほか、かかる手続きは学部内に設置される選考委員会が行っている。

また、「公立大学法人岩手県立大学人事等審査委員会規程」による人事等審査委員会を設置し、教職員の採用・昇任・転任・降任、表彰及び懲戒に関する事項を審議することとしている。

教員の適切な流動化を促進する方策として、併設大学である岩手県立大学においては、研究業務に従事する教員に対し、大学の教員等の任期に関する法律第4条第1項第3号により任期制を導入しているが、本学においては導入に至っていない。

本学教員の待遇については、公立大学法人化前の県立大学であった当時の待遇を引き継ぎ、旧教育職給料表(1)に基づく給与体系を「公立大学法人岩手県立大学職員給与規程」に規定し、待遇してきている（基礎データ表 26）。

### 【点検・評価】

教員採用及び昇任については、「公立大学法人岩手県立大学就業規則」「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」「教員選考手続内規」「教員昇任審査基準（内規扱）」に沿って行われており、適正・公正な手続きということができる。

岩手県立大学に導入している任期制は、研究業務に専念する教員に対し適用する内容となっており、教育活動及び研究活動を展開する本学教員に導入することを想定していないものである。

給与面の待遇については、県立大学であった当時の待遇を引き継いでおり、法人化による変更等は生じていないものの、年功型の給与体系のままとなっていることも事実であり、能力向上及び業績等を反映した待遇の仕組みとは言い難い状況である。

こうした待遇面の現状を検証しつつ、再任制の導入や待遇のあり方について検討する必要がある。

### 【改善方策】

現在運用している、「公立大学法人岩手県立大学就業規則」「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」「教員選考手続内規」「教員昇任基準（内規扱）」について、今後とも適正に運用し、公正性、透明性、客観性を確保されるようにする。

待遇面については、その現状を検証しつつ、再任制の導入や待遇のあり方について検討し、教員の質的向上及び教育研究活動の活性化につなげるため、平成18年12月に岩手県立大学全体として「人

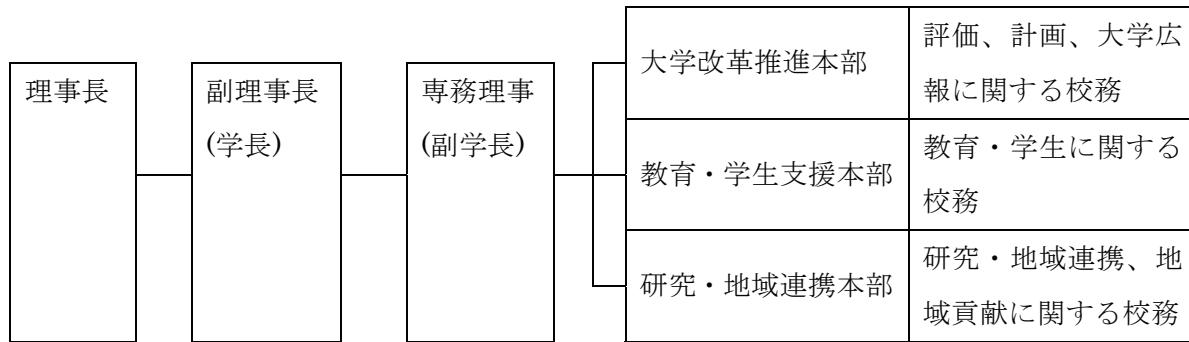
事制度改革本部」を設置し、人事制度全般について検討をスタートさせたところである。人事制度改革本部において、現状分析や将来像を示しながら、本学に適した人事制度の構築を目指し検討を進める。

### III 教員の教育研究活動の評価

#### 教育研究活動の評価

##### 【現状】

教育研究活動の評価は、岩手県立大学全体（以下「全学」という）で行っており、公立大学法人岩手県立大学に横断的組織として、以下のとおり、大学改革推進本部、教育・学生支援本部、研究地域連携本部の3本部で対応している。



教員の教育研究活動については、モチベーションの向上という観点から、平成17年度から目標管理システムを導入している。学部、短大部、共通教育センター・大学院（以下学部等とする）担当教員全てを対象にしている。従来の所掌は、岩手県立大学自己点検評価委員会であったが、平成19年度からは、大学改革推進本部となっている。このシステムの概要を説明すると以下のとおりである。学部長等が4月に各学部等の運営方針を発表する。それに対し、各学部等所属教員は、教員業績報告書（教育活動、研究活動、大学運営活動、社会貢献活動の4つの各分野に過去5年間分を記載する）と目標達成度評価表（これも教員業績報告書同様に4つの分野に記載する。各教員自らが当該年度の各分野別目標をまず設定し、あわせてその達成基準に付き具体的に記述する）を5月末までに学部長等に提出する。6月には、学部長等と評価対象教員との面接が行われ、学部等の運営方針や当該教員の教員業績報告書に基づき、当該目標設定が妥当であるかどうかを話し合い、目標について学部長等との合意を得て、確定することとしている。年度末には、目標が達成されたかどうか、学部長等との面談が行われ、問題点・改善方策の話し合いを行い、次の目標設定に活かすこととしている。この目標管理システムでは、評価される教員と学部長等両者に、評価上の問題点・課題、さらにはこのシステムの改善を図るために、大学改革推進本部が教員・学部長等に毎年アンケートを実施し、暫時改善に努めている。この目標管理システムでは、モチベーション向上とともに学部長等とのコミュニケーションを図る意味でも効果があるといえる。

教育活動については、前述の目標管理システムと同時に、各教員の教育改善のために、学生による授業評価制度を導入している。授業評価は、学部・短大部・共通教育センター・大学院の専任教員だけでなく、非常勤講師も対象に行っている。岩手県立大学での所掌は、教育・学生支援本部である。授業評価は、授業がセメスター制となっているため、前期末・後期末の年2回実施している。授業評価結果に付き、学部等ごとに集計結果が岩手県立大学のホームページに掲載され、学内外に公表される。また、各教員の個別授業評価結果および問題点・改善策は、学内のホームページに掲載される。これにより、学生には、授業の改善がどのようになされているか、把握できるシステムとなっている。

研究活動については、研究・地域連携本部が所掌し、各教員に対する基盤研究費とは別に、全学的・横断的に研究活動を活発化させ、さらに地域貢献を図るため、全学プロジェクト等研究費という仕組みを構築している。当該研究費の採択審査にあたっては、研究・地域連携本部での内部審査とともに第三者による外部評価を導入し、公正な評価に努めている。

さらに、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮としては、「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」において、教授等の資格として、学位、教育研究上の実績、専攻分野に関する実務上の実績、教授等の経験、特殊な技能、優れた知識及び経験のいずれかが必要であることを明示しており、これに基づき選考を行っている。

### 【点検・評価】

現在、教員業績報告書は、各教員が年度末に作成しているが、年度途中の状況については書き加えなしの状況である。随時、研究論文や口頭発表など記載し、現時点の状況がわかるシステムの構築が必要といえる。また、目標達成度評価表については、教員と学部長等のコミュニケーションを図り、モチベーション向上に一定の役割を果たしているとのアンケート回答が教員の半数以上あるが、現状のままでは、モチベーションの向上にならないとか、評価する側の評価も必要だという意見もある。

学生による授業評価では、教員の授業改善にどのように活かされているか明確でない点もある。

また、教員選考では、「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」を踏まえ、各学部等において教員選考基準（内規）を定めているが、学問領域の違い等から学位、研究業績の取り扱い等の基準が統一的でないという課題もある。

### 【改善の方策】

平成19年10月から研究者情報システムにデータ入力され、教員業績報告書は学内外に原則公開され、随時、研究論文、口頭発表等も追加できるシステムとなった。このシステムに基づき各教員の目標達成度評価表が学部長等により評価されるが、他の教員も相互に教員業績内容をみることができ、従来に比べ客観性が維持されるものといえる。

学生による授業評価では、各教員の授業改善が、どのようになされているか検証するため、岩手県立大学FD委員会で検討され、具体的には教員相互の評価を行うため、第1段階として、教員に公開

される授業を各学部で推薦し、その範囲を逐次拡大していく、あるいは授業公開を各教員の了解をとりながら、例えば1週間授業公開とするなど、授業公開の枠を拡大していく方向である。

さらに、教育研究能力・実績評価するため、数式化を検討している学部もあり、岩手県立大学全体としてどのようにするか他大学の評価方法も参考に鋭意改善に努めている。

## 第9節 事務組織

### 【目標（全学）】

効率的、効果的な事務処理を行うため、事務組織の機能編成の見直しを行うとともに、事務処理の電子化、業務の外部委託化（アウトソーシング）を進める。

【「公立大学法人岩手県立大学の中期計画」の該当部分を抜粋】

### 【目標（本学）】

岩手県立大学の中期計画、年度計画の着実な実行による所期の成果の達成に向けて、教員等と一体となった取組みを進める。

職員の満足度を高め、好感度の高い職場を目指す。

【平成18年度宮古事務局業務推進方針】

#### 1 事務組織の整備

### 【現状】

岩手県立大学の事務組織は、教学組織の事務支援組織としての位置付けで設置しており、大学本部の事務局長（副学長兼）の下に、経営企画室、総務財務室、教育・学生支援室、研究・地域連携室、宮古事務局が組織されている。

事務局職員は、設置団体である岩手県からの派遣職員、公立大学法人において採用した職員（非常勤）により構成されているほか、事務補助として、人材派遣会社からの派遣スタッフを配置し、事務局業務に当たっている。

また、平成17年度に課制度を廃止してフラット化したことにより、各職員が総務部門・教務部門の両部門を担当し、業務の効率化を図っている。

### 【点検・評価】

県派遣職員は、すべて県庁人事で行われており、派遣期間は原則3年であるが、県行財政改革の推進に伴い、今後、大学事務局への職員派遣の更なる削減が見込まれる。

県職員派遣の長所としては、職場のマンネリ化や直接雇用に伴う負担（育成、待遇、保険等）を回避できることであり、問題点としては、派遣期間が短期であり大学事務に熟知しないこと、長期的展望（視野）の欠如が上げられる。

### 【改善方策】

県派遣職員は、県の人事ローテーションに従って3年程度で交代するため、専門的知識を短時間で習得することは困難であるが、学内委員会に委員として参加することなどにより、教学組織と一体となって学内運営に参画する。

また、県派遣職員の削減を踏まえ、大学における職員採用（プロパー）を段階的に進め、大学業務に精通した職員の養成を進める。

さらに、人材派遣会社からの派遣スタッフは単年度契約でなく、大学でのノウハウを蓄積する意味でも、複数年の期限付採用に変更していく。

## 2 事務組織の役割

### 【現状】

宮古事務局は、本学の事務処理を少人数体制で行っている。

平成 17 年度から室・課制度を廃止してフラット化しており、学部運営の総務関係事務はもとより、学生の募集、教務関係、就職の支援、学生生活への支援などを行っている。学生が空き時間を利用して事務局を訪れるため、職員の休憩時間を 2 グループ化し、常に職員が窓口対応している。

学生アンケート結果（平成 18 年 5 月調査）においては、「充分である」・「まあ充分である」との回答は次のとおりである。

- ・ 授業以外の学生生活に関し、大学側の支援体制についてのサポート：88.9 ポイント
- ・ 窓口や学生サービス担当についての満足度：93.9 ポイント
- ・ 就職支援センターの対応：77.8 ポイント
- ・ 図書館窓口の対応：86.9 ポイント
- ・ 入試に関する電話や E メールなどの対応：95.4 ポイント

また、限られたキャンパス内で、より充実した学生生活を確保するためには、学生相互の交流や学生、教員、事務職員が一体となった大学運営が極めて重要であることから、事務局が主体となり、学部内の情報伝達手段として、「宮短にゅうす」を概ね月 1 回発行している。

### 【点検・評価】

学生アンケート結果における事務局の対応は、満足度が高い数値となっている。

また、「宮短にゅうす」は、学内行事に加え、学習や就職情報、さらには、学生生活など幅広い情報を掲載しており、学生、教員、事務職員の一体感の醸成はもとより、就職活動の動機付けや学習意欲の向上にもつながっている。

### 【改善方策】

各担当の業務分担を毎年えるなどにより、すべての業務に複数の者が対応できるようにしていく。

なお、就職支援センターは、教員の研究室用に作られた部屋を充てていたことから、多数の学生が一度に利用するには極めて手狭であったため、平成 19 年 6 月に会議室の一つを配置換え、従来の 2 倍以上のスペースを確保し、学生の利便性を向上させた。

また、「宮短にゅうす」は、学内における情報媒体だけでなく、学内運営にも大きな役割を果たしていることから、今後も引き続き発行していく。

### 3 事務組織と教学組織との関係

#### 【現状】

本学（経営情報学科）に宮古事務局が設置されており、事務局長の指揮監督下、教学組織と事務組織が一体となって学部を運営している。

また、すべての学内委員会は、教員と事務職員で構成し、委員長及び副委員長を教員が担う一方、事務職員も委員会の構成員としての役割を担うことにより、教学組織と事務組織の相対的独自性と協力関係が確保され、学部運営がスムーズに行われている。

#### 【点検・評価】

学内委員会は、開学当初（平成2年）は教員だけが委員となり、事務局員は事務処理のために出席していた。委員会の運営に当たっては、総務（財務）面が伴うことが多く、平成10年度から事務局長が特定の委員会に委員として出席した。

しかしながら、学内運営に当たり、学部長の「教学と事務組織は車の両輪」との認識の下、平成14年度より全ての委員会に事務局長又は事務局次長が委員として出席している。

平成18年度に事務局の組織体制が変わり（次長職の廃止）、平成19年度からは、事務局員が各委員会の委員として出席している。なお、事務局長は、現在、委員としての肩書きを持たず、フリーな立場で委員会に出席している。

#### 【改善方策】

これまで、教学組織と事務組織が一体となって学部を運営してきた。特に、平成19年度から始めた事務局職員の各委員会への参加は、教学組織と事務組織の連携・協力体制を強化しており、今後も、引き続きこの関係を維持していく。

### 4 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

#### 【現状】

法人化に伴い、公立大学法人岩手県立大学が1大学2短大を経営するところとなった。法人の業務の範囲は、定款及び公立大学法人岩手県立大学組織規則により、次のとおり定められている。

- ① 県立大学を設置し、これを運営すること。
- ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ③ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ⑤ 県立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

このうち校務については、組織規則により学長がつかさどることとしており、法人は、財務、人事組織、計画などの経営面について担当している。

法人の役員は、理事長、副理事長、専務理事2名、理事5名及び監事2名であり、理事長と学長とは別に選任しているが、学長が副理事長、副学長が専務理事、本部長が理事を兼ね、法人経営と短期大学を含む大学運営を一体的に行っている。このほか、非常勤の理事として学外の有識者2名を選任し、幅広い知見を法人経営に活用する体制を構築している。

法人としての最終的に意思決定する者は理事長であるが、その意思決定に資するため、理事で構成する役員会議を毎月1回開催し、経営に関わる重要事項を協議検討している。

特に、定款等に規定する事項については、学外の有識者を委員として加え、地方独立行政法人法に基づく経営審議機関として設置した経営会議を隨時開催し、その審議を経たうえで、意思決定することとなる。

なお、事務局体制については、法人経営に係る業務を専ら行う法人独自の事務局は設置しておらず、大学に設置される事務局がその業務を併せて行っている。

### 【点検・評価】

法人と大学が一体となった運営を行う体制としていることにより、法人の意向は明確に大学に伝達され、また、大学の意思も法人にストレートに伝わっており、意思決定の迅速化と業務の効率化に寄与していると評価できる。

法人と大学との間の役割分担については、諸規定により明確化されているものの、法人化後2年を経過した現時点では、十分に徹底されている状況とは言い難く、役割分担について疑義の生じた都度、検討のうえ対応せざるを得ないという課題がある。

### 【改善方策】

法人経営に関する業務と大学運営に関する業務の整理を行い、法人と大学の事務組織のあるべき姿を創造しながら、現状の事務組織の再編を踏まえ、法人と大学双方に機能的かつ効率的な事務組織の編成に向けた検討を行う。

## 5 事務組織の機能強化のための取り組み

### 【現状】

本学の事務組織は、設置団体である岩手県からの派遣職員が宮古事務局長以下7人、公立大学法人において採用した非常勤職員2人で構成している。このほか、事務補助として、人材派遣会社からの派遣スタッフ4人を配置し、事務局業務にあたっている。

県からの派遣職員は、主に事務局の基幹業務を担当し、大学運営及び教育・研究活動の展開に深く関与している。法人採用の職員については、就職支援業務、図書館業務を担当している。

研修機会の確保については、派遣元の県が実施する県職員研修の受講、外部機関が実施する各種研修・セミナーの受講を奨励しているほか、法人新採用職員を対象とした研修を実施し、大学職員として必要なスキルの取得等に努めている。

県職員研修は、職員に共通する職務の遂行に必要な能力を修得することを目的とし、外部機関が実施する各種研修・セミナーは、担当業務に応じて、SD活動、学生募集、広報、就職支援等の専門的な能力の修得を目的としている。

法人が新たに採用した任期付職員及び非常勤職員を対象とした研修は、文書作成やビジネスマナーといった、業務を遂行するうえで必要な基礎的な能力の修得を目的としている。

事務の効率化については、岩手県立大学事務局全体として、財務会計システム、旅費システム、人事給与システム等の事務処理の電子化を推進するとともに、継続的に業務フローの見直し及びシステムの改善を行っている。また、平成17年度から事務のプロセス改善を目的とした、県大版IMS（いわてマネジメントシステム）を導入しており、平成19年度は県大版IMSを進化させた「IPU事務局経営品質向上運動」により、顧客満足の視点からの業務の改革・改善に取り組んだ。

#### 【点検・評価】

大学間競争が激しさを増す中で、入試対策、大学教育の満足度向上、就職対策などの分野を強化し、本学の存在感を確かなものとすることが必要であるが、事務局においても当該業務に対する専門性を高めていくことが求められている。

現在の事務局において、県からの派遣職員は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の規定に基づいて派遣されており、同法第3条第1項の規定によりその派遣期間は原則として3年を超えることができないため、3年程度の周期で人事異動により入れ替わることから、入試・就職支援などの大学固有の業務に精通しているとは言えず、またノウハウの蓄積も十分とは言えないという課題がある。

業務の効率化については、各種事務処理の電子化により効率化を図るとともに、業務フロー やシステムを継続的な見直しを行っていることは評価できる。また、業務の改善については、平成17年度から組織的に取り組んでおり、その活動は職員に浸透してきていると考えられるが、より実効性のある取組みとするよう、実施方法等について改善する必要がある。

#### 【改善方策】

少人数で事務局業務を遂行しなければならず、かなりの制約を受けるが、大学業務に対する専門性を高めていくため、大学職員にとって必要なスキルが何なのか、そのスキルアップのためにいかに研修を企画・実施するかについて、ワーキンググループを設置し検討を進めているところであり、今後、この検討をベースにして本学事務局職員の研修体系を構築する。

岩手県からの派遣職員については、全序的な定数削減の流れの中で、今後、派遣職員数の減少が見

込まれており、このままでは事務局が機能低下に陥るおそれがある状況である。そこで、この機会を好機と捉え、県からの派遣職員の減少に対応して、大学固有事務を担う職員の採用を進め、専門性の向上、そのノウハウの蓄積を図っていく。

業務改善の取組みについては、その効果を検証するとともに、実施方法を見直しながら継続して実施していく。

## 第10節 施設・設備等

### 【目標】

- 良好的な教育・研究環境を確保するため、適切な施設設備の管理に努めるとともに、学内施設設備の有効活用を図る。
- 教育・研究活動等における安全と健康を確保するために全学的な体制を整備するとともに、学生及び教職員等の安全確保のため、適切な防災・防犯対策を講じる。

### 【「公立大学法人岩手県立大学の中期計画」の該当部分を抜粋】

#### 1 施設・設備の整備

### 【現状】

本学の校舎は、校地面積 55,625 m<sup>2</sup>を有し、施設として、管理棟、講義棟、図書館、体育館、学生寮があり、グラウンドは、運動場、テニスコート、緑地があり、いずれも、文部科学省の「大学設置基準」で定める校地・校舎の面積を大幅に上回っている（基礎データ表 27、28、29）。

### 【主な施設】

名 称	面 積 (m <sup>2</sup> )	名 称	面 積 (m <sup>2</sup> )
管理棟	3,280	グラウンド	7,520
講義棟	1,598	テニスコート	3,131
図書館	391	公園（緑地）	1,683
学生ホール等	141		
体育館	1,706		
学生寮	1,624		

また、大学の近隣に教職員公舎（敷地面積 2314 m<sup>2</sup>、建築面積 1572 m<sup>2</sup>）を有しており、本学の教育研究目的を実現するための条件は満たされている。

一方、学内情報システムとしては、岩手県立大学学内ネットワークシステムを構築し、学内の各所に情報コンセントを設置しているほか、ワイヤレス LAN も大講義室や多目的講義室などに設置し、学生は、学内のどこからでも学内ネットワークに接続できる。

教育情報関連としては、情報処理演習室の3室に約 170 台のパソコンを設置し、一人 1 台パソコンの環境を確保するとともに、各席から教員のパソコンの画面をみることができる C A I システムを導入し、わかりやすい授業を進めている。

また、岩手県立大学滝沢キャンパスと宮古キャンパスを広域 LAN 回線で接続し、両キャンパス間での遠隔授業、講演、討論会、会議等を行うことができる。

予算については、前年度の 2 月に各学部から必要経費を要求、3 月に予算額を決定して各学部に示し、4 月から各学部で執行している。

## 《予算の状況（当初）》

単位：千円

歳 入				歳 出			
項 目	17 年度	18 年度	19 年度	項 目	17 年度	18 年度	19 年度
交付金	263,846	256,975	228,297	教育研究費	39,701	33,194	34,052
授業料	75,583	75,583	75,583	一般管理費	49,790	43,468	42,115
入学検定料	3,168	3,168	2,700	人件費	283,962	289,574	260,593
入学料	14,892	14,892	14,892				
雑収入	15,964	15,618	15,288				
計	373,453	366,236	336,760	計	373,453	366,236	336,760

### 【点検・評価】

本学の施設・設備は、平成 2 年の開学に合わせて整備したものであり、教育環境は適切である。

なお、「学生生活を送る上で改善を要する危険箇所について」の学生アンケート（平成 18 年 5 月調査）結果においても、「学内にある」との回答はゼロであった。

また、県財政の逼迫により、県からの交付金は、年々、減少されており、計画的な整備が必要であるが、緊急を要するものや多額の経費を要するものは、その都度予算要求し、岩手県立大学全体で調整のうえ対応している（平成 18 年度は、バリアフリーの一環として、自動ドアを設置した）。

教育情報関連としては、一人 1 台パソコンの環境により、IT 社会の基礎を身に付けるとともに、授業時間以外でも自由にパソコンを使用できる。システムの運用に当たっては、委託業者が週 1 回点検しており、維持・管理に万全を期している。

### 【改善方策】

施設については、平成 18 年度に、今後、改修しなければならないものを調査し、平成 19 年 3 月に岩手県立大学事務局に提出したところであり、今後、岩手県立大学全体として中・長期的な改修計画が策定されるので、これに基づき、順次改修していく。

また、パソコンは、5 年毎に更新することとされており（情報システム整備検討委員会）、平成 19 年度末には情報処理演習室 1 に設置しているパソコンを更新することとしている。

今後も、計画に基づき、各施設・設備の利便性などに配慮する。

## 2 キャンパス・アメニティ

### 【現状】

本学は、本州最東端である宮古市の郊外の丘陵地帯に立地し、陸中海岸国立公園の中にあり、周囲を山に囲まれているが豊かな自然に恵まれている。市中心部から離れており、通学や買い物などの日常生活での交通手段が学生にとって重要な問題である。大多数の学生は、自転車・原付自転車を交通

手段としている。公共の交通機関として、開学当初は、本学の入り口付近まで来ていた路線バスは、平成 7 年に廃止され、現在は、約 1 km 離れた八木沢団地回りの路線に停留所が設置されており、駅周辺への交通手段として重要なものとなっている。ただし、運行本数が少ないため、結局、自転車に依存せざるを得ない状況である。

キャンパス内の自然環境は、自然との調和を保ちながら、樹木の手入れ、草刈、芝刈を実施し、学生の生活環境としての憩い・交流の場として整備している。

設備関係については、講義棟と学生寮との間に食堂（テーブル 18、いす 72、テレビ 1）、学生ホール（テーブル 6、いす 26、テレビ 1、パソコン 2）を設置している。食堂と学生ホールの間の廊下には、自動販売機（3 台）を設置している。また、管理棟の 2 階のラウンジにパソコン 2 台を設置している。

学生サークルは、現在、体育系 10、文科系 9 が活動を行っている。

禁煙対策については、岩手県立大学全体で取り組んでおり、平成 19 年 7 月から建物内完全分煙の徹底、10 月から建物内全面禁煙、平成 20 年 4 月から敷地内全面禁煙することとしている。

### 【点検・評価】

施設の環境は、文教地区に指定されており、自然環境も申し分なく、勉学するには最適である。

食堂は、民間業者に運営委託しており、昼食時にはほぼ満席になるなど繁盛している。ただし、メニューが少ないため、学生から「メニューを増やしてほしい。」旨の要望があるが、採算性の関係から困難である。

学生ホールと管理棟 2 階のラウンジは、憩い・交流の場として常時活用され、学生のニーズに対応している。

学生サークル活動に対して、後援会（事務局が経理担当）から年額 50 万円の助成が行われている。

喫煙対策としては、学生ホール隣に喫煙室を設置し分煙化している。

### 【改善方策】

キャンパスの環境整備については、引き続き良好な環境を維持する。

食堂のメニューについては、受託業者に対し、可能な限りを増やすよう要望していく。

サークル活動については、10 月に活動（中間）報告を、2 月に活動（実績）報告及び決算書を徴し、サークル活動が適正に行われているか点検していく。

禁煙については、10 月以降喫煙室を閉鎖（灰皿を屋外に設置）する。教職員に対しては、健康サポートセンター滝沢キャンパスに設置）による健康相談などを通じ、卒煙に取り組んでいく。

## 3 利用上の配慮

### 【現状】

施設の利用時間は、原則として、情報処理演習室 1.2.3 が 20 時までとし、利用時間を延長したい場合は、担当教員が同席することを条件に最大 21 時まで認めている。また、休日は、学生ホールと管理棟 2 階ラウンジを開放（9：00～17：00、パソコンをそれぞれ 2 台設置）している。

障害を持つ人ができるだけ利用しやすいように、管理、講義棟や体育館等の施設の入り口にスロープを設置、講義棟に階段昇降機と障害者用トイレを設置、体育館玄関に身障者用のスロープ（移動式）を設置している。

#### 【点検・評価】

施設の利用時間を延長する例は、卒業論文提出時期に限られており、適正に利用されている。

また、休日においても、パソコンが利用できる状態にある。

身障者施設の利用者は、現在のところいない。

#### 【改善方策】

施設の利用時間は、今後も適正に行っていく。

また、講義棟に設置している階段昇降機は、開学時点に設置したものであり、現在、交換部品がほとんどない。故障の際は、人力による応援やエレベーターの設置を検討する必要がある。

### 4 組織・管理体制

#### 【現状】

本学は、滝沢キャンパスと約 110 キロメートル離れていることから、本学独自に施設管理要領を定めている。施設管理者は事務局長であり、施設の管理及び使用事務を総括するとともに、担当施設ごとに施設担当者を置き、管理事務に当たらせる責任体制を構築している。施設担当者は、施設の使用的調整、盗難及び火災その他の災害の防止、整理清掃及び環境衛生、その他施設の良好な維持保全に努めることとなっている。

校舎等警備、消防設備保守、自家用電気工作物保安、空調設備保守、校舎等清掃、浄化槽維持管理、緑地管理、学生寮管理及び学内食堂業務については、専門業者に委託し、運営・維持管理に当たっており、勤務時間外に万一事故等が発生した場合、職員に連絡する体制を敷いている。

附属施設のうち、図書館については、本学の図書館運営要領、学内情報システムについては本学の情報システム利用要領をそれぞれ定め、日常的な管理運営を行っている。

また、災害時に携帯メールを使って学生・教職員に安否確認を行う災害時安否確認システム（第 5 節、1 心身の健康保持の支援を参照）を独自に構築し、非常連絡訓練を年 1 回行うとともに、災害時に備え、学生寮を対象とした防災訓練も年 1 回行っている。

さらに、学内には、教育研究活動による必要に応じて毒物・劇物が保管されていることから、岩手県立大学全体としての毒物及び劇物管理規程を定め、管理責任者、補助管理責任者及び使用責任者を

配置し、保管・管理の報告や検査を規定するなど、厳正な管理に努めている。

### 【点検・評価】

施設管理の責任体制は、管理規程に基づき構築されている。実際の施設の管理面においては、業務委託を行うことにより、警備や施設設備の維持保全に関しては 24 時間体制で監視・対応する体制となっており、不審者や施設設備の異常等に迅速かつ的確に対応しているなど、委託契約で責任体制が明確化されており、トラブルは発生していない。また、施設管理、警備、清掃等で複数の業務に委託しているが、事務局では、隨時、委託業者間と協議するなど、適正に管理を行っている。

安全管理に関しては、労働安全衛生法等関係法令を踏まえた安全衛生管理体制の充実を図ること、化学物質等の適切な管理及び廃棄物の適正な処理を行うこと、災害発生時等に対応する連絡体制を作成するなど危機管理体制を整備すること、学生に対する安全教育の徹底、安全意識の向上のための対応を充実することとしており、それぞれ、規程の整備と規程に基づく運用を図るとともに、学生に対しても、オリエンテーションキャンプにおいて啓蒙している。

また、課題として、災害時安否確認システムによる非常連絡訓練において、返信がない教員が見られること、学生寮の防災訓練においては、ややもすると緊張感に欠ける者も見受けられる。

### 【改善方策】

これまでの施設管理の責任体制、安全管理対策を着実に進めてきており、必要に応じて見直しながら、引き続き、適切な管理体制を運用していく。

災害時安否確認システムによる非常連絡訓練は、近い将来、宮城県沖地震が予想されていることから、訓練の重要性について周知・徹底し、全教職員が応答（返信）するようにしていく。

また、学生寮の防災訓練については、消防署の立会いを要請し、真に防災訓練となるよう指導を受ける。

## 第11節 図書館および図書・電子媒体等

### 【目標】

- 個々のメディアを充実させるとともに、先駆的な学内情報システムを駆使し、マルチメディア化の促進を図る。それにより、各種情報及び教育研究成果の一元的な蓄積、管理、提供を図り、三陸における情報発信拠点として地域貢献を果たし、もって、本学の教育及び研究の推進に寄与する。

【岩手県立大学メディアセンター分館の運営基本方針】

### 1 図書、図書館の整備

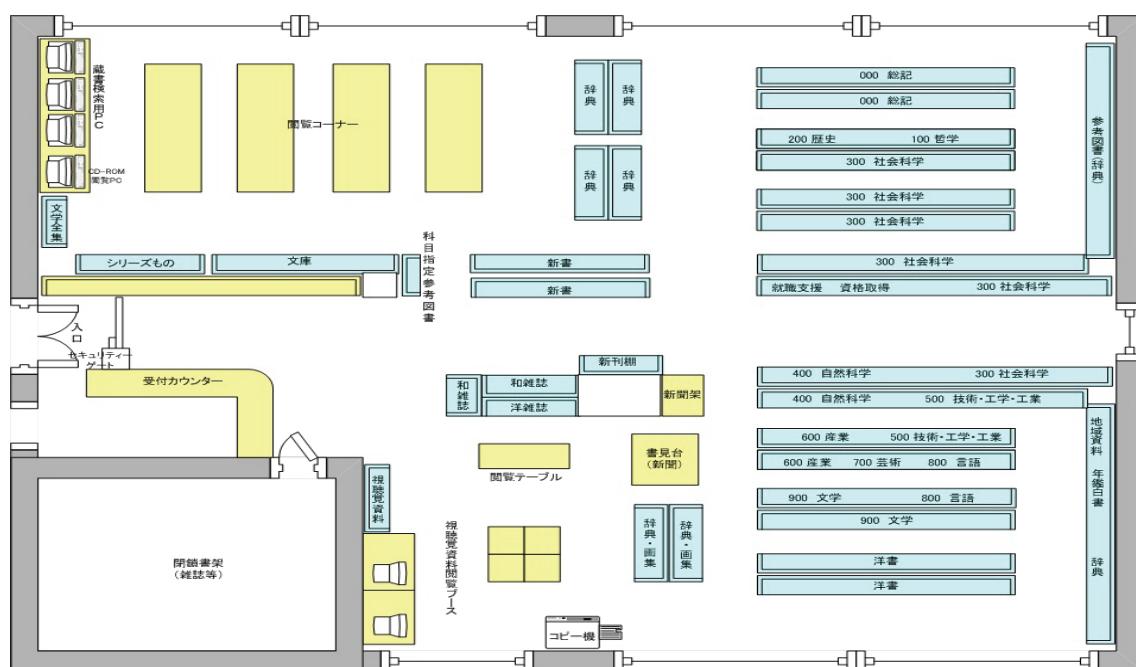
#### 【現状】

本学図書館は、短期大学の教育、研究活動に必要な図書、雑誌、視聴覚資料などを収集、整理、保存して、学生、教職員の利用に供している。また、「地域に開かれた大学」として、公開講座の受講生や一般の市民にも開放している。

本学図書館は、平成元年12月に竣工し、翌年平成2年の岩手県立宮古短期大学（平成10年に、岩手県立大学宮古短大部に名称変更）の開学とともに開館した。2階建て建物の2階部分、総床面積373m<sup>2</sup>の施設であり、平成17年4月からは、法人化に伴い岩手県立大学メディアセンターの分館として設置されている。

内部の構造は、下図のとおりで、出入口に盗難防止チェックゲートがあり、付近に受付カウンター、事務コーナー、雑誌・新聞・検索コーナーがある。事務コーナーの隣には、電動書架室があり、さらに視聴覚用ビデオとカード式コピー機が設置されている。奥に進むと開架書庫がある。閲覧室座席数は45席（基礎データ表31）で、付近にOPAC用のパソコンを3台設置、当館所蔵検索の他にNACSIS WEB CATにより、他大学の所蔵状況も確認できるようになっている。また、学生の教育効果を高めるため、科目指定参考図書コーナーを設置している。

館内案内図



開館時間は、通常午前 9 時から午後 6 時までである。

また、ホームページ上からも図書検索ができ、学生のほか一般の方も利用できる。

休館日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、その他、学内行事や蔵書点検のため閉館することがある。

平成 18 年度の図書館経常費決算額は、243 万円である。（図書 91 万円、雑誌 76 万円、消耗品その他 76 万円）

図書の所蔵総数は、平成 19 年 5 月 1 日現在 39,423 冊で、和書 36,728 冊、洋書 2,695 冊となってい（基礎データ表 30）。

学術雑誌は、和書 139 種、洋書 31 種（和書・洋書とも現在は購読を中止しているものも含む）、視聴覚資料 617 本（ビデオ・DVD）、新聞 15 種となっている。

なお、分類毎の所蔵状況は、下表のとおりである。

図書館所蔵状況

平成 19 年 5 月 1 日

分類	計		和書		洋書	
	冊数	金額	冊数	金額	冊数	金額
0 総記	5,841	23,598,403	5,377	19,478,147	464	4,120,256
1 哲学	1,038	2,716,346	997	2,381,621	41	334,725
2 歴史	1,751	4,804,105	1,717	4,460,346	34	343,759
3 社会科学	15,550	56,699,615	14,296	46,335,456	1,254	10,364,159
4 自然科学	2,853	9,352,144	2,606	6,919,642	247	2,432,502
5 技術・工学	3,519	10,832,796	3,374	9,407,229	145	1,425,567
6 産業	2,188	6,298,313	2,133	5,899,368	55	398,945
7 芸術・美術	1,089	2,389,004	1,043	2,169,595	46	219,409
8 言語	2,931	13,203,652	2,612	11,454,561	319	1,749,091
9 文芸	2,660	6,524,748	2,571	6,216,888	89	307,860
N 看護学	0	0	0	0	0	0
R 参考図書	0	0	0	0	0	0
	3	13,375	2	13,374	1	1
合計	39,423	136,432,501	36,728	114,736,227	2,695	21,696,274

本学図書館は、岩手県内の大学の中で、経営情報に関する文献を最も多く所蔵している図書館である。特に、経営学、会計学関係の文献は、広く体系的に所蔵している。ただ、これらの分野は、情報科学分野を含めて、常にアップデートしていくかなければならない分野でもある。開学以来、蔵書の数的確保とともに、常に最新版の所蔵に心がけ、全教員が選書に参加し、学生、教職員、市民の要請に応えてきたところである。図書館のスペース不足も考慮しながら、専門分野のバランス、利用者の関

心の動向、蔵書等の保存年限の見直しの中で、図書館整備を図ってきている。

下表は、本学教職員および学生の図書館利用状況である（基礎データ表 32）。

年度別図書館利用統計（学生および教職員）（単位：人、冊）

	入館者数	貸出冊数		貸出者数		開館日数
		学生	教職員	学生	教職員	
15	13,297	3,137	910	1,571	254	232
16	13,283	2,954	595	1,775	221	232
17	10,826	3,208	939	1,638	359	236
18	10,898	3,331	1,044	1,540	443	237
計	47,304	12,630	3,488	6,524	1,277	937

### 【点検・評価】

定員 1 年次 100 人、総学生数 200 人の単科の短期大学として、2 階建て建物の 2 階部分、総床面積 391 m<sup>2</sup> の施設を有効に活用しながら、小規模ではあるが最新レベルの施設を念頭に整備してきた。

現在、施設・設備及び図書資料の整備では、以下のような解決すべき課題がある。

- ・ 開学から 17 年を経過し、蔵書数の増加等により、開架、電動書庫共にスペースの確保が難しくなっている。
- ・ 経営情報学科として、常に最新の文献・資料の収集が必要であり、既存資料の有効性を評価しながら保存年数の見直しが必要となってきた。
- ・ 小規模図書館のため、学生の閲覧条件は必ずしも十分とはいえない。閲覧室の机は、個別の仕切りがなく、使い勝手が悪い。
- ・ 学生の授業への支援と図書館利用の促進のため、科目指定参考図書コーナーを設置した。今後一層の充実が必要である。
- ・ 全教員が参加し、年 2 回の選書を実施しているが、年 2 回という時間的制約から、最新の図書入荷には時間が掛かってしまう。また、教員は、個人研究費で速やかに最新版を購入し、選書に際して当該図書を選定しない場合が出てしまうケースがある。
- ・ 学生向けの小説等一般図書の多くは、後援会予算で、学生による選書で購入している。

### 【改善方策】

配架スペースが限界に近づいている状況の下で、経営情報学科の最新の文献・資料を確保していく必要がある。そのためには、既存の文献・資料の有効性の評価を行い、蔵書の可否や保存年数の変更を進めていく必要があり、具体的には以下のとおりに取り組んでいく。

- ・ 既存の文献・資料の有効性を再評価する。
- ・ 平成 18 年度に新聞の保存年数の見直しを実施したが、今後、特に雑誌等の保存年数を考える。

- ・ 閲覧室に仕切りを設置する。
- ・ 科目指定参考図書を、全科目 3 冊ずつ取り揃え、そのためのスペースを確保する。
- ・ 専門分野毎に学部内の分野別世話人と協議し、最低限必要な図書を選書していく。
- ・ 学生の図書館利用の促進を考えていく上で、過度の専門図書偏重を一部改め、質的判断をしながら一般図書購入枠について検討していく。

また、岩手県立大学メディアセンターとの連携や県内の他の図書館との連携を促進し、より専門性の高い文献・資料の収集に特化していく。

## 2 専門職員の配置

### 【現状】

図書館は、図書館長の下、教員 3 人、職員 1 人によって構成される図書館会議で運営方針等を協議している。日常的には、兼務職員 1 人、専門職員 1 人（司書補）、派遣スタッフ 1 人で運営している（基礎データ表 32）。

各種の研修機会を確保し、職員の職務遂行能力を高めるよう努めている。これまでの参加研修会は、以下のとおりである。

平成 16 年度 6 月 15 日～19 日 目録システム講習会(図書コース) 東京都学術情報センター 1 人

6 月 22 日～26 日 目録システム講習会(雑誌コース) 東京都学術情報センター 1 人

平成 17 年度 5 月 19 日～20 日 I L L システム講習会 東京都学術情報センター 1 人

7 月 19 日～8 月 27 日 図書館専門職員養成講習(司書補コース) 1 人

平成 18 年度 7 月 24 日～27 日 図書館専門職員養成講習(司書補コース) 1 教科のみ受講 富士大学 1 人

### 【点検・評価】

本学図書館は、開学以来、教職員が一体となって管理運営を展開してきた。基本的な管理運営方針等の協議は、図書館会議で行っている。また、専門職員（司書補）も会議に加わり、限られた人員で学生、教職員の利用に供し、地域社会の人々の要請に応えている。

職員に対しては、毎年研修の機会を確保し、そのレベルアップを図っている。開館時間は、教務等他の業務を持つ専任の兼務職員が協力することによって、午後 5 時 15 分までの勤務時間・開館時間を延長し、学生、市民の利便性を高めるべく午後 6 時までとしている。また、開館時間外の図書閲覧利用は、教員の統導で午後 8 時ごろまで利用できる。

また、レファレンスも幅広く、図書館職員が常に学べるような書籍等も必要となっている。

### 【改善方策】

職員研修の充実・拡大を図り利用者の便を図っていく。

また、現在、司書補の資格を有する専門職員に対し、司書資格取得のための講習受講の機会を与え、

専任職員として幅広い知識を身に付けさせる

### 3 学術情報へのアクセス

#### 【現状】

蔵書の検索システムであるO P A C (Online Public Access Catalog) を導入し、ネットワークを通じて当館所蔵の図書の検索が可能になっており、図書館内にもO P A C利用が可能なパソコンを3台設置し、平成17年度から学外からもO P A C利用が可能になっている。

O P A Cの長所としては、希望する図書を検索することで、当該図書がどのような状況であるか確認できる（貸出中の場合は、返却日を確認できる。）ことであり、問題点としては、本学と国立情報学研究所目録所在情報サービス（NACSIS WEB CAT）に登録された他大学の資料しか検索できないことである。

また、本学図書館ホームページも構築し、NACSIS WEB CATにより、他大学の所蔵状況も確認できとともに、本学の蔵書検索、新着図書、視聴覚資料、購読新聞一覧の情報を提供している。

以下の表は、O P A Cの利用件数である。

年度別O P A C利用統計

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件	2,524	3,573	48,394	75,446

#### 【点検・評価】

平成17年度より学外からもO P A Cの利用が可能になったことで利用件数が大幅に増えている。蔵書の情報を広く学外に提供することができるようになったことから、今まで以上に多くの利用があり、学術情報の提供、アクセスが飛躍的に向上しているといえる。また、国立情報学研究所目録所在情報サービスによって他大学の状況も確認できることから大学間での学術情報の共有化が図られ、利便性が向上している。

図書館内にもO P A C利用可能なパソコンを3台設置したことにより、学生、一般利用者の利便性が図られている。また、館内でO P A Cの使い方などの疑問点は職員が随時対応している。3台という台数は、本学の図書館の規模からも適切といえる。

本学の図書館ホームページを構築しており、蔵書検索、新着図書、視聴覚資料、購読新聞、研究紀要情報を随時更新することによって、学外に随時最新情報を提供している。また、学外からO P A Cが可能となったことにより、図書館利用者への利便性が図られている。

#### 【改善方策】

学外からのO P A C利用が平成17年度から可能になり大幅に利用数が増えたことからも、今後は、インターネットを利用して情報の共有化、情報の検索が進むことが考えられるため、岩手県立大学メ

ディアセンターとの連携や県内の他の図書館との連携を促進していく。また、より専門性の高い文献・資料についても収集していく。

本学の図書館ホームページによって随時蔵書等の学術情報を積極的に提供していく。

#### 4 図書館の地域開放

##### 【現状】

教職員、学生への開館と同じく一般への開館時間も通常午前 9 時から午後 6 時までである。また、学外からも本学の蔵書がホームページ上からも検索ができる。

休館日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、その他、学内行事や蔵書点検のため閉館することがある。

学外者の図書館利用状況は、以下のとおりである。

年度別図書館利用統計（一般利用者）(単位：人、冊)

	入館者数	貸出冊数	貸出者数	開館日数
15	151	68	41	232
16	194	74	53	232
17	189	93	52	236
18	199	74	38	237
計	733	309	184	937

地域への開放状況を学外者の登録からみると、現在 101 人となっている。

##### 【点検・評価】

開館時間を午前 9 時から午後 6 時までとすることによって、市民の利便性が向上してきた。幅広い市民がさらに有効に活用するには、一層の開館時間の延長が求められ、土日の開館も考慮していく必要がある。コミュニティカレッジを標榜する本学の図書館として、また、岩手県立大学メディアセンターの窓口として、市民活用の向上の視点からも検討していく必要がある。

図書館の近くに情報処理演習室があり、学生はそこで自由にインターネット活用ができる。そのこともあるって、図書館にはインターネットが利用できるパソコンを備えていない。学外利用者にとっては不便なため、改善する必要がある。

また、閉館時間が午後 6 時、平日のみの開館のため、仕事帰りの利用で時間的制約が大きい。社会人向けの開館時間の見直しを検討する必要がある。

さらに、現在の学外利用者の貸出冊数は 2 冊となっており、十分に活用してもらうためには貸出冊数が少ない状況にある。市立図書館とは違い専門性のある図書を多く所蔵していることから、学外利用者の貸出冊数の増加を検討する必要がある。

### **【改善方策】**

市民への貸出冊数の増加を図っていく。また、市民の活用を促進するため、市立図書館との連携を図り、今後も、引き続きアンケート調査などで市民のニーズに対応していく。

## 第12節 管理運営

### 【目標】

経営の責任者である理事長と教学の責任者である学長が相互に連携して全学的な運営体制を構築しつつ、リーダーシップを発揮できる仕組みにより意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。

また、組織・体制を継続的に見直しながら大学を取り巻く新たな課題などに戦略的かつ弾力的に対応する。

【「公立大学法人岩手県立大学の中期計画」の該当部分を抜粋】

### 1 教授会

#### 【現状】

公立大学法人岩手県立大学組織規則第25条により教授会が置かれている。

本学の教授会は、平成2年の開学以来、構成する全教員（助手を含む）をメンバーとして開催してきた。

小規模短期大学の利点を活かし、全教員が参加することによって、各教員が把握した学生の教育上、生活状況上の情報を共有化し、即時的、適時的対応に生かしてきた。

教授会の所掌事項については、岩手県立大学等教授会規程第3条第1項により、各学部については以下の事項について審議することとされている。

- ① 教育課程の編成に関する事項
- ② 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項並びに表彰及び懲戒に関する事項
- ③ 中期計画及び年度計画に関する事項
- ④ 学部長の選考及び解任について学長に対し述べる意見に関する事項
- ⑤ 教育又は研究に関する重要事項

教育課程の編成については、学務運営の推進母体である学内委員会の1つである教務・学生委員会においてカリキュラム編成作業を行い、教授会の議を経ることとなっている。

また、教員採用及び昇任人事については、教員選考手続内規により、採用実施の学長あての内申及び採用候補者の学長あての報告の際、短期大学部長は教授会の意見を聞くことと定められており、教授会の意向が反映される仕組みとなっている。

教授会の所掌事項については前述のとおりであり、短期大学部長の権限については公立大学法人岩手県立大学代決専決規程第8条により、学生の休学等の許可及び科目等履修生等の入学の許可等となっており、両者の間で権限が分担されている。

本学の教授会は、基本的に毎月第3水曜日の午後に定例的に開催するほか、早急に審議すべき事項が生じた場合には、隨時開催している。

また、本学の学務運営の推進母体として、入試、教務・学生、就職・編入、研究・地域連携、自己点検評価の各委員会を組織し、学務に関する企画運用に当たっている。教授会では、前述の審議事項のほか、各委員会からの提案の検討や報告等も行っている。提出する案件を調整するため、学部長、学科長、学部内各委員長等及び事務局長を構成員とする学部運営会議を設置し、教授会の円滑な運営

を図っている。

また、地方独立行政法人法第 77 条第 3 項に規定する教育研究審議機関である教育研究会議における審議事項は、公立大学法人岩手県立大学教育研究会議規程により次のように定めている。

- ① 中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- ② 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）により知事の認可又は承認を受けなければならぬ事項のうち、教育研究に関するもの
- ③ 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- ④ 教員の人事に関する事項のうち、人事の基準に関するもの（公立大学法人岩手県立大学定款第 14 条第 1 項第 6 号に係るものを除く。）
- ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- ⑧ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑨ その他教育研究に関する重要事項

教育課程の編成に関する事項、中期計画及び年度計画に関する事項等、教授会における審議事項と重複している事項については、教授会での審議を経た後、教育研究会議において審議する形となっている。

### 【点検・評価】

本学の教授会は、法人化に伴い、いわゆる旧来型の全学的事項に関する学部の決議機関としての教授会でなく、審議機関という位置づけで設置している。特に、教員人事等についても学長に対して内申を行う際に意見を述べるものとするなど、学長等トップのリーダーシップによる大学運営を行っていくため、教授会の権限については制限しているものである。

しかし、岩手県立大学全体に関する事項は大学のトップの意向だけで決定されるものではなく、教授会の審議を踏まえて本学と岩手県立大学全体の執行機関である各本部との調整、学部長等会議による議論、を経て、意思結成していく仕組みとしており、本学の教授会の意向が大学運営にも十分反映されるよう配慮している。また、教育研究に関する重要なものは、審議機関である教育研究会議で審議されている。

教授会の審議事項については、教授会規程等に基づき適切に行っており、学部長等会議に関する報告や学部内の各委員会からの提案・報告についての議論等も行われている。

## 【改善方策】

全教員が一堂に会し、本学の運営に関し必要と考えられる情報の伝達を受け意見交換を行いながら短期大学運営に関与していく現在の方式は小規模短期大学の大きな長所であり、これを改変させるべき状況ではないと考えられることから、今後も引き続き同様に行っていく。

現在の教授会の所掌事項については、妥当なものと思料されることから、引き続き適正な執行を続けていく。

また、学内の各種委員会の体制については、教員に過度の負担となっていないか、各委員会が重複して作業を行う実態はないかなどの点について検討し、より効果的で効率的な運営体制を構築する必要がある。

## 2 学長、短期大学部長の役割と選任手続

### 【現状】

学長の選任手続については、定款及び公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程に基づき、学長選考会議を設置し、当該会議において選考手続き、任期等について定め、実際の学長選考についても行うこととされている。ただし、法人化後の初代の学長については、定款附則の規定により任期4年とし、学長選考会議の選考によらず理事長が任命した。

定款、組織規則及び代決専決規程により、学長は、校務について全ての権限を有しているが、代決専決規程により、学長の権限を組織規則による職制に基づき、副学長、短期大学部長、本部長又は事務局長等に委譲するなど、学長を補佐する体制を整備し、円滑な意思決定と業務の執行を図っている。

法人化を契機に、教員人事に関する権限を学長に集約するなど、それまでの教授会の権限を学長に移し、短期大学運営上、学長がリーダーシップを発揮できる仕組みとなっている。

短期大学部長の選任手続きについて定めているものは特になく、学長の指名により理事長が任命することとされている。しかし、短期大学部の運営の要となる短期大学部長であるため、選任の過程では、学長が教授会に対し選任の方針等について説明し、意見を聞く機会を持って、公正な選任手続を担保してきている。

短期大学部長の役割としては、教授会を招集し、その議長となるなど、学部運営の指揮をする立場になっているほか、学部教員の所属長として、兼業の許可などの服務管理を行っている。

### 【点検・評価】

本学の学長については、学長選考会議がその選考のほか、任期や解任手続き等を定めることとなっているところであるが、法人化後、管理運営体制の構築に優先的に取り組んできた関係で、学長選考会議の設置が平成19年度まで待つところとなった。学長選考会議は、現学長の任期が1年余りとなった平成19年12月にようやく設置し、検討を始めているが、危機管理の一環からも適切な状態でな

いことから、早急に選考手続きや任免等について定めるとともに、直ちに選考過程に移行することが必要である。

学長の権限については、法人化により強化され、大学の意思決定を学長が行う仕組みを構築し、教学運営の最高責任者として学長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。

短期大学部長の選任手続については、教授会が学長に対し意見を述べる機会が担保されていることにより、短期大学部の意向が反映される仕組みとなっており、短期大学部の意向を踏まえつつ学長のリーダーシップが発揮できる仕組みとなっている。

教授会構成員の意思を尊重しながら、学部長の権限のあり方、教授会との役割分担等を整理し、学部運営の執行者の立場にふさわしい権限とする必要がある。

### 【改善方策】

法人化後初代の学長の任期は平成 21 年 3月末までとなっていることから、学長選考会議による議論を進め、早期に次期学長の選考がスタートできるよう取り組んでいく。具体的には、平成 20 年 3 月までに、任期や選考手続き等を検討し、平成 20 年度の早い時期に次期学長の選考を行う予定としている。

学長の意思決定を支援する組織について、現状の組織体制の検証を行い、リーダーシップがより一層効果的に発揮できる体制づくりを検討する。

短期大学部長の権限事項と教授会審議事項を整理することにより、学部運営の合理化・効率化を図る。

## 3 教学組織と学校法人理事会との関係

### 【現状】

法人の業務の範囲は、定款及び公立大学法人岩手県立大学組織規則により、次のとおり定められている。

- ① 県立大学を設置し、これを運営すること。
- ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ③ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ⑤ 県立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

このうち校務については、組織規則により学長がつかさどることとしており、法人は、財務、人事組織、計画などの経営面について担当する。

法人の役員は、理事長、副理事長、専務理事 2 名、理事 5 名及び監事 2 名であり、理事長と学長と

は別に選任しているが、学長が副理事長、副学長が専務理事、本部長が理事を兼ね、法人経営と短期大学を含む大学運営を一体的に行っている。このほか、非常勤の理事として学外の有識者2名を選任し、幅広い知見を法人経営に活用する体制を構築している。

法人としての最終的に意思決定する者は理事長であるが、その意思決定に資するため、理事で構成する役員会議を毎月1回開催し、経営に関わる重要事項を協議検討している。

なお、特に、定款等に規定する事項については、学外の有識者を委員として加え、地方独立行政法人法に基づく経営審議機関として設置した経営会議を隨時開催し、その審議を経たうえで、意思決定することとなる。

### 【点検・評価】

法人と教学組織が一体となった運営を行う体制としていることにより、法人の意向は明確に教学組織に伝達され、また、教学組織の意思も法人にストレートに伝わっており、意思決定の迅速化と業務の効率化に寄与している。

一方で、法人と教学組織の役割分担は、諸規定により明確に定められているものの、実際には、法人業務と大学の運営業務に明確な線引きは困難であり、法人化して2年を経過した現時点では、試行錯誤的に運営しながら、演繹的にそれぞれの役割と権限を明確化していくかぎりを得ない状況にある。

なお、特に、教育研究会議、経営会議、役員会議については、それぞれその役割が諸規定により明確に定められているものであるが、計画や実績とその自己評価など議題としてはほぼ同じ内容になることもあり、会議の性格や位置づけを一層明確にすることが必要となっている。

### 【改善方策】

法人と教学組織の役割分担をより明確なものとして、業務の効果的・効率的な運営を行うことが必要であるが、当面、役員会議・経営会議と本部長会議・学部長等会議・教育研究会議の位置づけを一層明確化し、大学運営に関する意思決定の透明性を高めるとともに、意思形成の仕組みを確立することとしており、その中で、法人と大学の役割と権限を明確化していく。

## 4 意思決定

### 【現状】

組織規則及び公立大学法人岩手県立大学代決専決規程（以下「代決専決規程」という。）により、短期大学の校務について最終的に意思決定する者は学長である。

学長は、校務について全ての権限を有しており、そのリーダーシップのもと、短期大学運営を行っているが、代決専決規程により、学長の専決権限を、組織規則による職制に基づき、副学長、短期大学部長、本部長又は事務局長等に委譲し、業務の円滑な執行を図っている。

このため、学長が最終的な意思決定を行うほか、全学的事項については各本部や事務局など、様々

なレベルにおいて、委譲された権限の範囲内で意思決定が行われている。

このうち岩手県立大学全体に係る事項については、本部間、他の学部等との間の調整を図るため、組織規則に基づき、学長、副学長及び各本部長で構成する「本部長会議」、本部長会議に各学部長、研究科長及び短期大学部長を加えた「学部長等会議」を設置し、いずれも学長が主宰して協議検討している。

岩手県立大学全体に係る事項の中でも特に重要な事項については、本部長会議において方針等を協議検討のうえ、学部長等会議に提案し、岩手県立大学全体での協議検討を経て、最終的には各本部において意思決定するか、又は各本部からの上申に基づき学長が意思決定する。

意思決定された事項については、学部長等会議において確認、周知が図られるほか、文書による通知、グループウェアへの掲示等により職員に周知され、施行する。

原則として、本部長会議は毎週水曜日の午前中、学部長等会議は毎月第2・第4水曜日の午後に開催し、円滑に岩手県立大学全体として協議検討を行う体制を敷いている。短期大学部については、一つの短期大学として運営する観点から、短期大学部長は毎月第2・第4水曜日の本部長会議に出席し、大学全体に関する重要事項の方針等に関する協議検討に加わり、短期大学部の運営に資する。

なお、特に、定款等に規定する事項については、学外の有識者を委員として加え、地方独立行政法人法に基づく教育研究審議機関として設置した岩手県立大学宮古短期大学部教育研究会議を隨時開催し、その審議を経たうえで、意思決定することとなる。この教育研究会議については、学長、副学長、本部長のほか、学外委員も同様であることから、岩手県立大学教育研究会議及び岩手県立大学盛岡短期大学部教育研究会議との合同会議として開催している。

### 【点検・評価】

平成17年度の法人化以前は、岩手県立大学全体に関する事項について、各種の全学的委員会が本学教授会の意見を調整して企画立案を行うとともに、本学、岩手県立大学（4年制）の各学部、盛岡短期大学部、附属機関が合議する場として月1回開催する「部局長会議」の決議を経て意思決定していたため、議論が複雑化し、意思決定に相当の時間を要していたところである。これに対し、現在の意思決定の体制は、法人化に伴い、分野ごとの管理責任者（本部長）を設置し、業務の責任・権限を明確にすることによって、学長の企画機能を向上させるとともに、そのリーダーシップによる大学運営を迅速に行うため構築したものである。すなわち、各種の全学的委員会を廃して全学的事項を担当する本部を設置し、本部が全学的事項に関する企画立案を行い、必要に応じて本部長会議や学部長等会議での検討・協議を経て、意思決定する体制である。これにより、各種の全学的案件について、迅速かつ円滑な意思決定が行われるようになり、学長のリーダーシップが發揮しやすいプロセスとなつた。

この意思決定プロセスについては、より効果的、効率的、民主主義な運営を行うため、次のとおり体制の整備を行いながら2年を経過し、学内に浸透してきている。

- ① 当初「学部長等連絡会議」であったものを「学部長等会議」に変更し、基本的に「連絡調整」を行う場から「協議・検討」を行う場とした。
- ② 教育研究会議の学外委員の構成を見直し、1名増員するなど、幅広い提言を得ることとした。一方では、いつ、どこで、何が決定しているか見えにくい、会議の頻度が高く、学長はじめ幹部の負担が大きい、等の批判もある。  
また、意思決定プロセス構築の中で、本部制を敷き、本部長会議を設置して大学の幹部による協議検討の場を設置したことにより、法人化以前に較べて、戦略志向的なトップマネジメントが可能となり、大学改革や業務改善に着手しているが、まだ端緒についたばかりである。

### 【改善方策】

この意思決定プロセスは、岩手県立大学全体としての運営体制を構築しつつ、学長がリーダーシップを発揮できる仕組みにより意思決定の迅速化を図るという目標を一定程度達成しているものと考えられることから、今後も、この意思決定プロセスを基本としつつ、より民主的・効果的なプロセスとして運用するための修正を加えながら、運用していく。

当面は大学としての意思決定に資する本部長会議、学部長等会議及び教育研究会議の位置づけを一層明確化し、大学運営に関する意思決定の透明性を高めるとともに、意思形成の仕組みを確立することとしている。

また、この意思決定プロセスにより構築した体制において、戦略志向的なトップマネジメントを機能させ、開学 10 周年記念事業、盛岡短期大学部の 4 年制以降を含む将来構想、人事制度改革などの課題への取組みを推し進めていく。

## 5 管理運営への学外有識者の関与

### 【現状】

短期大学の運営に関し、直接的に学外有識者が関与する仕組みとして、教育研究会議に学外委員を選任している。当該委員は、年 2 ~ 3 回程度開催する会議において短期大学の教育研究に関する重要事項の審議に参画し、意見・提言を述べる。教育研究会議における意見・提言については、各担当部署において対応を検討し、本部長会議、学部長等会議による協議検討を経て、計画や業務に取り入れられている。

間接的には、法人の組織である役員会議と経営会議に、学外の有識者が非常勤理事あるいは学外委員として参画している。経営会議の学外委員は、教育研究会議の学外委員と同様に、会議において意見・提言を述べ、非常勤理事は、法人の理事として、役員会議において発言するほか、必要に応じて教学の組織に協力して業務の執行に寄与するなど、より積極的に経営に参画することによって、法人と一体的に運営している短期大学の運営に関与している。

### 【点検・評価】

法人に非常勤理事を配置するとともに、経営会議及び教育研究会議に学外委員を選任し、幅広く学外有識者の意見・提言を運営に取入れる体制としていることは、公立短期大学として開かれた大学運営の確立に寄与しているものといえる。

ただし、法人化して2年を経過した現時点では、学外有識者の意見・提言を真摯に受け止め、運営に反映する体制の構築は著についたばかりであり、十分とはいえない。

また、特に、非常勤理事は、学外有識者とはいえ、法人の役員であることから、一層積極的な運営への関与が求められる。

### 【改善方策】

非常勤理事2名については、平成18年度中の役員会議において、主として担当する業務を定めたところであるが、今後は、学内の担当部署が非常勤理事との密接な連携のもとに推進することとしている。

また、経営会議、教育研究会議における意見・提言については、各担当部署における業務に対する参考意見として消化するばかりでなく、意見・提言に対する考え方や今後の対応を明確な形で示すことを検討してきたが、今後は、運営への反映状況としてとりまとめ、学内外に公表することを計画している。

## 第13節 財務

### 【目標】

- 学内における研究を活性化し、多様な専門分野の研究者が相互に連携することによって、積極的に外部研究資金の増加に努める。
- 教育・研究の機能強化を図りつつ、恒常的な業務の見直し、改善・効率化により、運営経費の抑制に努める。
- 資産管理の体制を整備し、適切な資産管理を行う。

【「公立大学法人岩手県立大学の中期計画」の該当部分を抜粋】

### 1 教育研究と財務

#### 【現状】

本学は、開学以来、設置者である岩手県の機関として、県内部における予算要求手続きを経て予算の配分を受けて大学を運営してきているが、法人化に伴い、公立大学法人として県から大学運営に係る資産を承継するとともに、地方独立行政法人法に基づき、法人として独自に予算を編成し、執行することとなっている。県から毎年度運営費交付金の交付を受けているが、いわば法人の自前の資産と資金調達により大学運営を行っているものである。

なお、本法人は、本学のほか、岩手県立大学、盛岡短期大学部を含めて3大学を運営しているものであるが、これを一体的に運営し、効率的な業務運営と経費の縮減を図っていくため、各大学に共通する業務を本部や事務局が一括して行う体制としている関係上、各大学に運営費を配分するなどにより経費を明確に区分しているわけではなく、また実際上困難であることから、以下は法人が行う3大学の運営に関する財務として記述する。

法人の資金調達は、主として、県からの運営費交付金のほか、授業料・入学検定料・入学料、職員宿舎料及び受託研究等事業収入等で構成されており、平成18年度における調達状況は次のとおりくなっている。

#### 【平成18年度収入決算額】

(単位：千円)

区分	予算額	決 算		摘要
		決算額	構成割合	
運営費交付金	4,561,197	4,561,197	72.6%	岩手県
諸補助金	15,500	24,017	0.4%	文部科学省G P等
自己収入	1,555,195	1,582,727	25.2%	
再 掲	学生納付金収入	1,443,668	1,470,279 (23.4%)	授業料・入学検定料・入学料
	その他収入	111,527	112,448 (1.8%)	職員宿舎料その他
受託研究等事業収入	125,540	106,630	1.7%	受託研究・共同研究
寄附金収入	0	8,314	0.1%	
計	6,257,432	6,282,885	100.0%	

このうち、県からの運営費交付金は、平成 17 年度の交付額を基準として、現在の中期計画期間である平成 22 年度まで、毎年度 1.5%を削減していくことが、県との間で合意されている。平成 22 年度の交付金は、平成 17 年度と比べると約 10%縮減される予定であり、法人としては業務の効率化等による経費の抑制等で対応することとしている。

なお、科学研究費補助金については、教員の個人研究費として別途管理していることから、諸補助金及び受託研究等事業収入には含まれていない。

こうした法人の資金調達の下、大学の教育研究等に配分し、大学を運営しているものであるが、県における厳しい財政状況の中で、平成 23 度以降の運営費交付金が未定であるほか、教員の退職金の手当や建築後 10 年を経過した施設設備の補修更新に要する経費等、現在の交付金の中で決着していない部分もあるなど変動要素が大きいことから、現中期計画期間中における収支のシミュレーションについては、法人として議論検討しているものの、中長期的な財政計画は策定し得ない状況にある。

当初の運営費交付金が法人化前の予算の状況を基礎として算定された経緯があることから、平成 17 年度以降の予算については、従前の執行状況をベースとして配分しており、平成 19 年 9 月時点における今後の収支見通しは、次のとおりである。

#### 【収支シミュレーション】

(単位：百万円)

区分		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
支 出	人件費	教員人件費	2,485	2,444	2,516	2,516	2,516
		退職金	118	247	78	86	109
		派遣職員人件費	563	518	495	495	495
		その他人件費	100	140	154	154	153
	教育費	教育費	137	159	154	154	154
		研究費	512	384	513	513	513
		その他教育研究費	175	160	168	168	168
	連携交流費		23	29	60	60	60
	一般管理 費	大学費	229	187	269	269	269
		施設管理費	351	330	465	673	673
		情報システム費	1,114	1,042	1,035	1,018	1,177
		その他一般管理費	40	16	51	49	49
収 入	その他		157	162	243	243	243
	小計		6,004	5,818	6,201	6,398	6,580
	運営費交付金		4,655	4,561	4,466	4,371	4,283
	自己収入	授業料等	1,240	1,244	1,220	1,220	1,220
		その他自己収入	340	338	326	324	321
	外部資金	研究費、補助金等	198	139	189	189	189
小計		6,433	6,282	6,201	6,104	6,013	5,923
収支差額		429	464	0	△294	△567	△680
繰越収支差額		429	893	893	599	32	△648

注) 運営費交付金は毎年度 1.5%削減、自己収入は収容定員から固定とし、退職金は定年による予定額を計上、施設管理費及び情報システム費には修繕費及び更新経費を見込み、他の経費は固定を原則としたものである。

この収支シミュレーションでは、経費を固定的にしていてる関係から、運営費交付金の削減により、平成 20 年度から収支の均衡を失い、平成 22 年度には、当初の剰余金を充当してもなお財源が不足することとなるが、今後一層の経費の縮減を図りながら、教育研究の目的や目標の実現を図ることとしている。

### 【点検・評価】

本法人の財政は、法人独自の資産と資金調達によるものであるが、実質的には、収入の 7 割強を占める県からの運営費交付金に依存している。反面、運営費交付金の措置は、地方独立行政法人法制上の枠組みであり、この意味では安定的な財政基盤が確保されていると言える。

この財政基盤の下で、大学の教育研究等の活動経費は、法人化後 2 カ年でそれぞれ剰余金が生じていることから、十分な資金が確保されているものと考えているが、法人化以前の執行状況を基礎として配分しているため、教育と研究等に関する活動やその経費が場合によっては錯綜し、あるいは重複するなど、現在の枠組みでは明確に区分し得ない状況も生じてきており、枠組みを見直す中で、教育に関する経費や研究費等の配分の比率自体も検討する必要性があるという課題がある。

この観点からも、将来的な財政計画の検討が必要であるが、上述のとおり現状では変動要素が多く、策定し得ない状況であることから、今後必要となる経費について詳細を検討するとともに、県と運営費交付金やそれと関連する経費の措置等について、協議していくことが必要である。

また、県からの運営費交付金は、当面毎年度削減されていく計画であることから、これを補填する財源を確保していくためには、補助金収入や受託研究等事業収入といった外部資金の増加を図ることが不可欠である。

なお、収支シミュレーションでは、平成 22 年度に累積欠損が生じるが、これは現在想定される増減を除き、収入や経費を固定的に見た場合のシミュレーションであり、実際の財政運営では、資金調達の範囲内で、教育研究の目的や目標を実現することを優先して、執行していくものである。

### 【改善方策】

法人として、教育・研究等への経費の配分を見直しながら、将来的に必要な経費を精査するとともに、本学の財政基盤の中核をなす県の運営費交付金について、その詳細の運用と次期中期計画に向けた将来にわたる交付金措置の考え方を協議していく中で、法人の安定的な財政基盤を築く計画を検討する。

具体的な財務の改善に関しては、外部資金を増加するため、研究成果を広く外部に提供し、受託研究など外部からの研究資金を導入するとともに、学内の多様で先進的な研究活動を推進し、競争的外部資金の獲得を目指す。また、競争的資金獲得のための申請方法研修会や学内審査会の開催、助成制度の紹介など支援体制を整備する。

さらに、地域社会の要求に対応した専門分野の有料の講習・研修制度など、収入を伴う事業を実施

する。

経費面については、適正な職員数を確保するとともに、アウトソーシングの積極的な導入などにより人件費の抑制を図るとともに、業務の徹底した合理化・簡素化により、経費の抑制を図る。また、委託業務内容を見直すとともに、複数年契約の導入などにより設備維持管理費の節約を図る。

資産の運営管理については、経営基盤の安定を図るため、出金管理、資産運用を適切に行うとともに、大学施設等の有効活用を進める。

## 2 外部資金等

### 【現状】

岩手県立大学全体で、安定的な財政基盤を構築するうえで、特に研究資金の財源を確保するため、積極的に外部資金の増加を図っており、科学研究費補助金等競争的研究資金の獲得、受託研究、共同研究、奨学寄附金の受け入れを推進している。その取組みとして、研究・地域連携本部が中心となって、中期計画に従って各種の施策を行って外部資金の導入に努めている。

本学における外部資金の導入状況は、下表のとおりである。

### 【外部資金の受入状況】

(単位：件、千円)

区分	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費補助金	0	0	1	300	1	300
受託研究費	3	900	1	150	0	0
共同研究費	1	1,525	0	0	0	0
計	4	2,425	2	450	1	300

このうち、科学研究費補助金については、研究・地域連携本部が岩手県立大学全体を対象とした制度の説明と申請書の記載方法等の研修を行うとともに、必要に応じてブラッシュアップする等の支援を行っている。

また、受託研究費及び共同研究は、三陸地域の特性を生かした地域づくりを支援している財団法人さんりく基金（「第 6 節、2 教育研究組織単位間の研究上の連携」を参照）の外部資金である。

### 【点検・評価】

岩手県立大学全体として、外部資金の増加を図るため、研究・地域連携本部が中心となって、その枠組みを構築し、取り組んでおり、法人化以前に比べて、外部研究資金は増加しているなど、一定の成果があがっていると評価できる。しかし、本学の財政的な基盤となっている県からの運営費交付金が漸減していく中で、学内研究費への配分もシーリングの対象として減少させてきていることもある。外部研究資金の獲得は、研究活動の成果として評価される一方、本学における研究財源の補完につながり、ますます重要性が高まっていることから、一層の増加を図っていく必要がある。

そのためには、着実な研究の推進と同時に、外部研究資金への積極的な応募が重要であるが、平成16年度からの3年間をみると減少傾向となっており、対策の強化が必要である。

また、三陸地域の特色を生かした地域研究に特別配慮し、中心市街地・まちづくり問題、観光問題等地域の直面する課題を積極的に取り上げていることは、一定の評価ができる。

### 【改善方策】

外部研究資金導入のための枠組みについては、法人化に伴って構築を始めてまだ間もないことから、当面円滑な運用を図りながら、その成果について検証する。

特に、科学研究費補助金などの外部研究資金への積極的な応募の促進については、岩手県立大学の研究・地域連携本部と連携を密にして取り組んでいく。

また、財団法人さんりく基金には、副理事長や運営のための教員を配置していることから、今後、その研究費に積極的に応募していく。

## 3 予算の配分と執行、財務監査

### 【現状】

本法人の予算は、公立大学法人岩手県立大学会計規則、公立大学法人岩手県立大学予算規程その他関係規程に基づき、3大学分を合わせて編成し、配分、執行している。

予算編成は、各部局の予算要求を事務局においてとりまとめのうえ、事務局長調整、理事長調整を経て、常勤する法人の役員で構成する予算調整会議で調整して予算案を作成する。予算案は、学外から登用している非常勤理事や監事を含めた役員会議において検討して成案とし、地方独立行政法人法に規定する経営に関する審議機関である経営会議の審議を経て、最終的に理事長が決定する手続きとなっている。

予算編成にあたっては、予め役員会議で検討した予算編成方針として、当該年度における重点的な取組みや留意事項を岩手県立大学全体に提示するとともに、必要に応じてシーリングをかけて、経費の抑制とともに、新規に取り組む活動に関する経費の捻出に努めている。

本学に係る予算要求については、事務局で取りまとめて岩手県立大学事務局の総務財務室に提出し、教育に係る経費については教育・学生支援本部が、研究等にかかる経費については研究・地域連携本部がとりまとめ、必要に応じて岩手県立大学全体で調整を行ったうえで、岩手県立大学全体の経費として要求する仕組みとしている。

予算の全体的な配分は、法人化した平成17年度において、法人化前の執行状況を基礎として配分した各経費について、シーリングをかけている状況であるが、毎年度の予算要求に応じて調整を行うことにより、当該年度の特殊な要因や新規事業にも配慮して決定している。

予算として配分された経費は、原則として、各本部が各学部等に配分することになるが、本学分については、総務財務室において取りまとめて配分している。その後、財務会計システムを通じて執行

手続きを行う仕組みである。ただし、研究費については、その執行権限を各教員に付与しており、各教員は財務会計システムを通じて直接執行手続きを行う。執行が手続きされた経費に係る金銭の收受は、経理責任者及び出納責任者として宮古事務局長が行うこととなっており、執行上疑義が生じた場合は、総務財務室と連携して、これにあたっている。

こうした仕組みにより執行された予算については、地方独立行政法人法に基づき、法人の監事2名により、法人経営や大学運営の状況、事業の実施状況等を含めた包括的な監査が実施されるとともに、設置者である県が選任した監査法人による会計監査を受けている。監事による監査、監査法人による会計監査は、毎事業年度を通じて実施されており、その指導助言を受けて改善を図るとともに、最終的には財務諸表を作成のうえ、監査を受検し決算している。

このほか、事務局内部において、会計経理の実務面の執行チェックを中心とする内部考査を実施しており、適切な執行の確保とともに、執行体制の問題点の把握や制度の改善等につなげている。

財務諸表については、県に届け出、その承認を受ける手続きとなっており、承認を受けた際には、県報において公告するほか、閲覧に供するため帳簿として備え付けるとともに、岩手県立大学のホームページ上に掲載し、公表している。

#### 【点検・評価】

本法人の予算については、公立大学法人の諸規程に基づき編成するとともに、配分し、執行しており、監査の報告に証明されるとおり、適正に行われている。予算編成にあたっては、各本部が本学を含めた岩手県立大学全体の状況を勘案して要求するとともに、予算調整会議においても必要に応じて各部局からの説明を求めるなど、教育・研究に関する経費の実情に柔軟に対応している。法人の役員会議や経営会議といった機関の協議・審議を経て編成しており、透明性も確保できている。また、予算の執行は、財務会計システム等を通じて行うことによって、システム上配分予算の執行状況や手続きの進行状況等が明確となっており、適正な執行につながっている。

ただし、予算編成及び配分については、法人化以前の執行状況を基礎として行ってきたことにより、教育と研究等に関する活動やその経費が場合によっては錯綜し、あるいは重複するなど、現在の枠組みでは明確に区分し得ない状況も生じてきており、枠組みを見直す中で、教育に関する経費や研究費等の配分の比率自体も検討する必要がある。

一方、個人研究費については、教員個人に配分し、執行権限を付与することにより、効率的な執行と弾力的な運用を図っており、教員にとっては、自らの判断で必要なときに物品の購入や出張等を行うことができる仕組みとなっている。その反面、研究費に関する説明会の開催や研究費マニュアルを作成配布などにより理解の促進に努めているものの、なお経費に対する理解の不足や手続きの遅れなどによって、執行に疑義が生じるケースも見られることから、より適正な執行を確保する観点から、相応の管理体制を整備する必要がある。

また、事務局内で内部考査を実施するとともに、法人監事や監査法人により年度を通して助言指導

を得る体制を構築する中で、誠実に情報を開示したうえで適正な決算処理を行い、県の承認を得たうえで公表するなど、アカウンタビリティの確保にも配慮しているが、これらの監査機能は、会計経理を執行する総務財務室が所管しており、公正な監査の実施を図る観点からは検討が必要である。

### 【改善方策】

予算編成及び配分については、法人としての安定的な財政基盤構築と密接に関連することから、県と運営費交付金について協議を進めながら、大学の目的・目標の実現のために必要な経費として精査し、適切な教育・研究等への経費の配分を検討する。

個人研究費については、マニュアルの改善等により制度の周知徹底、内部考査によるチェック体制の強化を図るとともに、科学研究費補助金等外部研究資金の確保と呼応させて研究費の執行に係る支援体制の充実を図る。

また、監査の実施体制については、相互牽制体制の確保の面から、執行機能との分離を検討する。

## 第14節 自己点検・評価

### 【目標】

教員の「自己点検評価」を恒常に実施し、教員と教育・研究の質の向上を図るとともに、各部局等の取組計画と実績及び成果について評価を行い、結果を公表して運営の改善・充実を図る。

また、全学の組織・運営、教育・研究活動等について、外部評価・第三者評価を定期的に実施し、その改善に反映させる。

【「公立大学法人岩手県立大学の中期計画」の該当部分を抜粋】

### 1 自己点検・評価

#### 【現状】

平成10年4月、岩手県立大学の全学的な組織として自己評価委員会を設置し、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら自己点検及び評価を行う体制を整備した。

その後、平成17年4月の法人化に伴い大学全体の組織改編を行い、法人及び大学の評価に関する特定事項を審議する組織として、評価委員会を設置したところである。

評価委員会の委員長は理事長が指名する者とし、法人理事兼大学改革推進本部長（教員兼務）を指名している。また、委員は部局長の意見を聴いて理事長が指名する職員10名以内で組織することとしており、主に各部局における自己点検・評価を担当する教職員10名を指名している。

評価委員会は、部局が行う自己点検評価を基に、次に掲げる事項を担当している。

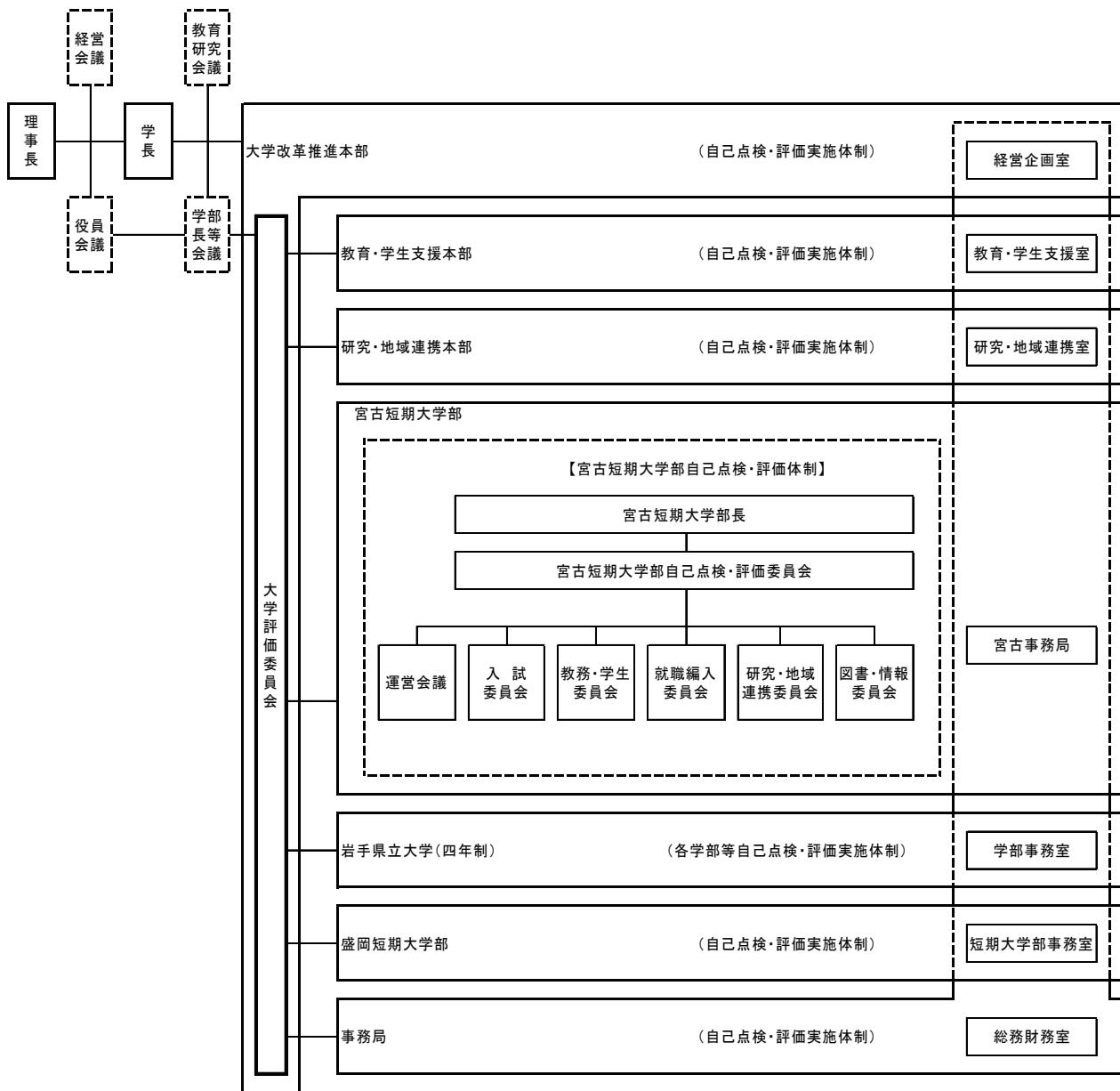
- ① 全学を対象とした自己点検評価の実施に関するこ
- ② 認証評価の受審に関するこ
- ③ 岩手県独立行政法人評価委員会の評価を受ける各事業年度における業務の実績の集約に関するこ
- ④ 知事に提出する中期目標に係る事業報告の集約に関するこ
- ⑤ 教員業績評価に関するこ
- ⑥ その他評価に関する重要事項

また、平成19年度からは、大学の評価、計画等に関する校務を処理するために、新たに大学改革推進本部を設置した。大学改革推進本部は、法人理事（教員兼務）を本部長とし、教員3名が本部長補佐を兼務しており、事務局経営企画室が業務に係る事務を処理する組織となっている。

大学改革推進本部の設置により、計画と評価を核とした全学的な改革・改善を推進する体制を構築し、自己点検・評価については、部局が行う自己点検・評価を基にして、評価委員会と大学改革推進本部が連携して取り組む体制となっている。具体的には、岩手県立大学全体の自己点検・評価に関する事項については、大学改革推進本部でその原案を作成し、評価委員会で審議のうえ決定する。評価委員会で審議・決定した事項については、各部局で実施するという流れになっている。

以上の組織の関係については次の図に示すとおりである。

## 【自己点検・評価体制図】



本学においては、短期大学部長の直下に評価委員会を置き、入試・教務学生・就職編入等の委員会が自己点検・評価する体制を構築しており、学内の各種委員会を通じて全教員が自己点検・評価に参画する仕組みとしている。各本部及び事務局においては、その職制に基づく自己点検・評価実施体制が構築されており、本部長及び本部長補佐等の教員のほか、全職員が事務分担の範囲に関する自己点検・評価を行う仕組みとしている。

## 【点検・評価】

評価委員会の委員は、事務局を含めた各部局において主に自己点検・評価を担当する教職員を指名するとともに、大学改革推進本部については、事務局経営企画室が業務に係る事務を処理する組織となっており、教学組織と事務組織が一体となって岩手県立大学全体で取り組む体制となっている点は

評価できる。

本学の自己点検評価委員会は、宮古短期大学部を運営する各委員会の委員長を構成メンバーとしており、全体を展望した自己点検・評価が可能であるが、そこでの自己点検・評価結果をフィードバックする仕組みの構築に改善の余地がある。

### 【改善方策】

これまでの自己点検・評価は、年度計画の進捗状況に係る「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」のとりまとめが主であり、その対象が限定的であったが、今回の認証評価に係る自己点検・評価においては、その項目が多岐にわたっていることから、より岩手県立大学全体としての取組みが求められたところである。

大学改革推進本部の設置により体制を強化するとともに、より多くの教職員が自己点検・評価に関わる契機になったと考えられるが、今後、恒常的に自己点検・評価を実施し、その結果を有効に活用していくためには、全教職員が一体となって取り組む体制を整えるとともに、自己点検・評価の結果を的確にフィードバックして、具体的な改善に結びつける仕組みを構築する必要がある。

## 2 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

### 【現状】

平成 13 年度に自己評価委員会、各部局自己評価実施委員会等が中心となり、平成 10 年度以降の活動内容について自己点検・評価を行い、その結果について「岩手県立大学自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、平成 14 年 3 月に発行した。

「岩手県立大学自己点検・評価報告書」は、岩手県立大学開学後の経過を振り返るため、岩手県立大学全体としての点検及び評価を行ったものであり、その結果、建学の理念の実践に多くの成果が確認されるとともに、なお一層取り組むべき課題が指摘された。各部局において、この結果を踏まえた改善計画を策定し、平成 15 年度及び 16 年度の計画に対する実績についての報告を求めたところである。

平成 15 年 11 月に大学改革実行計画として策定した「県立大学アクションプラン」は、大学を取り巻く環境が急激に変化している中で、今後の「県立大学の果たすべき役割と、改革の方向及びその具体的の方策」を明らかにするために策定したものである。策定にあたっては、教職員がそれまでの経験や「岩手県立大学自己点検・評価報告書」の内容を踏まえ、将来に向けた大学の展開について広く議論を重ねたところである。なお、「県立大学アクションプラン」の内容の一部については、法人化に際して策定した「公立大学法人岩手県立大学中期計画」（平成 17 年 8 月県知事認可）に反映されているものである。

平成 17 年 4 月の法人化後は、各事業年度の年度計画に掲げる各項目の進捗状況等について各部局で点検・評価を行い、その内容を岩手県立大学全体でとりまとめて「各事業年度に係る業務の実績に

に関する報告書」を作成している。「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は毎年度 6 月末までに岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出し、評価を受けているものである。評価結果については、学部長等連絡会議等を通じて学内に周知を図り、次年度の取組みの強化につなげるとともに、次期の年度計画策定にあたって反映させている。

学校教育法第 69 条の 3 に定める第三者評価（認証評価）については、平成 20 年度に大学基準協会による評価を受けることを平成 17 年 12 月に決定した。

評価委員会においては、平成 20 年度の認証評価受審に向けた岩手県立大学全体のスケジュールを作成し、学内共有を図るとともに、各部局における自己点検・評価の取組みの促進を図った。また、評価委員会と各部局との打合せを適宜実施し、進捗状況と全体的な課題の把握に努めるとともに、岩手県立大学全体として推進するため、全教職員を対象とした「認証評価セミナー」を 2 回開催し、認証評価の理解と自己点検・評価の意識付けを図ったところである。

今回の認証評価については、平成 20 年度末に改善を要する事項について指摘を受けることとなる。

また、現在の中期目標期間（平成 17 年度～平成 22 年度）が終了する平成 23 年度には、設立団体である岩手県から評価を受けることとなる。

これらの評価結果については、役員会議、学部長等連絡会議等の学内の会議で周知し、対応を協議するとともに、経営会議及び教育研究会議といった外部委員を含めた機関で審議し、理事長、学長から改善の方策等について示され、それにより改善を進めていくこととなる。

### 【点検・評価】

「岩手県立大学自己点検・評価報告書」は、岩手県立大学開学後初めての取組みであり、各学部における評価項目が統一されていないなど、その評価対象や評価方法等に反省すべき点もあるが、開学以来の活動状況を分析し、将来のあり方を考えるという点で意義があったものと評価できる。

認証評価、年度計画実績、中期目標期間の業績等についての自己点検・評価を効率的に行い、評価結果を有効に活用するためには、それぞれの自己点検・評価を別個のものとして対応するのではなく、相互に関連付け、一連の自己点検・評価として取り組む必要がある。

### 【改善方策】

評価結果を受けて、それに対する改善方策を円滑に遂行するためには、全教職員が一体となって取組む必要があり、岩手県立大学全体及び本学における自己点検・評価体制の中で、自己点検・評価の実施と併せて、その結果をフィードバックして改善につなげていく仕組みについて検討を進める。

また、中期計画等を策定する場合に、認証評価に係る評価項目を取り入れるなど、評価項目を相互に関連付けることにより、評価を受ける度に、その評価にあわせて自己点検・評価を実施するのではなく、恒常的な自己点検・評価の積み重ねが、結果として各種の評価に対応できるものとなる仕組みについても検討する。

### 3 自己点検・評価に対する学外者による検証

#### 【現状】

地方独立行政法人法に規定する審議機関として経営会議及び教育研究会議を設置しており、経営会議は、委員 8 名のうち 4 名、教育研究会議は委員 12 名のうち 3 名は学外の委員である。

「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」のとりまとめに当たっては、経営会議及び教育研究会議での審議を経ることとしており、自己点検・評価を行うにあたって、学外者を含めた委員の意見を反映させることとしている。

また、「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は、岩手県が設置している岩手県地方独立行政法人評価委員会の評価を受けることとされており、本学の自己点検・評価結果をさらに外部の機関が評価する仕組みとなっている。

認証評価については、評価委員会が認証評価機関及び受審の時期について比較検討した結果を理事長に提言し、その提言を受けて、平成 17 年 12 月に決定したものである。

また、今回の認証評価に係る自己点検・評価報告書については、経営会議及び教育研究会議において審議し、学外者を含めた委員の意見を反映させたものである。

#### 【点検・評価】

「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」については、自己点検・評価を行うにあたって、学外者を含めた委員の意見を反映させるとともに、さらに自己点検・評価結果を第三者機関である岩手県地方独立行政法人評価委員会が評価していることから、評価結果の客観性、妥当性は確保されている。また、認証評価に係る自己点検・評価報告書についても、学外者を含めた審議機関の委員の意見を反映させており、評価結果の客観性、妥当性は確保されている。

認証評価機関の選定にあたっては、評価委員会において、各認証評価機関における評価の内容を比較し、本学が目指す目的、目標の達成に資すると考えられる認証評価機関を選定し、その提言を受けて決定したものであり、その選任手続きは適切であった。

#### 【改善方策】

これまで行ってきた「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」の評価に加え、今後は、認証評価機関による評価を受けることとなり、さらに自己点検・評価結果の客観性・妥当性が確保されるものである。

### 4 短期大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

#### 【現状】

宮古短期大学部設置認可時に留意事項として指摘された点はない。

### **【点検・評価及び改善方策】**

今後、大学基準協会からの勧告などの事項があった場合には、宮古短期大学部自己点検評価委員会を通じて、各委員会等に評価結果をフィードバックし、速やかに改善につなげていく仕組みを作っていく必要がある。

## 第15節 情報公開・説明責任

### 【目標】

教育・研究の成果及び運営状況について、情報公開を積極的に行い、大学の教育・研究活動に対する県民の理解が得られるように努める。【「公立大学法人岩手県立大学の中期計画」の該当部分を抜粋】

### 1 財政公開

#### 【現状】

本法人は、地方独立行政法人法により、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書といった財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3ヶ月以内に岩手県知事に提出し、その承認を受けることとされている。

平成18事業年度分にあっては、平成19年6月29日に岩手県知事に提出したところであり、当日、県庁教育記者クラブにおいて、法人の決算概要として記者発表した。記者クラブ加盟17社中9社の参加があり、全県をカバーする地元紙に記事が掲載された。

財務諸表について岩手県知事の承認を得た後は、地方独立行政法人法及び定款に基づき、岩手県報において公告するとともに、一般の閲覧に供すため、滝沢キャンパス及び宮古キャンパスとも事務所に財務諸表及び監事の意見を記載した書類を帳簿として備え付けたほか、岩手県立大学のホームページの「情報公開」欄に掲載するとともに、トップページの「最新情報」にも掲載した旨を表示し、帳簿として備え付けた書類と同様の内容を公表している(基礎データ表35)。

ホームページへのアクセス数は、平成17年度財務諸表については、平成18年9月から平成19年8月までの12ヶ月間で963件(月平均80件)、平成18年度財務諸表については、平成19年7月から平成19年8月までに2ヶ月間で590件(月平均295件)と、アクセス数は増加してきている。

#### 【点検・評価】

記者発表すると新聞等に掲載され、全県的な周知が図られることになり、特に全県をカバーしている地元紙に掲載されたことは、多くの県民に周知し、理解を得る観点から高く評価できる。

ただし、新聞等には決算の状況すべてが掲載されるわけではないことから、法人の財政状況の詳細について説明責任を十全に果たしているとはいがたい。

一方、ホームページへの掲載は、パソコンとインターネット環境があれば誰でも閲覧可能であり、県民が閲覧しやすい状態で公表しており評価できる。アクセス数が増加していることから、徐々に周知されてきていると評価できるが、ホームページへの掲載についてより多くの方に周知するとともに、掲載する内容を工夫し、わかりやすい財政状況の周知手法を検討する必要がある。

#### 【改善方策】

公立大学法人として財政状況について説明責任を果たしていくためには、資料の所在を周知することが必要であり、広報誌の活用等により、ホームページで公表していく。また、わかりやすい内容と

するよう、概要版等による情報公開について検討する。

## 2 自己点検・評価

### 【現状】

各事業年度の年度計画に掲げる各項目の進捗状況等について、自己点検・評価を行った「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は、当該事業年度終了後3ヶ月以内に、岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出することとされており、平成18事業年度分にあっては、平成19年6月29日に提出した。

「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出した後、財務諸表等の公表と合わせて県庁教育記者クラブにおいて記者発表している。記者発表の概要については、財務諸表の公表と同様である。

また、岩手県立大学のホームページにおいて「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を本学の活動に関する自己点検・評価として公開している。ホームページへのアクセス状況は、「平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書」については、平成18年9月から平成19年8月までの12ヶ月間で1,924件（月平均160件）、「平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書」については、平成19年7月から平成19年8月までに2ヶ月間で755件（月平均378件）と、アクセス数は増加してきている。

「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」提出後、岩手県地方独立行政法人評価委員会による評価を受審しており、その評価結果についても、岩手県立大学のホームページに掲載し、公表しているほか、学内においては、本部長会議、学部長等会議、役員会議で報告するとともに、評価結果及び評価結果への対応等について議論検討している。また、教育研究会議及び経営会議においても公表している。

### 【点検・評価】

「平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書」は計画事項が332項目と多岐にわたっていることから、数値データも含めた概要版を作成するなど、分かりやすく説明する取組みを進めていることは評価できる。

一方、記者発表やホームページによる公表方法等については、財政公開の項と同様であり、ホームページへの掲載についてより多くに周知するとともに、掲載する内容のさらなる工夫により、わかりやすく説明する手法を検討する必要がある。

### 【改善方策】

公立大学法人として自己点検・評価結果について説明責任を果たすためには、資料の所在を周知することが必要であり、広報誌の活用等により、ホームページで公表していることを周知する。

また、公表にあたっては、よりわかりやすく説明していくため、ビジュアルを重視した概要版の作成等について検討する。

### 3 個人情報保護

#### 【現状】

本法人は、岩手県個人情報保護条例により同条例の実施機関と定められおり、「公立大学法人岩手県立大学個人情報保護規程」、「公立大学法人岩手県立大学個人情報保護事務取扱要領」、「公立大学法人岩手県立大学情報保護事務登録事務処理要領」を県に準拠して定め、対応している。

個人情報保護に関する所管は、岩手県立大学全体としては事務局経営企画室であるが、個人情報を取り扱う事務については、「個人情報取扱事務登録簿」に登録し、事務を所管する部局において、諸規定にしたがって個人情報を取り扱っている。

個人情報の開示については、本学の事務局が公開窓口となって対応している。

個人情報開示に関する相談があった場合は、相談の内容が条例に基づく個人情報の開示請求として対応すべきものかどうかを確認し、個人情報の開示請求が必要なものについては、開示請求書の提出を求める。相談の内容によっては、個人情報の開示請求によらなくとも情報提供ができるものや他の制度の利用によるべきものがあるので、適宜助言している。開示請求に至ったときは、開示請求に係る個人情報に記録されている情報が非開示情報に該当するかどうかを検討し、開示決定等の判断を行う。また、請求のあった文書に、第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じ、当該第三者に意見書を提出する機会を与える。開示は原則として閲覧に供するものである。なお、写し等の交付をする場合には、あらかじめ定められた金額を徴収することとされており、本法人においては、県とは別に金額を計算して徴収している。

平成 18 年度における、本学に係る個人情報の開示請求は 13 件であり、すべて入学試験の成績に関するものであった。

#### 【点検・評価】

本法人は、平成 17 年度の法人化後も、引き続き岩手県個人情報保護条例の実施機関とされたものであるが、県とは別組織となったことから、独自に個人情報保護の手続き等に関する諸規程等を整備したものである。

個人情報開示の請求に係る請求者負担額は、法人独自に設定しているが、当該金額の算定は、複写機の契約単価、コピー用紙の契約単価及び従事する職員の報酬額に基づいており、適正なものと考えている。

個人情報開示請求については、諸規程等に従って適切に処理している。

しかし、本法人が個人情報保護条例の実施機関であること及び個人情報保護に関する諸規定をホームページで掲載していないなど、制度の周知が不十分であるという課題がある。

### **【改善方策】**

引き続き、個人情報保護に関する諸規定により制度を運用していく。

個人情報保護に関する諸規定、手続きなどを県民に分かりやすい方法で周知するため、岩手県立大学全体のホームページに個人情報保護に関する諸規定及び公開窓口等を掲載していく。

## 終 章

本学は、「高度情報化社会」の進展など、社会の新しい潮流を背景として、地域の多様な要請に応じうる短期大学として設立された。

**理念・目的・教育目標**としては、岩手県立大学の短期大学部として、「広い教養と深い専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」としている（宮古短期大学部学則第1条）。

本学は、岩手県内でも特に過疎化・高齢化が進展している沿岸部に立地し、地域と結び付いて、産業・文化の振興に貢献することを、開学の趣旨の一つとしており、その趣旨は今後も維持していく。その設置目的の趣旨を踏まえ、2年間の課程での人材育成の目的・目標は維持するとともに、時代状況、社会動向に対応し、より充実した教育内容と教育研究の質向上について継続的に取り組んでいく。

**教育研究組織**では、本学経営情報学科は、設置理念に基づき、平成7年経営・会計コースと情報科学コースの2つのコースを導入した。この2つのコースにおいては、履修科目のウェイトに違いがあるが、両方の分野の科目を履修する形態となっており、学生は卒業するまでに、いずれかのコースの単位を満たすことが要求されている。このコース制は、他の大学・短期大学などと異なり、学生が自分で決めて選択し、1年次のときに決めたコースを2年次になるときに変更も可能であり、本学独自の方式である。学生が自分でコース選択をし、学ぶこうしたコース制は、今後も維持していく。

**教育の内容・方法**としては、学生の学習意欲向上を図るため、「学生主役の教育」、「分かりやすい授業」を目指し、その具体的取り組みとしてオフィスアワーを設けている。全教員が毎週水曜日3時間目に一斉にオフィスアワーを設け、学生と教員が接触する機会を持つことに大きな特徴があり、これにより、学生からの講義について、質問や要望、履修指導や進路支援など学生の側に立った指導を行うことが可能となっている。なお、研究室訪問学生からの質問や要望事項等は集計し、教授会でどのような質問等があったのか教員の共通認識としている。また、前期・後期とも15回の授業のうち、5回毎に学生の授業への出欠状態を各教員が取りまとめ、それにより欠席の多い学生に対し面接を行い、その理由を速やかに把握、履修指導や学習支援、進路支援を行っている。こうした結果、退学者や留年者も非常に少ないという結果を生んでいる。なお、留年者が出了場合、定期的に学習生活支援担当教員が面談を行い、学習状況を確認し、留年者の相談にのることで、大学生活を送る上で、支障なく勉学に取り組み、卒業に向けての支援体制を整えている。

このように小規模短期大学の利点を發揮し、学生と教員との距離を縮め、きめ細やかな教育を実施しており、今後ともこうした方向で教育に取り組む。

なお、平成15年度から、成績に応じた履修科目数の上限を設定した。これによって、学力に応じ無理のない学習への取り組みが可能となった。また、成績優秀者への履修科目上限数の変更は、学生の学習意欲向上になると考え導入している。

**学生の受入れ**では、一般入学試験と推薦入学試験の2種類の選抜試験を行っており、さらに、その入試区分としては6つ設けている。各選抜方法では、選抜種類に応じて総合的にみた基礎学力を有しているか、学習意欲と専門領域への関心の高さ、専門領域への適合性や大学生活を送る上で必要な社会性などの観点から評価を行っている。本学への志願者数・合格者数・入学者数の近年の推移については、常に定員を上回っているが、学生収容定員については、引き続き、定員割れや超過にならないように、きめ細かな対策や配慮をしていく。

**学生生活**では、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮として、年度当初全学生を対象に定期健康診断を実施している。また、セクシャル・ハラスメントの防止及び対策に関する規定及びガイドラインの説明は、入学時のオリエンテーションキャンプの際、パンフレットを配布しながら行っている。また、受付窓口や専門相談員の紹介をしている。いつでも安心して相談できる体制を確立している。また、本学は、地震や津波が多い三陸沿岸に位置するので、非常災害安否確認システムを構築している。

進路選択支援でも、就職編入委員会を中心に、ゼミ教員、就職相談員等連携を取りながら、就職、編入学の相談に応じており、就職率は85%強と高く、編入学も近年高まっている。このような進路支援は今後も継続していく。

経済的支援では、岩手県立大学全体の奨学制度や授業料免除制度、日本学生支援機構奨学金等により経済的に困難な学生援助を行っている。また、学生寮も学生の生活支援に大きく貢献しており、このような制度は、維持し、さらに学生のニーズに対応していく。

**研究活動と研究環境**では、学則にも「地域及び国際社会の発展に寄与すること」を謳っており、三陸地域の特性を生かした地域づくりを支援するため、平成6年に財団法人三陸地域総合研究センターが設置され、地域のシンクタンクとしての役割を担ってきた。平成14年4月に、財団法人さんりく基金に改組し、県内外から広くテーマを募集し、地域の特色を活かした調査研究を展開している。今後とも、さんりく基金、岩手県立大学地域連携センター等との連携を密にし、地域が直面する課題に積極的に取り組んでいく方針である。

**社会貢献**では、設置目的として「開かれた短期大学」をモットーにしており、教育・研究成果を広く公開し、地域の人々に学習する機会を提供するため、学内での生涯学習講座、出前講義、公開研究発表会、公開講演会を実施しており、その実施スタイル等をより地域のニーズに合った形にし、今後とも地域連携を深めていく。

**教員組織**では、専任教員は短期大学設置基準に定める専任教員数を上回っている。しかも、専門科目では、91%を専任教員が担当している。また、教員間の連絡調整は、教務・学生委員会が中心に教育課程編成作業等を通じて行っている。さらに、本学の組織は1学科であるが、教養、経営・会計、情報科学毎の分野別会議を通じて連絡調整を図っている。また、教員と教育研究支援職員等との間の連携・協力では、すべての学内委員会が教員と職員で構成され、教員と教育研究支援職員との日常的な意思疎通が確立されている。こうした教員組織は、今後とも維持し、さらに強化していく。

教員採用及び昇任については、「公立大学法人岩手県立大学就業規則」「公立大学法人岩手県立大学選考基準」「教員選考手続内規」「教員昇任審査基準（内規扱）」に沿って適正・公正に行われており、今後とも適正に運用し、公正性、透明性、客観性の確保に努める。

教員の教育研究活動の評価では、モチベーションの向上という観点から、平成 17 年度から目標管理システムを導入した。この目標管理システムは、教員のモチベーション向上とともに学部長等とのコミュニケーションを図る意味でも効果がある。また、教育活動については、各教員の教育改善のために学生による授業評価制度を導入している。さらに、研究活動については、各教員に基盤研究費 50 万円とは別に岩手県立大学全体として横断的に研究活動を活発化させ、地域貢献を図るため、全学プロジェクトという仕組みを構築し、全学プロジェクトに採択されれば、大学から助成金が出る。採択に当っては、学内内部審査とともに第三者による外部評価を導入し、公正な評価に努めている。このような教員に対する教育研究活動評価に関しては、実施しながらさらに改善していく方針である。

**事務組織**では、平成 17 年度から室・課制度を廃止し、フラット化しており、学部運営の総務関係事務はもとより、学生の募集、教務関係、就職支援、学生生活への支援などを行っている。学生が空き時間を利用し事務局を訪れるため、職員の休憩時間を 2 グループ化し、常に職員が窓口対応している。また、学生相互の交流や学生、教員、事務職員が一体となった大学運営が極めて重要であることから、事務局が主体となり、学部内の情報伝達手段として「宮短にゅうす」を概ね月 1 回発行している。さらに、すべての学内委員会は、教員と事務職員で構成し、委員長及び副委員長を教員が担う一方、事務職員も委員会の構成員としての役割を担うなど、協力関係が確保され、学部運営がスムーズに行われている。このような教学組織と事務組織が一体となった学部運営は、今後も継続していく。

**施設・設備等**では、校地面積 55,625 m<sup>2</sup>、施設として、管理棟、講義棟、図書館、体育館、学生寮があり、グラウンドとして運動場、テニスコート、緑地があり、いずれも文部科学省の大学設置基準で定める校地・校舎の面積を大幅に上回っている。また、学内情報システムとしては、学内のどこからでも学内ネットワークに接続できる。教育情報関連としては、一人 1 台パソコンの環境を確保するとともに、各席から教員のパソコン画面をみることができる C A I システムを導入、分かりやすい授業を進めている。

施設の環境は、文教地区に指定されており、自然環境も申し分なく、勉学するには最適である。また、施設の利用では、障害を持つ人ができるだけ利用しやすいように、管理、講義棟や体育館玄関に身障者用のスロープを設置している。今後とも学生に利用しやすい施設・設備となるように改善を図っていく。

**図書館および図書・電子媒体等**としては、「地域に開かれた大学」として、公開講座の受講生や一般市民にも開放している。本学図書館は、県内大学の中で、経営情報に関する文献を最も多く所蔵している図書館である。特に、経営学、会計学関係の文献は、広く体系的に所蔵している。開学以来、蔵書の数的確保とともに、常に最新版の所蔵に心がけ、全教員が選書に参加、学生、教職員、市民の要請に応えている。蔵書の検索システムである OPAC を導入し、ネットワークを通じて当館所蔵の図書

の検索が出来るようになり、平成 17 年度には学外からも OPAC 利用が可能となったため、その利用件数が大幅に増えた。今後は、インターネットを利用して情報の共有化、情報の検索も進むことが考えられる。岩手県立大学メディアセンターや県内他の図書館との連携をさらに促進していく。より専門性の高い文献・資料についても収集していく。また、本学の図書館ホームページによって随時蔵書等の学術情報を積極的に提供していく。学生はもとより地域の人々にとっても、より利用しやすい図書館となるよう改善を図っていく。

**管理運営**では、本学教授会は全教員をメンバーとして開催している。法人化を契機に、それまで教授会の権限であった教員人事に関する権限を学長に移譲するなど、学長のリーダーシップが發揮しやすい仕組みとなった。短期大学部長の選任手続きについて定めているものは特になく、学長の指名により理事長が任命する。しかし、短期大学部の運営の要である短期大学部長であるため、選任の過程では、学長が教授会に対し選任の方針等について説明し、意見を聞く機会を持って、公正な選任手続きを担保している。

学長は、校務について全ての権限を有し、そのリーダーシップのもと、短期大学運営を行っているが、代決専決規程により、学長の専決権限を、組織規則による職制に基づき、副学長、短期大学部長、本部長又は事務局長等に委譲し、業務の円滑な執行を図っている。

このため、学長が最終意思決定を行うほか、全学的事項については各本部や事務局など、様々なレベルにおいて、委譲された権限の範囲内で意思決定が行われている。

学長がリーダーシップを発揮できる仕組みにより意思決定の迅速化を図るという目標が一定程度達成されているものと考えられることから、今後も、この意思決定プロセスを基本としつつ、より民主的・効果的プロセスとなるよう、修正を加えながら運用していく。

**財務**では、法人の資金調達は、主として、県からの運営費交付金のほか、授業料・入学検定料・入学会員、職員宿舎料及び受託研究費等事業収入等で構成されている。実質的に、その収入の 7 割強を運営費交付金に依存している。運営費交付金は、平成 17 年度の交付額を基準として、現在の中期計画期間である平成 22 年度まで、毎年度 1.5% 削減していくことが、県との間で合意されている。平成 22 年度の交付金は、平成 17 年度比約 10% 削減予定である。具体的な財務改善に関しては、研究成果を広く外部に提供し、受託研究など外部からの研究資金を導入するとともに、学内の多様で先進的な研究活動を推進し、競争的外部資金の獲得を目指す。さらに、地域社会の要求に対応した専門分野の有料講習・研修制度など収入を伴う事業を実施していく。

**自己点検・評価**では、これまでの自己点検・評価は、年度計画の進捗状況に係る「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」のとりまとめが主であり、その対象も限定的であったが、今回の認証評価に係る自己点検・評価においては、その項目が多岐にわたっており、岩手県立大学で大学改革推進本部が設置され、体制強化が図られるとともに、より多くの教職員が自己点検・評価に係る契機になったと考えられる。今後、恒常的に自己点検・評価を実施し、その結果を有効に活用するためには、本学における自己点検・評価体制をさらに強化する必要があり、全教職員が一体となって取り組む体

制を整えるとともに、自己点検・評価結果を的確にフィードバックして、具体的な改善に結びつける仕組みを構築していく。

**情報公開・説明責任**については、教育・研究の成果及び運営状況について、情報公開を積極的に行い、大学の教育・研究活動に対する県民の理解が得られるように努める。

岩手県立大学のホームページにおいて「各事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を本学の活動に関する自己点検・評価として公開している。当該報告書は岩手県地方独立行政法人評価委員会により評価受審しており、その評価結果についても、岩手県立大学のホームページに掲載し、公表しているほか、学内においては、本部長会議、学部長等会議、役員会議で報告するとともに、評価結果及び評価結果への対応等議論し、具体的対応を行っている。また、教育研究会議及び経営会議においても公表している。今後とも、こうした情報公開・説明責任は、積極的に果たしていく。

以上、本学は、今回の自己点検・評価を振り返って、改善を要する課題が明らかになり、また、本学なりの優れた特徴もわかり、今後とも、設置趣旨から、地域と結び付いた、産業・文化の振興に資するとともに、小規模短期大学の利点を生かし、学生にきめ細かい支援をし、教育においては、特に「学生主役の教育」、「分かりやすい授業」を目指し、有能な人材育成に努めていく所存である。